

平成 28 年度

沖縄県労働条件等実態調査報告書

沖縄県 商工労働部 労働政策課

目 次

I. 調査概要	1
II. 調査結果	
1. 調査回答事業所の属性	
(1) 回答事業所の業種及び従業員規模	3
(2) 雇用形態	4
(3) 直近1年間における従業員の採用有無	9
(4) 性別・雇用形態別採用人数	10
(5) 新規学卒者の採用有無	13
2. 労働条件に関すること	
(1) 就業規則の作成状況	15
(2) 就業規則を作成していない理由	16
(3) 労働条件通知書の交付状況	16
(4) 正社員における週休制の形態	18
(5) 年次有給休暇制度の有無	19
(6) 年次有給休暇の平均付与日数および平均取得日数	20
(7) 年次有給休暇制度の日数が記入できない理由	21
(8) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度	21
(9) ワーク・ライフ・バランスの取り組み、実施している制度	23
(10) 育児休業取得者数及び取得率	24
(11) 育児休業制度の利用人数および期間	26
(12) 育児休業制度の有無	27
(13) 育児の支援制度等	28
(14) 介護休業制度の有無	29
(15) 介護休業制度を取得できる期間	30
(16) 介護休業の利用人数および期間	32
(17) 福利厚生制度の有無	34
(18) 福利厚生制度の内容	35
(19) メンタルヘルス対策の有無	36
(20) メンタルヘルス対策の内容	37
(21) メンタルヘルス対策を行っていない理由	38
(22) セクシュアルハラスメント対策の有無	39
(23) セクシュアルハラスメント対策の内容	40
(24) 管理職に占める女性の割合	41
(25) 女性管理職が少ない理由	43
(26) 女性が活躍するための取組（ポジティブ・アクション）の実施と内容	44
(27) ポジティブ・アクションを実施している理由	45

(28) 非正規社員の雇用形態別年齢	46
(29) 非正規社員を雇用している理由	50
(30) 非正規社員の処遇改善等について実施している取組内容	51
(31) 非正規社員からの転換実績	52
(32) 労働組合の有無	53
(33) 労働組合への加入状況	54
(34) 深夜勤務従事者の割合	55

Ⅲ. 調査票

I 調査概要

I 調査概要

1. 調査の目的

この調査は、県内の民間事業所に雇用されている労働者の労働条件等を把握し、その実態を明らかにするとともに、今後の労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

(1) 地域 : 県内全域

(2) 産業 : 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）による大分類に掲げる産業のうち、次に属する事業所を除いた全産業。

大分類「A 農業、林業」、「B 漁業」、「S 公務」、中分類「94 - 宗教」、

小分類「765 - 酒場、ビアホール」、「766 - バー、キャバレー」

(3) 規模等 : 「平成 24 年経済センサス-活動調査」の事業所を母集団として、従業員 5 人以上を雇用する事業所の中から、産業大分類事業所比率、従業員規模を考慮し、無作為に抽出した 2,000 事業所。

3. 調査基準日

平成 28 年 7 月 31 日

4. 調査方法

郵送調査法

5. 調査項目

「参考資料 平成 28 年度 沖縄県労働条件等実態調査 調査票」

6. 回収結果及び有効回答数

回収件数 : 868 件（回収率 : 43.4%）

有効回答件数 : 868 件

7. 利用上の留意事項

○集計表の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合が 100%とならない場合がある。

○複数回答（2 つ以上の選択肢を回答）の設問では、選択肢の回答比率の合計が 100%を超える場合がある。

○従業員規模別等で集計した場合、従業員規模別等それぞれに不明のサンプルがあるため、各項目のサンプル数の内訳の合計が全体のサンプル数と合致しない場合がある。

○業種別等で集計した際、特定の業種等でサンプル数が著しく少ないケースがある。

○本調査の調査対象事業所は、無作為に抽出されているものであり、集計事業所について前年と同一性が確保されているわけではないため、前年以前の調査結果との比較には注意する。

8. 本調査における産業の分類について

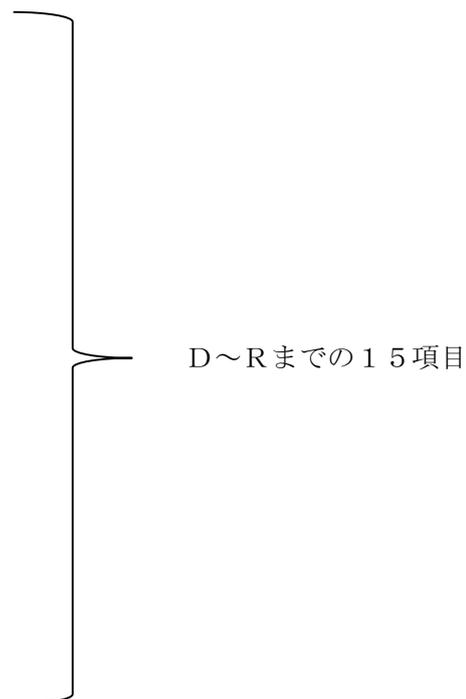
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）による大分類に掲げる産業のうち、次に属する事業所を除いた全産業。

大分類「A 農業、林業」、「B 漁業」、「C 鉱業、採石業、砂利採取業」、「S 公務」、
 中分類「94 - 宗教」
 小分類「765 - 酒場、ビアホール」、「766 - バー、キャバレー」

産業の分類項目は以下の通りである。

◆日本標準産業大分類項目表

	分 類
A	農業、林業
B	漁業
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス事業
R	サービス業（他に分類されないもの）
S	公務（他に分類されるものを除く）
T	分類不能の産業



II 調査結果

1. 調査回答事業所の属性

(1) 回答事業所の業種及び従業員規模

回答事業所の業種割合は、「医療、福祉（以下、医療・福祉）」（24.8%）が最も多く、次いで「卸売業、小売業（以下、卸・小売業）」（17.3%）、「建設業」（9.7%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（7.8%）、「製造業」（7.4%）、「宿泊業、飲食サービス業（以下、宿泊・飲食）」（7.0%）、「学術研究、専門技術サービス業（以下、学術研究等）」（5.3%）、「運輸業、郵便業（以下、運輸、郵便業）」（4.6%）、「生活関連サービス業、娯楽業（以下、生活関連等）」（3.3%）、「金融業、保険業（以下、金融、保険）」（3.0%）、「複合サービス業」（2.9%）、「不動産業、物品賃貸業（以下、不動産業等）」（2.9%）、「情報通信業」（2.3%）、「教育、学習支援業（1.0%）」、「電気・ガス・熱供給・水道業（以下、電気・ガス等）」（0.7%）と続く。

事業所従業員規模は、「10人未満」（23.3%）、「10人～29人」（28.1%）、「30人～99人」（26.2%）、「100人～299人」（17.1%）、「300人以上」（5.4%）と続く。

図表1 回答事業所の業種及び従業員規模

業種別	規模別		10人未満		10人～29人		30人～99人		100人～299人		300人以上	
	総数	割合		割合		割合		割合		割合		割合
全体	868	100.0%	202	23.3%	244	28.1%	227	26.2%	148	17.1%	47	5.4%
建設業	84	100.0%	32	38.1%	30	35.7%	16	19.0%	5	6.0%	1	1.2%
製造業	64	100.0%	10	15.6%	23	35.9%	17	26.6%	11	17.2%	3	4.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	100.0%	0	0.0%	2	33.3%	2	33.3%	1	16.7%	1	16.7%
情報通信業	20	100.0%	5	25.0%	3	15.0%	5	25.0%	6	30.0%	1	5.0%
運輸業、郵便業	40	100.0%	5	12.5%	6	15.0%	20	50.0%	7	17.5%	2	5.0%
卸売業、小売業	150	100.0%	36	24.0%	38	25.3%	43	28.7%	26	17.3%	7	4.7%
金融業、保険業	26	100.0%	3	11.5%	9	34.6%	7	26.9%	4	15.4%	3	11.5%
不動産業、物品賃貸業	25	100.0%	8	32.0%	11	44.0%	2	8.0%	4	16.0%	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	46	100.0%	19	41.3%	14	30.4%	9	19.6%	4	8.7%	0	0.0%
宿泊業、飲食サービス業	61	100.0%	11	18.0%	18	29.5%	19	31.1%	12	19.7%	1	1.6%
生活関連サービス業、娯楽業	29	100.0%	6	20.7%	8	27.6%	9	31.0%	5	17.2%	1	3.4%
教育、学習支援業	9	100.0%	4	44.4%	2	22.2%	2	22.2%	1	11.1%	0	0.0%
医療、福祉	215	100.0%	46	21.4%	57	26.5%	57	26.5%	40	18.6%	15	7.0%
複合サービス事業	25	100.0%	7	28.0%	5	20.0%	5	20.0%	6	24.0%	2	8.0%
サービス業	68	100.0%	10	14.7%	18	26.5%	14	20.6%	16	23.5%	10	14.7%

※割合については、上段：当該業種に占める構成割合、下段：当該規模に占める構成割合

(2) 雇用形態

回答事業所全体の従業員数は 71,973 人となっており、そのうち正社員は 37,924 人 (52.7%)、非正規社員 34,049 人 (47.3%) となっている。

正社員のうち、男性は 22,141 人 (30.8%) で、女性は 15,783 人 (21.9%) となっている。

非正規社員でもっとも多いのは「パート・女性」で 16,436 人 (22.8%)、次に「契約社員・女性」で 5,491 人 (7.6%)、以下、「契約社員・男性」で 4,395 人 (6.1%) と、非正規社員のうち女性が占める割合は 71.3%となっている。

業種別にみると、正社員割合が高い業種は、「電気・ガス等」(95.1%)、「建設業」(86.4%)、「運輸・郵便業」(77.2%) となっている。

一方、正社員割合の低い業種は、「サービス業」(27.5%)、「卸・小売業」(29.1%) となっている。

「建設業」、「電気・ガス等」は、男性正社員が約 70%以上を占める。

また、「医療・福祉」では、男性正社員より女性正社員の割合が高くなっている。

図表 2-1 性別・雇用形態別従業員数 (実数)

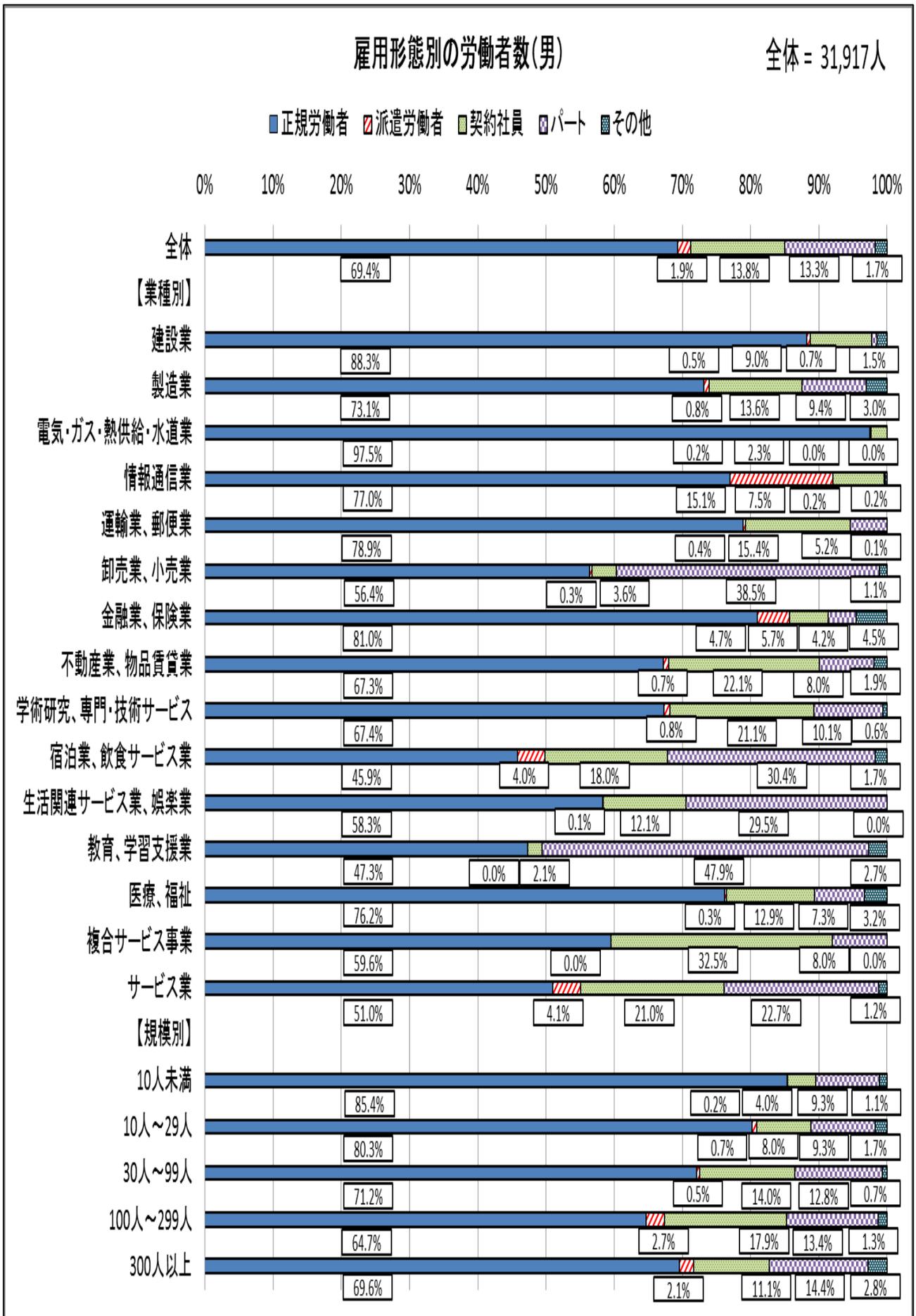
	サンプル数	従業員計	男性従業員計	女性従業員計	正社員計	正社員			非正規社員計										
						正社員・男性	うち多様な正社員		派遣労働者・男性	派遣労働者・女性	契約社員・男性	契約社員・女性	パート・男性	パート・女性	その他・男性	その他・女性			
							正社員・女性	うち多様な正社員											
(単位:人)																			
全体	868	71,973	31,917	40,056	37,924	22,141	978	15,783	1,226	34,049	596	1,286	4,395	5,491	4,239	16,436	546	1,060	
業種 (産業大分類)別	建設業	84	2,927	2,440	487	2,528	2,154	56	374	42	399	12	12	220	63	18	28	36	10
	製造業	64	4,227	2,528	1,699	2,322	1,849	40	473	9	1,905	21	20	344	302	238	838	76	66
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	1,114	913	201	1,059	890	8	169	0	55	2	0	21	8	0	24	0	0
	情報通信業	20	1,858	1,399	459	1,335	1,077	76	258	15	523	211	88	105	70	3	42	3	1
	運輸業、郵便業	40	4,175	2,983	1,192	3,224	2,354	140	870	233	951	12	25	458	70	156	227	3	0
	卸売業、小売業	150	10,490	3,345	7,145	3,049	1,888	45	1,161	191	7,441	10	53	121	159	1,289	5,760	37	12
	金融業、保険業	26	3,763	1,636	2,127	2,313	1,325	44	988	136	1,450	77	397	93	157	68	463	73	122
	不動産業、物品賃貸業	25	1,008	678	330	580	456	13	124	7	428	5	3	150	95	54	105	13	3
	学術研究、専門・技術サービス	46	1,464	889	575	794	599	56	195	15	670	7	7	188	87	90	283	5	3
	宿泊業、飲食サービス業	61	4,068	1,788	2,280	1,302	820	19	482	11	2,766	72	130	322	263	543	1,366	31	39
	生活関連サービス業、娯楽業	29	1,604	770	834	796	449	11	347	43	808	1	5	93	162	227	311	0	9
	教育、学習支援業	9	289	188	101	115	89	40	26	5	174	0	1	4	3	90	69	5	2
	医療、福祉	215	21,448	6,806	14,642	14,088	5,188	307	8,900	457	7,360	20	113	879	2,621	498	2,551	221	457
	複合サービス事業	25	2,704	1,998	706	1,442	1,190	21	252	3	1,262	0	1	649	309	159	144	0	0
サービス業	68	10,834	3,556	7,278	2,977	1,813	102	1,164	59	7,857	146	431	748	1,122	806	4,225	43	336	
従業員規模別	10人未満	202	1,287	642	645	939	548	45	391	28	348	1	4	26	50	60	193	7	7
	10人~29人	244	4,189	2,236	1,953	2,750	1,795	143	955	151	1,439	15	15	178	290	209	674	39	19
	30人~99人	227	12,018	6,206	5,812	6,726	4,475	207	2,251	268	5,292	29	67	867	992	793	2,436	42	66
	100人~299人	148	24,687	11,604	13,083	12,534	7,505	239	5,029	261	12,153	318	505	2,077	2,139	1,556	5,053	148	357
	300人以上	47	29,792	11,229	18,563	14,975	7,818	344	7,157	518	14,817	233	695	1,247	2,020	1,621	8,080	310	611

図表 2-2 性別・雇用形態別従業員数（割合）

	サンプル数 (単位:%)	従業員計	男性従業員計	女性従業員計	正社員計				非正規社員計										
					正社員・男性	うち多様な正社員	正社員・女性	うち多様な正社員	派遣労働者・男性	派遣労働者・女性	契約社員・男性	契約社員女性	パート・男性	パート・女性	その他・男性	その他・女性			
全体	100.0	100.0	44.3	55.7	52.7	30.8	1.4	21.9	1.7	47.3	0.8	1.8	6.1	7.6	5.9	22.8	0.8	1.5	
業種 (産業大分類)別	建設業	9.7	100.0	83.4	16.6	86.4	73.6	1.9	12.8	1.4	13.6	0.4	0.4	7.5	2.2	0.6	1.0	1.2	0.3
	製造業	7.4	100.0	59.8	40.2	54.9	43.7	0.9	11.2	0.2	45.1	0.5	0.5	8.1	7.1	5.6	19.8	1.8	1.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	100.0	82.0	18.0	95.1	79.9	0.7	15.2	0.0	4.9	0.2	0.0	1.9	0.7	0.0	2.2	0.0	0.0
	情報通信業	2.3	100.0	75.3	24.7	71.9	58.0	4.1	13.9	0.8	28.1	11.4	4.7	4.4	3.8	0.2	2.3	0.2	0.1
	運輸業、郵便業	6.0	100.0	71.4	28.6	77.2	56.4	3.4	20.8	5.6	22.8	0.3	0.6	11.2	1.7	3.7	5.4	0.1	0.0
	卸売業、小売業	17.3	100.0	31.9	68.1	29.1	18.0	0.4	11.1	1.8	70.9	0.1	0.5	1.2	1.5	12.3	54.9	0.4	0.1
	金融業、保険業	3.0	100.0	43.5	56.5	61.5	35.2	1.2	26.3	3.6	38.5	2.0	10.6	2.5	4.2	1.8	12.3	1.9	3.2
	不動産業、物品賃貸業	2.9	100.0	67.3	32.7	57.5	45.2	1.3	12.3	0.7	42.5	0.5	0.3	14.9	9.4	5.4	10.4	1.3	0.3
	学術研究、専門・技術サービス	5.3	100.0	60.7	39.3	54.2	40.9	3.8	13.3	1.0	45.8	0.5	0.5	17.3	5.9	6.1	19.3	0.3	0.2
	宿泊業、飲食サービス業	7.0	100.0	44.0	56.0	32.0	20.2	0.5	13.1	0.3	68.0	1.8	3.2	9.3	6.5	13.3	33.6	0.8	1.0
	生活関連サービス業、娯楽業	3.3	100.0	48.0	52.0	49.6	28.0	0.7	21.6	2.7	50.4	0.1	0.3	5.8	10.1	14.2	19.4	0.0	0.6
	教育、学習支援業	1.0	100.0	65.1	34.9	39.8	30.8	13.8	9.0	1.7	60.2	0.0	0.3	1.4	1.0	31.1	23.9	1.7	0.7
	医療、福祉	24.8	100.0	31.7	68.3	65.7	24.2	1.4	41.5	2.1	34.3	0.1	0.5	4.1	12.2	2.3	11.9	1.0	2.1
	複合サービス事業	2.9	100.0	73.9	26.1	53.3	44.0	0.8	9.3	0.1	46.7	0.0	0.0	24.0	11.4	5.9	5.3	0.0	0.0
	サービス業	7.8	100.0	32.8	67.2	27.5	16.7	0.9	10.7	0.5	72.5	1.3	4.0	6.9	10.4	7.4	39.0	0.4	3.1
従業員規模別	10人未満	23.3	100.0	49.9	50.1	73.0	42.6	3.5	30.4	2.2	27.0	0.1	0.3	2.0	3.9	4.7	15.0	0.5	0.5
	10人～29人	28.1	100.0	53.4	46.6	65.6	42.9	3.4	22.8	3.6	34.4	0.4	0.4	4.2	6.9	5.0	16.1	0.9	0.5
	30人～99人	26.2	100.0	51.6	48.4	56.0	37.2	1.7	18.7	2.2	44.0	0.2	0.6	7.2	8.3	6.6	20.3	0.3	0.5
	100人～299人	17.1	100.0	47.0	53.0	50.8	30.4	1.0	20.4	1.1	49.2	1.3	2.0	8.4	8.7	6.3	20.5	0.6	1.4
	300人以上	5.4	100.0	37.7	62.3	50.3	26.2	1.2	24.0	1.7	49.7	0.8	2.3	4.2	6.8	5.4	27.1	1.0	2.1

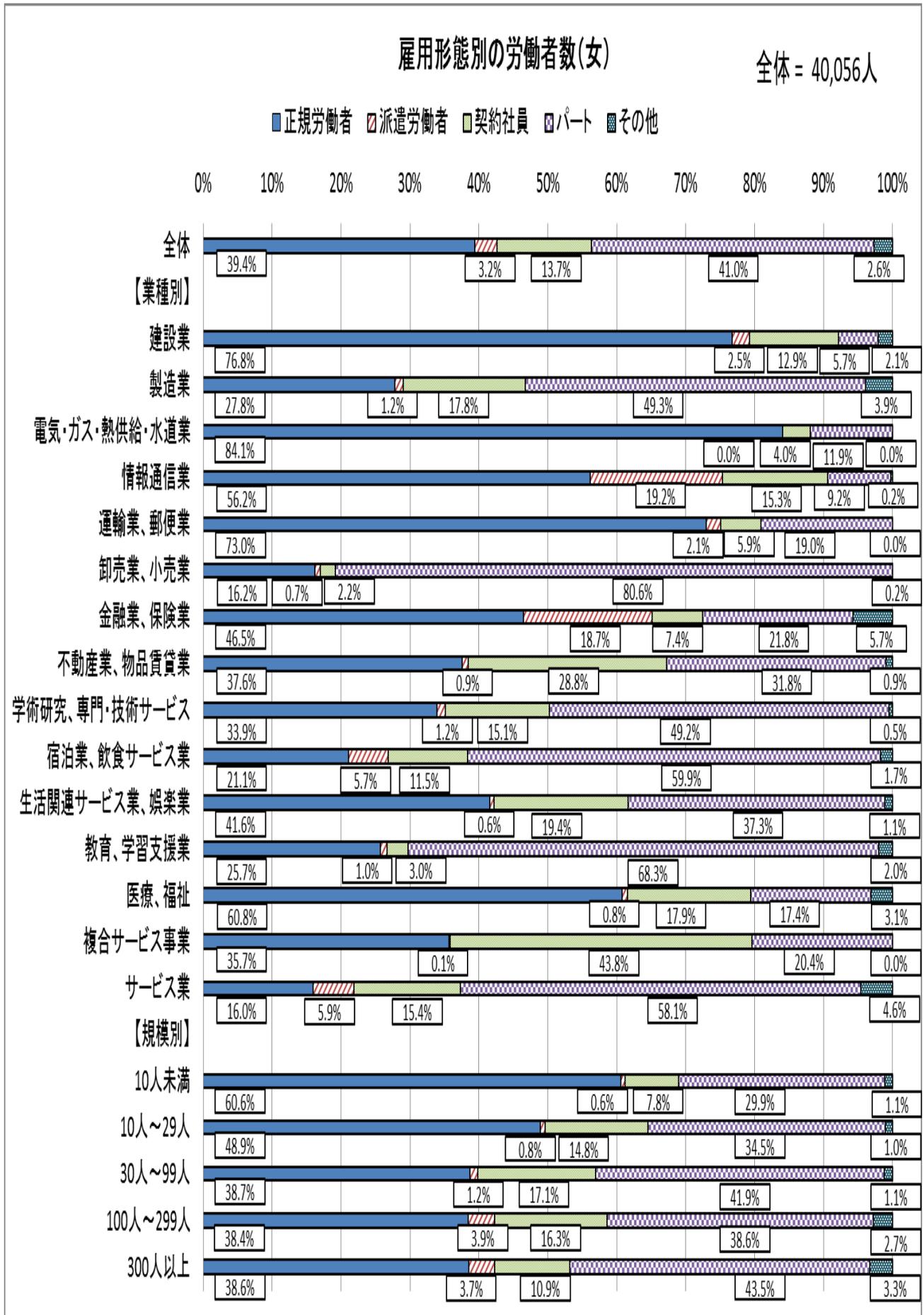
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

図表 3 - 1 雇用形態別の労働者数 (男)



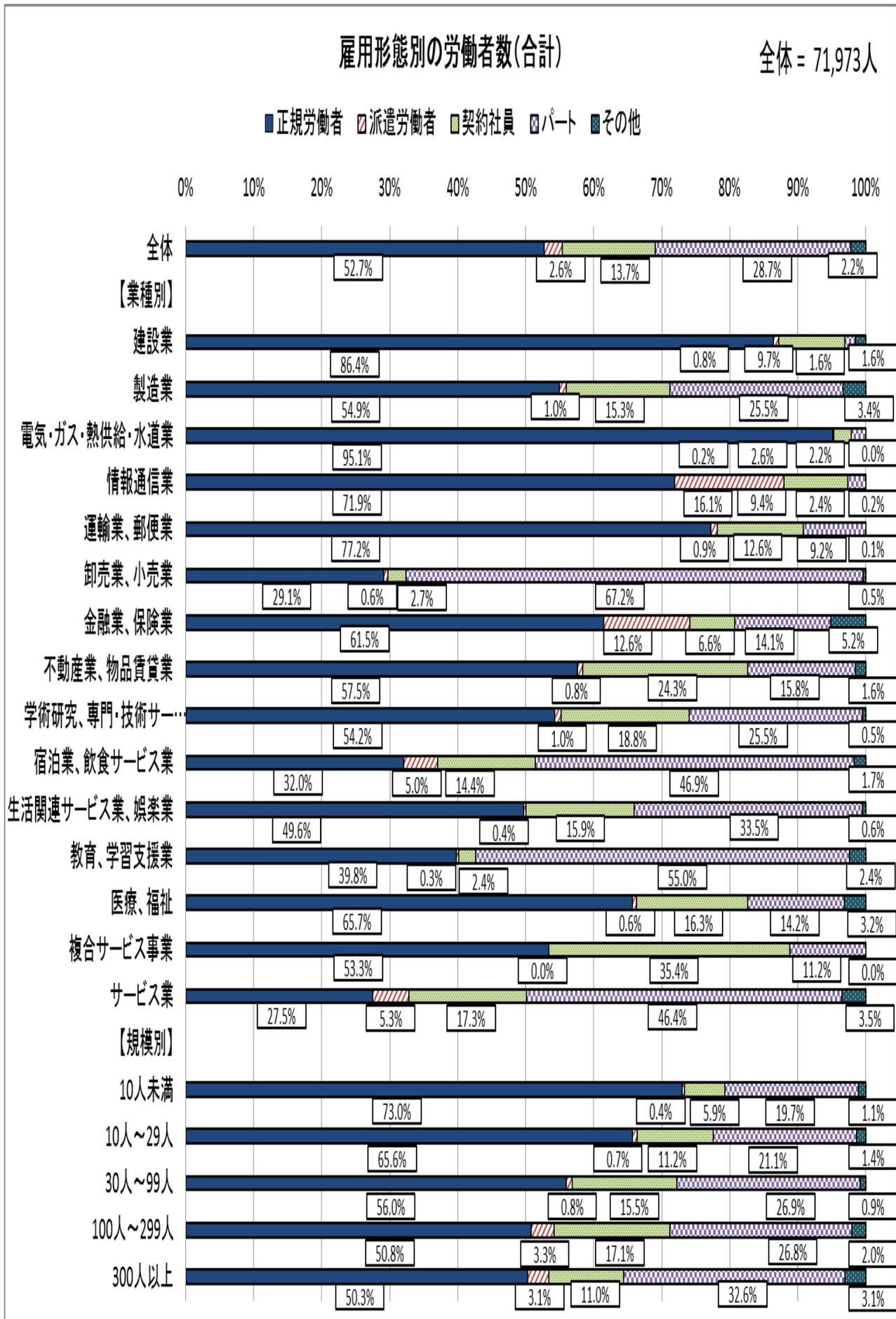
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

図表 3 - 2 雇用形態別の労働者数 (女)



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

図表 3-3 雇用形態別の労働者数（合計）



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

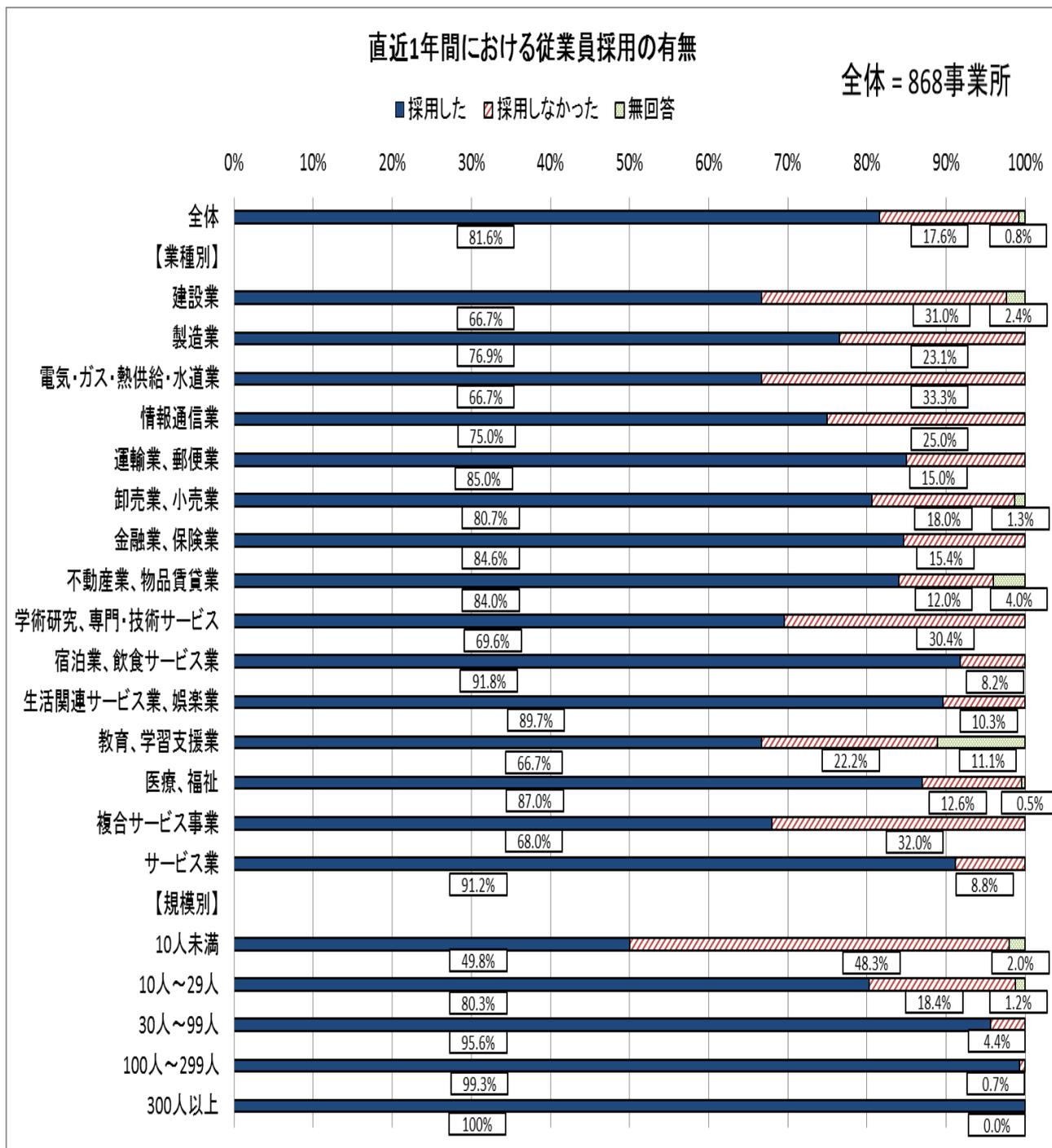
(3) 直近1年間における従業員の採用有無

直近1年間(平成27年8月1日～平成28年7月31日)に従業員を採用した事業所は81.6%で、採用していない事業所は17.6%となっている。

業種別にみると、採用した事業所割合が高い業種は、「宿泊・飲食」(91.8%)、「サービス業」(91.2%)「生活関連等」(89.7%)となっている。一方、採用した事業所割合が低い業種は、「建設業」(66.7%)、「電気・ガス等」(66.7%)、「複合サービス業」(68.0%)などとなっている。

従業員規模別にみると、従業員規模が大きいほど採用した事業所割合は高く、「10人未満」の規模では49.8%となっているが、「10～29人」については80.3%となっており、「30人～99人」、「100人～299人」、「300人以上」の規模は90%以上の事業所が採用を行っている。

図表4 直近1年間における従業員採用の有無



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(4) 性別・雇用形態別採用人数

直近1年間（平成27年8月1日～平成28年7月31日）で採用した従業員数は12,949人となっており、そのうち正社員は3,360人（25.9%）、非正規社員は9,589人（74.1%）となっている。

正社員採用のうち、男性は1,710人（13.2%）、女性は1,650人（12.7%）と若干ではあるが男性の方が多い。

非正規社員のうち、もっとも多いのは「パート・女性」で4,022人（31.1%）、次いで「パート・男性」で1,808人（14.0%）、「契約社員・女性」で1,321人（10.2%）、と続き、非正規社員の中で「パート」の占める割合が最も高く45.0%となっている。

業種別にみると、正社員採用の割合が高い業種は、「電気・ガス等」（73.5%）、「運輸・郵便業」（67.7%）、「建設業」（58.5%）、などとなっている。一方、正社員採用の事業所割合が低い業種は、「生活関連等」（8.6%）、「複合サービス業」（9.1%）、「卸・小売業」（11.6%）、「宿泊・飲食等」（11.8%）となっている。

「電気・ガス等」は「男性正社員」（61.8%）の採用する割合が高く、「女性正社員」の採用割合が最も高かった業種は「運輸・郵便業」（28.8%）となっている。

「パート・女性」の割合が高い業種は、「卸・小売業」（57.9%）、「宿泊・飲食等」（42.6%）、などとなっている。

「契約社員・女性」の割合が高い業種は、「医療・福祉」（19.5%）、「不動産業等」（17.7%）となっている。

「契約社員・男性」の割合が高い業種は、「建設業」（25.4%）、「複合サービス業」（16.8%）、などとなっている。

従業員規模別にみると、従業員規模が大きいほど採用人数の割合は高く、「300人以上」（39.3%）が最も多く、「100人～299人」（35.4%）、「30人～99人」（17.6%）、「10人未満」（1.6%）の順となっている。

図表5-1 性別・雇用形態別採用人数（実数）

	採用人数計	正社員計		非正規社員計	派遣労働者			契約社員			パート		その他					
		うち男性	うち女性		うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性						
(単位:人)																		
全体	12,949	3,360	1,710	1,650	9,589	847	305	542	2,372	1,051	1,321	5,830	1,808	4,022	540	189	351	
業種 (産業大分類) 別	建設業	410	240	204	36	170	17	12	5	130	104	26	14	8	6	9	9	0
	製造業	835	190	137	53	645	21	12	9	247	130	117	346	95	251	31	11	20
	電気・ガス・熱供給・水道業	34	25	21	4	9	1	1	0	4	3	1	4	0	4	0	0	0
	情報通信業	251	92	71	21	159	101	75	26	44	31	13	10	3	7	4	3	1
	運輸業、郵便業	555	376	216	160	179	13	1	12	82	71	11	82	40	42	2	1	1
	卸売業、小売業	2,499	290	143	147	2,209	20	7	13	109	71	38	2,076	628	1,448	4	2	2
	金融業、保険業	347	156	62	94	191	25	1	24	39	14	25	95	21	74	32	17	15
	不動産業、物品賃貸業	226	77	56	21	149	12	4	8	73	33	40	56	19	37	8	6	2
	学術研究、専門・技術サービス	169	62	38	24	107	4	1	3	22	18	4	78	38	40	3	2	1
	宿泊業、飲食サービス業	1,207	143	78	65	1,064	125	44	81	138	79	59	787	273	514	14	8	6
	生活関連サービス業、娯楽業	304	26	10	16	278	0	0	0	78	41	37	190	124	66	10	9	1
	教育、学習支援業	48	10	7	3	38	1	0	1	3	1	2	34	25	9	0	0	0
	医療、福祉	3,254	1,374	483	891	1,880	28	3	25	865	232	633	741	152	589	246	104	142
	複合サービス事業	394	36	29	7	358	1	0	1	108	66	42	247	136	111	2	1	1
サービス業	2,416	263	155	108	2,153	478	144	334	430	157	273	1,070	246	824	175	16	159	
従業員規模別	10人未満	206	93	52	41	113	3	1	2	30	12	18	75	21	54	5	1	4
	10人～29人	795	281	166	115	514	23	6	17	143	55	88	324	90	234	24	21	3
	30人～99人	2,282	561	352	209	1,721	58	24	34	439	204	235	1,197	386	811	27	7	20
	100人～299人	4,583	1,090	534	556	3,493	370	154	216	1,003	491	512	1,947	694	1,253	173	31	142
	300人以上	5,083	1,335	606	729	3,748	393	120	273	757	289	468	2,287	617	1,670	311	129	182

(注) 集計対象は直近1年間に従業員を採用した事業所。

図表 5-2 性別・雇用形態別採用人数（割合）

	採用人数計 (単位:%)	正社員計		非正規社員計	派遣労働者		契約社員		パート		その他							
		うち男性	うち女性		うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性						
全体	100.0%	25.9%	13.2%	12.7%	74.1%	6.5%	2.4%	4.2%	18.3%	8.1%	10.2%	45.0%	14.0%	31.1%	4.2%	1.5%	2.7%	
業種 (産業大分類) 別	建設業	3.2%	58.5%	49.8%	8.8%	41.5%	4.1%	2.9%	1.2%	31.7%	25.4%	6.3%	3.4%	2.0%	1.5%	2.2%	2.2%	0.0%
	製造業	6.4%	22.8%	16.4%	6.3%	77.2%	2.5%	1.4%	1.1%	29.6%	15.6%	14.0%	41.4%	11.4%	30.1%	3.7%	1.3%	2.4%
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.3%	73.5%	61.8%	11.8%	26.5%	2.9%	2.9%	0.0%	11.8%	8.8%	2.9%	11.8%	0.0%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	情報通信業	1.9%	36.7%	28.3%	8.4%	63.3%	40.2%	29.9%	10.4%	17.5%	12.4%	5.2%	4.0%	1.2%	2.8%	1.6%	1.2%	0.4%
	運輸業、郵便業	4.3%	67.7%	38.9%	28.8%	32.3%	2.3%	0.2%	2.2%	14.8%	12.8%	2.0%	14.8%	7.2%	7.6%	0.4%	0.2%	0.2%
	卸売業、小売業	19.3%	11.6%	5.7%	5.9%	88.4%	0.8%	0.3%	0.5%	4.4%	2.8%	1.5%	83.1%	25.1%	57.9%	0.2%	0.1%	0.1%
	金融業、保険業	2.7%	45.0%	17.9%	27.1%	55.0%	7.2%	0.3%	6.9%	11.2%	4.0%	7.2%	27.4%	6.1%	21.3%	9.2%	4.9%	4.3%
	不動産業、物品賃貸業	1.7%	34.1%	24.8%	9.3%	65.9%	5.3%	1.8%	3.5%	32.3%	14.6%	17.7%	24.8%	8.4%	16.4%	3.5%	2.7%	0.9%
	学術研究、専門・技術サービス	1.3%	36.7%	22.5%	14.2%	63.3%	2.4%	0.6%	1.8%	13.0%	10.7%	2.4%	46.2%	22.5%	23.7%	1.8%	1.2%	0.6%
	宿泊業、飲食サービス業	9.3%	11.8%	6.5%	5.4%	88.2%	10.4%	3.6%	6.7%	11.4%	6.5%	4.9%	65.2%	22.6%	42.6%	1.2%	0.7%	0.5%
	生活関連サービス業、娯楽業	2.3%	8.6%	3.3%	5.3%	91.4%	0.0%	0.0%	0.0%	25.7%	13.5%	12.2%	62.5%	40.8%	21.7%	3.3%	3.0%	0.3%
	教育、学習支援業	0.4%	20.8%	14.6%	6.3%	79.2%	2.1%	0.0%	2.1%	6.3%	2.1%	4.2%	70.8%	52.1%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	医療、福祉	25.1%	42.2%	14.8%	27.4%	57.8%	0.9%	0.1%	0.8%	26.6%	7.1%	19.5%	22.8%	4.7%	18.1%	7.6%	3.2%	4.4%
	複合サービス事業	3.0%	9.1%	7.4%	1.8%	90.9%	0.3%	0.0%	0.3%	27.4%	16.8%	10.7%	62.7%	34.5%	28.2%	0.5%	0.3%	0.3%
	サービス業	18.7%	10.9%	6.4%	4.5%	89.1%	19.8%	6.0%	13.8%	17.8%	6.5%	11.3%	44.3%	10.2%	34.1%	7.2%	0.7%	6.6%
	従業員規模別	10人未満	1.6%	45.1%	25.2%	19.9%	54.9%	1.5%	0.5%	1.0%	14.6%	5.8%	8.7%	36.4%	10.2%	26.2%	2.4%	0.5%
10人～29人		6.1%	35.3%	20.9%	14.5%	64.7%	2.9%	0.8%	2.1%	18.0%	6.9%	11.1%	40.8%	11.3%	29.4%	3.0%	2.6%	0.4%
30人～99人		17.6%	24.6%	15.4%	9.2%	75.4%	2.5%	1.1%	1.5%	19.2%	8.9%	10.3%	52.5%	16.9%	35.5%	1.2%	0.3%	0.9%
100人～299人		35.4%	23.8%	11.7%	12.1%	76.2%	8.1%	3.4%	4.7%	21.9%	10.7%	11.2%	42.5%	15.1%	27.3%	3.8%	0.7%	3.1%
300人以上		39.3%	26.3%	11.9%	14.3%	73.7%	7.7%	2.4%	5.4%	14.9%	5.7%	9.2%	45.0%	12.1%	32.9%	6.1%	2.5%	3.6%

(注) 集計対象は直近1年間に従業員を採用した事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(5) 新規学卒者の採用有無

直近1年間（平成27年8月1日～平成28年7月31日）で新規学卒者を採用した人数は1,554人となっている。また、雇用形態別に見てみると新規学卒者の正規雇用労働者（正社員）は1,131人（8.7%）、うち男性は558人（4.3%）、女性は573人（4.4%）となり、非正規雇用労働者は全体で423人（3.3%）となっており、正規雇用の割合が上回っている。最も採用した人数が多いのは「女性・正社員」（4.4%）であった。

業種別では新規学卒者を採用した事業所割合の高い業種は、「教育・学習支援業」（37.5%）となっている。

従業員規模別にみると、従業員規模が大きいほど新規学卒者を採用した事業所割合は高く、「10人未満」では4.4%、「10人～29人」では9.4%、「30人～99人」では7.0%、「100人～299人」では10.1%、「300人以上」では16.6%となっている。

図表6-1 新規学卒者の採用人数の割合（実数）

業種 (産業大分類) 別	サンプル数	採用人数計	新規学卒者採用人数計	正社員計			非正規社員計			派遣労働者			契約社員			パート			その他					
				うち新規学卒者計	うち男性	うち女性	うち新規学卒者計	うち男性	うち女性	うち新規学卒者計	うち男性	うち女性	うち新規学卒者計	うち男性	うち女性	うち新規学卒者計	うち男性	うち女性	うち新規学卒者計	うち男性	うち女性			
																						うち新規学卒者計	うち男性	うち女性
全体	868	12,949	1,554	3,360	1,131	558	573	9,589	847	35	23	12	2,372	240	71	169	5,830	67	15	52	540	81	22	59
建設業	84	410	41	240	41	36	5	170	17	0	0	0	130	0	0	0	14	0	0	0	9	0	0	0
製造業	64	835	63	190	60	41	19	645	21	0	0	0	247	0	0	0	346	2	2	0	31	1	1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	6	34	2	25	0	0	0	9	1	0	0	0	4	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	20	251	67	92	61	48	13	159	101	0	0	0	44	6	5	1	10	0	0	0	4	0	0	0
運輸業、郵便業	40	555	197	376	195	83	112	179	13	0	0	0	82	1	1	0	82	1	1	0	2	0	0	0
卸売業、小売業	150	2,499	166	290	161	73	88	2,209	20	0	0	0	109	5	3	2	2,076	0	0	0	4	0	0	0
金融業、保険業	26	347	71	156	70	50	20	191	25	0	0	0	39	1	0	1	95	0	0	0	32	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	25	226	32	77	12	9	3	149	12	0	0	0	73	18	3	15	56	2	2	0	8	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス	46	169	22	62	20	9	11	107	4	0	0	0	22	0	0	0	78	0	0	0	3	2	2	0
宿泊業、飲食サービス業	61	1,207	166	143	69	30	39	1,064	125	12	0	12	138	52	5	47	787	33	3	30	14	0	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	29	304	14	26	10	2	8	278	0	0	0	0	78	2	0	2	190	2	0	2	10	0	0	0
教育、学習支援業	9	48	18	10	3	2	1	38	1	0	0	0	3	15	0	15	34	0	0	0	0	0	0	0
医療、福祉	215	3,254	613	1,374	363	132	231	1,880	28	23	23	0	865	123	48	75	741	26	7	19	246	78	19	59
複合サービス事業	25	394	29	36	28	23	5	358	1	0	0	0	108	1	1	0	247	0	0	0	2	0	0	0
サービス業	68	2,416	53	263	38	20	18	2,153	478	0	0	0	430	14	3	11	1,070	1	0	1	175	0	0	0
従業員規模別																								
10人未満	202	206	9	93	7	4	3	113	3	0	0	0	30	0	0	0	75	2	0	2	5	0	0	0
10人～29人	244	795	75	281	45	30	15	514	23	3	3	0	143	7	1	6	324	18	3	15	24	2	2	0
30人～99人	227	2,282	160	561	97	48	49	1,721	58	3	3	0	439	31	11	20	1,197	29	3	26	27	0	0	0
100人～299人	148	4,583	464	1,090	345	212	133	3,493	370	0	0	0	1,003	105	24	81	1,947	13	5	8	173	1	1	0
300人以上	47	5,083	846	1,335	637	264	373	3,748	393	29	17	12	757	97	35	62	2,287	5	4	1	311	78	19	59

(注) 集計対象は直近1年間に従業員を採用した事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

図表6-2 新規学卒者の採用人数の割合（割合）

	サンプル数 (単位:%)	採用人数計	新規学卒者採用人数計	正社員計			非正規社員計																			
				うち新規学卒者計	うち男性	うち女性	派遣労働者	うち新規学卒者計			契約社員	うち新規学卒者計			パート	うち新規学卒者計			その他	うち新規学卒者計						
								うち男性	うち女性	うち男性		うち女性	うち男性	うち女性		うち男性	うち女性	うち男性		うち女性						
全体	100.0%	100.0%	12.0%	25.9%	8.7%	4.3%	4.4%	74.1%	6.5%	0.3%	0.2%	0.1%	18.3%	1.9%	0.5%	1.3%	45.0%	0.5%	0.1%	0.4%	4.2%	0.6%	0.2%	0.5%		
業種 (産業大分類)	建設業	9.7%	3.2%	10.0%	58.5%	10.0%	8.8%	1.2%	41.5%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	31.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
	製造業	7.4%	6.4%	7.5%	22.8%	7.2%	4.9%	2.3%	77.2%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	29.6%	0.0%	0.0%	0.0%	41.4%	0.2%	0.2%	0.0%	3.7%	0.1%	0.1%	0.0%	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.7%	0.3%	5.9%	73.5%	0.0%	0.0%	0.0%	26.5%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	5.9%	5.9%	0.0%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	情報通信業	2.3%	1.9%	26.7%	36.7%	24.3%	19.1%	5.2%	63.3%	40.2%	0.0%	0.0%	0.0%	17.5%	2.4%	2.0%	0.4%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	運輸業、郵便業	4.6%	4.3%	35.5%	67.7%	35.1%	15.0%	20.2%	32.3%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	0.2%	0.2%	0.0%	14.8%	0.2%	0.2%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	卸売業、小売業	17.3%	19.3%	6.6%	11.6%	6.4%	2.9%	3.5%	88.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	0.2%	0.1%	0.1%	83.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	金融業、保険業	3.0%	2.7%	20.5%	45.0%	20.2%	14.4%	5.8%	55.0%	7.2%	0.0%	0.0%	0.0%	11.2%	0.3%	0.0%	0.3%	27.4%	0.0%	0.0%	0.0%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	不動産業、物品賃貸業	2.9%	1.7%	14.2%	34.1%	5.3%	4.0%	1.3%	65.9%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	32.3%	8.0%	1.3%	6.6%	24.8%	0.9%	0.9%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	学術研究、専門・技術サービス	5.3%	1.3%	13.0%	36.7%	11.8%	5.3%	6.5%	63.3%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	1.2%	1.2%	0.0%	0.0%
	宿泊業、飲食サービス業	7.0%	9.3%	13.8%	11.8%	5.7%	2.5%	3.2%	88.2%	10.4%	1.0%	0.0%	1.0%	11.4%	4.3%	0.4%	3.9%	65.2%	2.7%	0.2%	2.5%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活関連サービス業、娯楽業	3.3%	2.3%	4.6%	8.6%	3.3%	0.7%	2.6%	91.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.7%	0.7%	0.0%	0.7%	62.5%	0.7%	0.0%	0.7%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	教育、学習支援業	1.0%	0.4%	37.5%	20.8%	6.3%	4.2%	2.1%	79.2%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	31.3%	0.0%	31.3%	70.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	医療、福祉	24.8%	25.1%	18.8%	42.2%	11.2%	4.1%	7.1%	57.8%	0.9%	0.7%	0.7%	0.0%	26.6%	3.8%	1.5%	2.3%	22.8%	0.8%	0.2%	0.6%	7.6%	2.4%	0.6%	1.8%	0.0%
	複合サービス事業	2.9%	3.0%	7.4%	9.1%	7.1%	5.8%	1.3%	90.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	27.4%	0.3%	0.3%	0.0%	62.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
サービス業	7.8%	18.7%	2.2%	10.9%	1.6%	0.8%	0.7%	89.1%	19.8%	0.0%	0.0%	0.0%	17.8%	0.6%	0.1%	0.5%	44.3%	0.0%	0.0%	0.0%	7.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
従業員規模別	10人未満	23.3%	1.6%	4.4%	45.1%	3.4%	1.9%	1.5%	54.9%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	14.6%	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%	1.0%	0.0%	1.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	
	10人～29人	28.1%	6.1%	9.4%	35.3%	5.7%	3.8%	1.9%	64.7%	2.9%	0.4%	0.4%	0.0%	18.0%	0.9%	0.1%	0.8%	40.8%	2.3%	0.4%	1.9%	3.0%	0.3%	0.3%	0.0%	
	30人～99人	26.2%	17.6%	7.0%	24.6%	4.3%	2.1%	2.1%	75.4%	2.5%	0.1%	0.1%	0.0%	19.2%	1.4%	0.5%	0.9%	52.5%	1.3%	0.1%	1.1%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
	100人～299人	17.1%	35.4%	10.1%	23.8%	7.5%	4.6%	2.9%	76.2%	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%	21.9%	2.3%	0.5%	1.8%	42.5%	0.3%	0.1%	0.2%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	
	300人以上	5.4%	39.3%	16.6%	26.3%	12.5%	5.2%	7.3%	73.7%	7.7%	0.6%	0.3%	0.2%	14.9%	1.9%	0.7%	1.2%	45.0%	0.1%	0.1%	0.0%	6.1%	1.5%	0.4%	1.2%	

(注) 集計対象は直近1年間に従業員を採用した事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

2. 労働条件に関すること

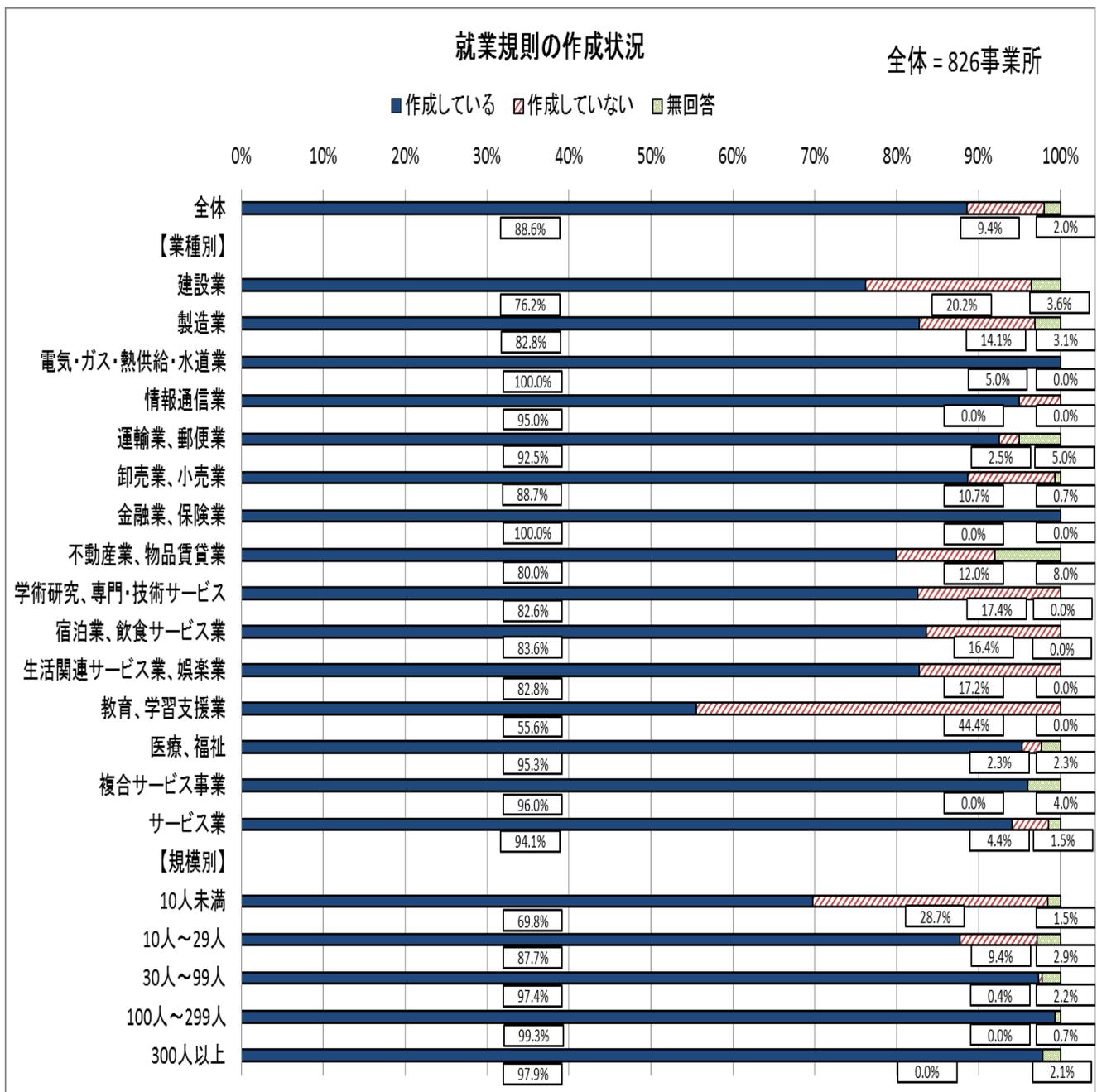
(1) 就業規則の作成状況

就業規則を作成している事業所は 88.6%で、作成していない事業所は 9.4%、無回答が 2.0%となっている。

業種別にみると、「教育、学習支援業」(55.6%) 以外の業種は 7 割以上の事業所が就業規則を作成している。

従業員規模別にみると、「10 人未満」の規模では就業規則を作成している割合が 69.8%となっているが、「100 人以上」の規模では 97.9%が就業規則を作成しており、従業員規模が大きいほど作成している事業所割合が高くなっている。

図表 7 就業規則の作成状況



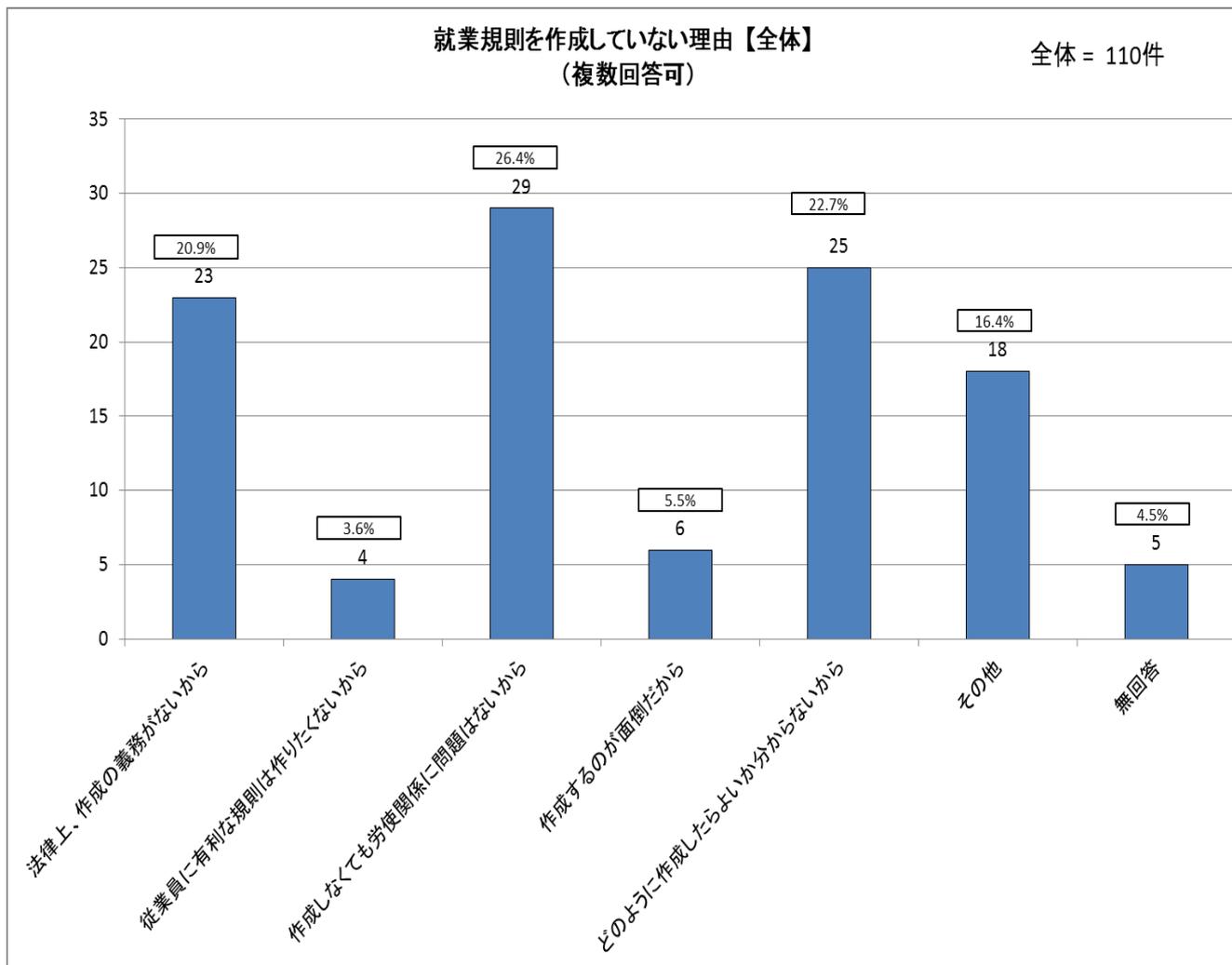
※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない。

(2) 就業規則を作成していない理由

就業規則を作成していない事業所に対して、その理由をたずねたところ、「作成しなくても労使関係に問題はないから」が 26.4% (29 件)、「どのように作成したらよいか分からないから」が 22.7% (25 件)、「法律上作成の義務がないから」が 20.9% (23 件)、「作成するのが面倒だから」が 5.5% (6 件)、「従業員に有利な規則は作りたくないから」が 3.6% (4 件) となっている。

その他の回答の中では、作成中（予定含む）が 8 件あった。

図表 8 就業規則を作成していない理由



(注) 集計対象は「就業規則を作成していない」と回答があった事業所。

(3) 労働条件通知書の交付状況

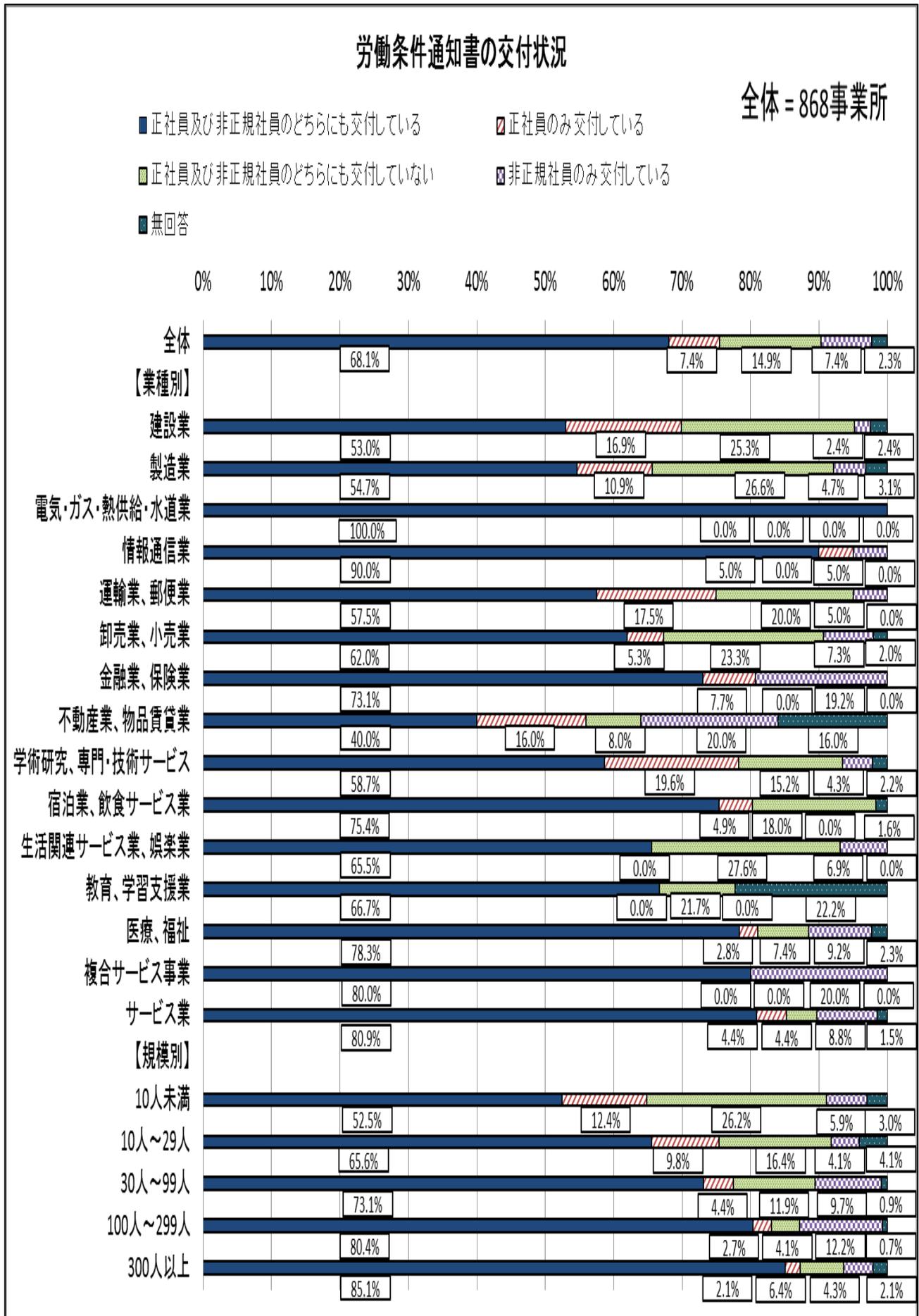
労働条件通知書の交付については、「正社員及び非正規社員のどちらにも交付している」が 68.1%、「正社員のみ交付している」が 7.4%、「正社員及び非正規社員のどちらにも交付していない」が 14.9%、「非正規社員のみ交付している」が 7.4%となっている。

業種別にみると、正社員・非正規社員のどちらにも交付している事業所割合の高い業種は、「電気・ガス等」(100.0%)、「情報通信業」(90.0%)、「サービス業」(80.9%)、「複合サービス業」(80.0%)、となっている。一方、交付している事業所割合の低い業種は、「不動産業等」(40.0%)、「建設業」(53.0%)、「製造業」(54.7%)、「運輸、郵便業」(57.5%)、「学術研究等」(58.7%) などとなっている。

従業員規模別にみると、10 人未満の規模では交付している事業所の割合は 52.5%と、従業

員規模が小さな事業所ほど交付している割合は低い。

図表9 労働条件通知書の交付状況



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

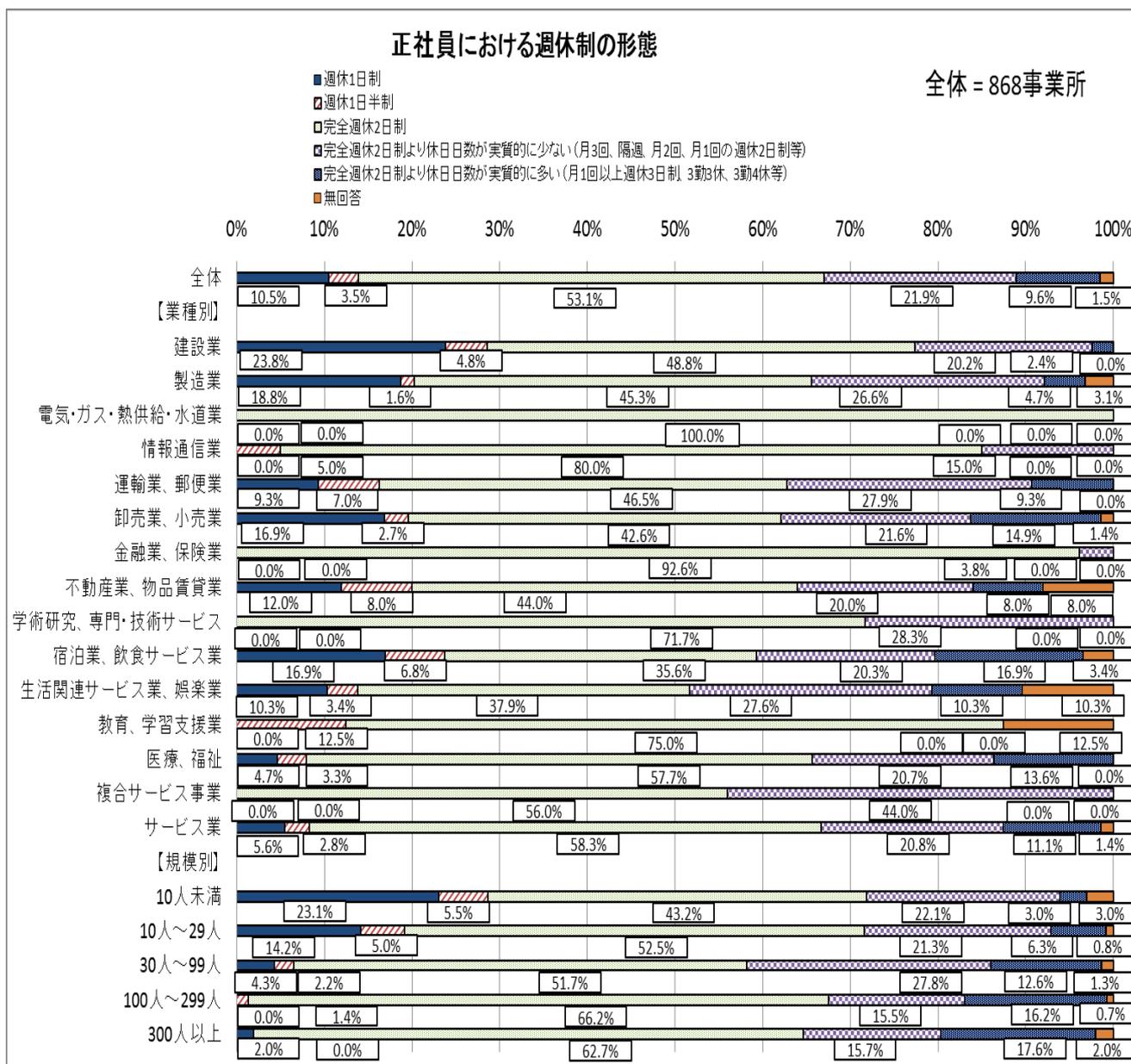
(4) 正社員における週休制の形態

正社員の週休制の形態については、「完全週休2日制」が53.1%、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない(月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日等)」が21.9%、「週休1日制」が10.5%、「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い(月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等)」が9.6%、「週休1日半制」が3.5%の順となっている。

事業所別にみると、「週休1日制」については「建設業」(23.8%)、「**製造業**」(18.8%)、が多く、「週休1日半制」については「教育、学習支援業」(12.5%)、「完全週休2日制」は「電気・ガス等」(100.0%)、「金融・保険業」(96.2%)、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない(月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日等)」は「**複合サービス事業**」(44.0%)、「**完全2日制より休日日数が実質的に多い(月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等)**」は「**宿泊・飲食業**」(16.9%)が多い。

従業員規模別にみると、どの規模においても「完全週休2日制」の割合が高く、従業員規模が大きいほど割合は高くなる傾向にある。

図表10 正社員における週休制の形態



(注) 集計対象は、当該設問(週休制の形態)に回答のあった事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

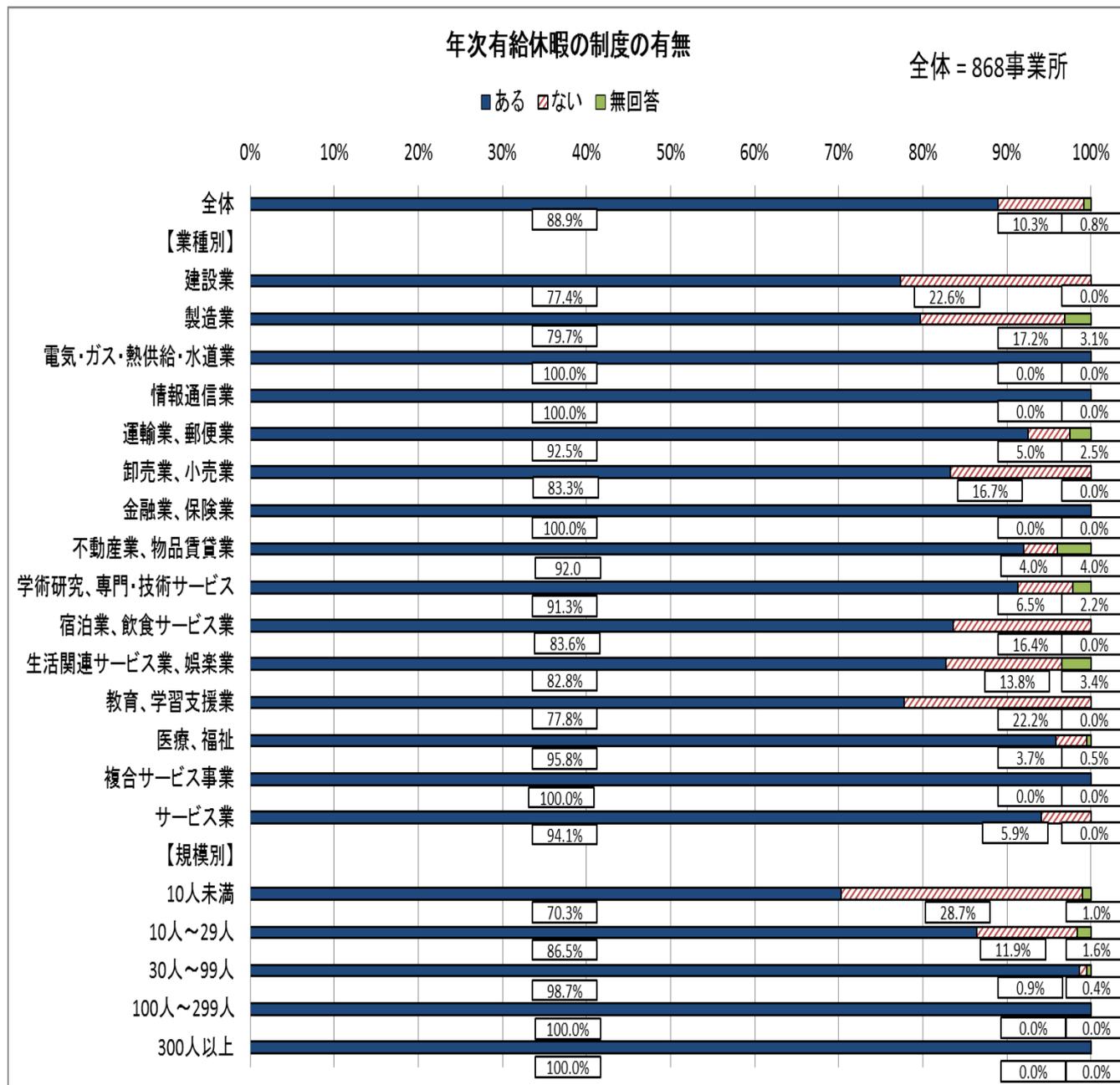
(5) 年次有給休暇制度の有無

年次有給休暇制度のある事業所は 88.9%で、年次有給休暇制度のない事業所は 10.3%となっている。

業種別にみると、概ねどの業種においても年次有給休暇制度を設けている割合がほぼ 70%以上となっている。ただし「建設業」及び「教育・学習支援」、「製造業」については、他業種に比べて低くなっている。

従業員規模別にみると、従業員規模が大きいほど年次有給休暇制度がある事業所割合が高く、10人未満の事業所では 70.3%となっているが、10人以上の規模では 80%を超えている。

図表 1 1 年次有給休暇制度の有無



※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない。

(6) 年次有給休暇の平均付与日数および平均取得日数

従業員 1 人あたりの平均付与日数は正社員が 17.5 日、取得日数の平均は 9.7 日となっており、付与日数に対する取得日数の割合（取得率）は 55.7%である。

また、非正規社員の 1 人当たり平均付与日数が 13.9 日、取得日数の平均は 9.3 日となっており、付与日数に対する取得日数の割合（取得率）は 67.2%となっている。非正規社員のうちパートタイム労働者の平均付与日数は 11.9 日、取得率は 62.1%となっている。

業種別にみると、正社員の 1 人当たりの平均付与日数が多い業種は、「複合サービス業」（20.7 日）、「金融・保険業」（19.8 日）、「電気・ガス等」（19.8 日）、「生活関連等」（19.3 日）などとなっている。取得率は、「電気・ガス等」（89.8%）、「複合サービス業」（69.7%）、「医療・福祉」（61.7%）などの割合が高い。

非正規社員の 1 人当たりの平均付与日数が多い業種は、「複合サービス業」（17.9 日）、「金融・保険業」（15.8 日）、「卸・小売業」（15.0 日）などとなっている。取得率は、「運輸、郵便業」（100%）、「複合サービス業」（86.0%）、「電気・ガス等」（75.3%）、「サービス業」（75.2%）の割合が高い。

非正規社員のうち、パートタイム労働者の平均付与日数が多い業種は、「複合サービス業」（19.5 日）、「生活関連等」（16.5 日）、「卸・小売業」（13.6 日）などとなっている。取得率は、「情報通信業」（87.3%）、「サービス業」（85.7%）、「医療・福祉」（77.2%）、「学術研究等」（77.1%）の割合が高い。

年次有給休暇の付与日数の事業所割合については、正社員は従業員規模が大きいほど付与日数割合が高くなっている。また、取得率については「10 人～29 人」の「正社員」を除き、どの従業員規模においても 50%を超えている。

図表 1 2 年次有給休暇の付与日数及び取得状況

	正規雇用労働者(正社員)				非正規雇用労働者(非正規社員)				うち パートタイム労働者			
	サンプル数	平均人付与日数の	平均人取得日数の	取得率	サンプル数	平均人付与日数の	平均人取得日数の	取得率	サンプル数	平均人付与日数の	平均人取得日数の	取得率
全体	638	17.5	9.7	55.7%	398	13.9	9.3	67.2%	311	11.9	7.4	62.1%
建設業	49	16.1	8.6	53.4%	17	12.6	8.3	65.9%	5	8.2	6.0	73.2%
製造業	44	17.0	9.4	55.5%	24	14.0	9.4	67.3%	16	11.4	7.3	64.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	19.8	17.8	89.8%	5	13.3	10.0	75.3%	3	7.4	4.7	63.3%
情報通信業	15	18.0	10.8	59.8%	9	13.4	9.9	73.5%	4	12.8	11.2	87.3%
運輸業、郵便業	34	17.0	7.2	42.4%	17	14.1	14.1	100.0%	5	11.3	4.4	38.9%
卸売業、小売業	111	16.7	7.1	42.1%	65	15.0	7.7	51.4%	63	13.6	5.0	36.9%
金融業、保険業	24	19.8	12.8	65.0%	17	15.8	11.7	73.9%	13	12.8	9.7	76.0%
不動産業、物品賃貸業	18	15.7	7.8	49.6%	9	13.4	5.4	40.2%	7	10.2	3.8	37.6%
学術研究、専門・技術サービス	35	17.6	9.2	52.0%	11	15.3	10.9	70.7%	7	12.0	9.2	77.1%
宿泊業、飲食サービス業	36	15.5	5.3	33.9%	21	12.1	5.8	47.8%	24	10.5	4.8	45.9%
生活関連サービス業、娯楽業	17	19.3	9.1	47.3%	9	14.4	6.3	43.7%	8	16.5	5.0	30.3%
教育、学習支援業	5	14.9	5.9	39.7%	4	13.1	8.0	61.3%	2	10.8	5.5	51.2%
医療、福祉	188	17.6	10.9	61.7%	152	13.2	8.9	67.7%	132	11.1	8.5	77.2%
複合サービス事業	6	20.7	14.4	69.7%	5	17.9	15.4	86.0%	2	19.5	13.0	66.7%
サービス業	50	16.2	9.7	59.7%	33	12.8	9.6	75.2%	20	10.7	9.1	85.7%
10人未満	106	16.3	9.6	58.9%	29	13.7	10.2	74.1%	21	12.2	8.9	73.3%
10人～29人	178	16.9	8.4	49.7%	101	13.3	7.8	58.7%	69	10.0	6.7	67.0%
30人～99人	192	17.8	9.7	54.3%	126	14.0	9.3	66.7%	104	12.5	7.7	61.3%
100人～299人	124	17.3	10.0	57.8%	106	13.4	8.7	65.0%	87	11.8	7.7	65.7%
300人以上	38	16.6	10.6	63.7%	31	13.7	9.6	70.5%	30	12.3	9.0	73.2%

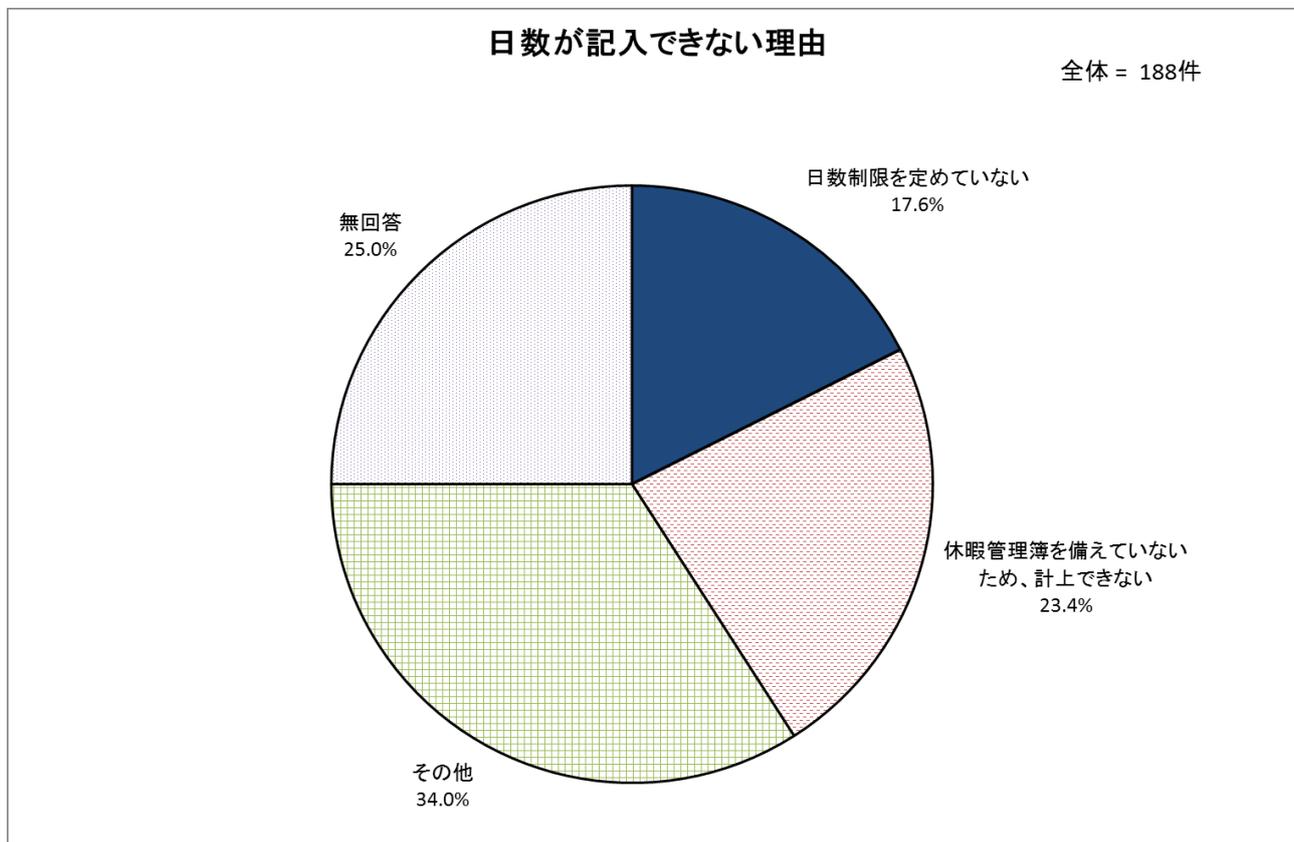
(注) 集計対象は年次有給休暇制度があると回答した事業所のうち、付与日数、取得日数ともに回答があった事業所。

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない。

(7) 年次有給休暇制度の日数が記入できない理由

年次有給休暇制度については、「ある」と回答した 772 事業所のうちの 188 事業所 (24.4%) が日数を記入できないと回答しており、その理由としては、「その他 (個々で年休発生日が異なるため、人事異動等により平均値の算出が困難であるため等)」が 34.0%、「休暇管理簿を備えていないため、計上できない」が 23.4%、「日数制限を定めていない」が 17.6%となっている。

図表 1 3 日数が記入できない理由



(注) 集計対象は年次有給休暇制度があると回答した事業所のうち、付与日数、取得日数いずれかが記入できないと回答があった事業所。

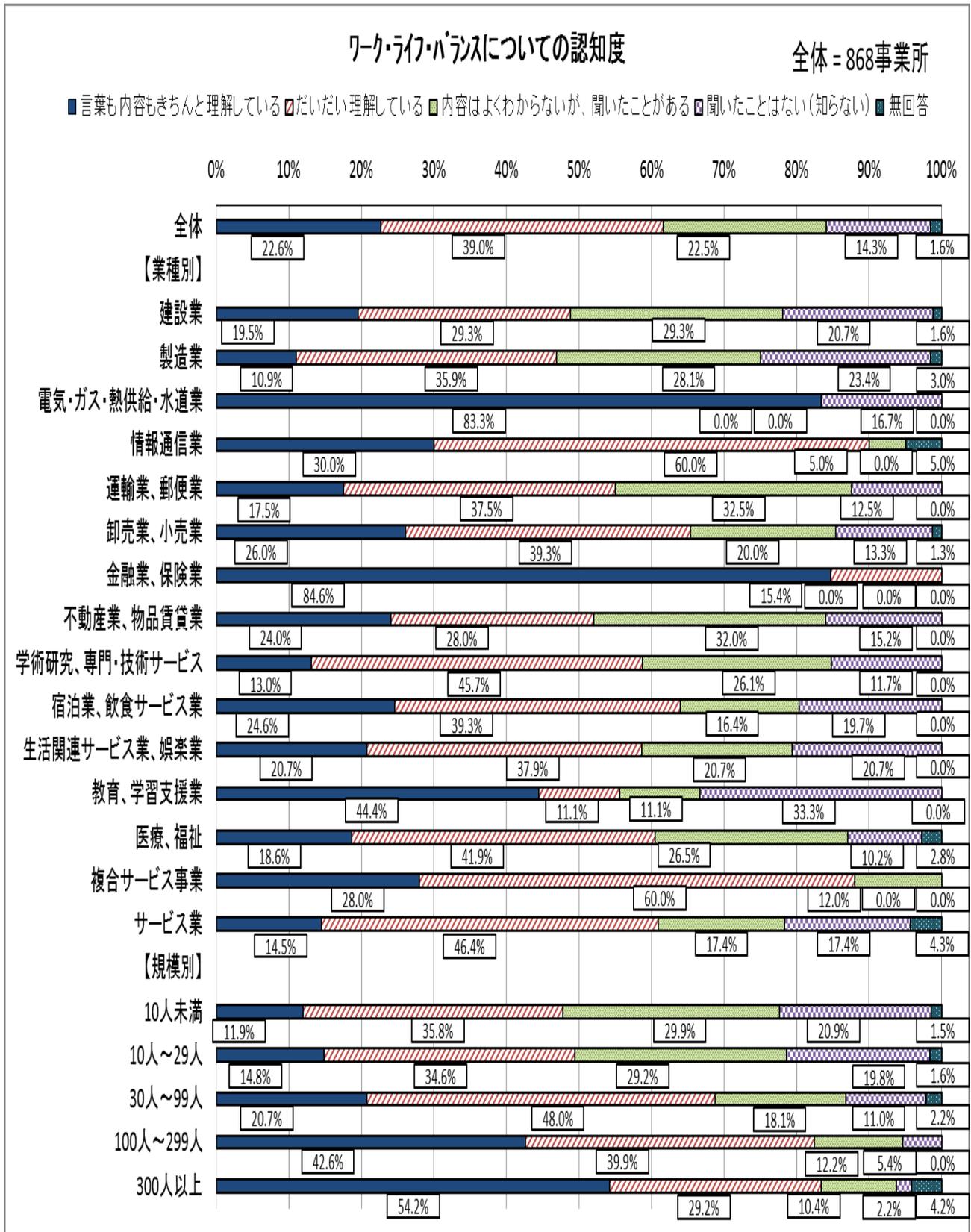
(8) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の認知度

ワーク・ライフ・バランスについては、「言葉も内容も理解している」が 22.6%、「だいたい理解している」が 39.0%、「内容はよくわからないが、聞いたことがある」が 22.5%、「聞いたことはない (知らない)」が 14.3%となっている。

業種別にみると、「言葉も内容も理解している」の割合が高かった業種は、「金融・保険業」(84.6%)、「電気・ガス等」(83.3%)となっている。「だいたい理解している」では、「情報通信業」(60.0%)、「複合サービス業」(60.0%)となっている。一方で「内容はよくわからないが、聞いたことがある」で割合が高かった業種は、「運輸、郵便業」(32.5%)「不動産業等」(32.0%)となっている。「聞いたことはない (知らない)」の割合が高かった業種は、「教育・学習支援」(33.3%)、「製造業」(23.4%)だった。

従業員規模別にみると、規模が大きいくほど「言葉も内容も理解している」「だいたい理解している」の割合が高く、「10 人未満」の規模では 47.7%だが、「100 人以上」の規模では 80%以上となっている。

図表 1 4 ワーク・ライフ・バランスについての認知度

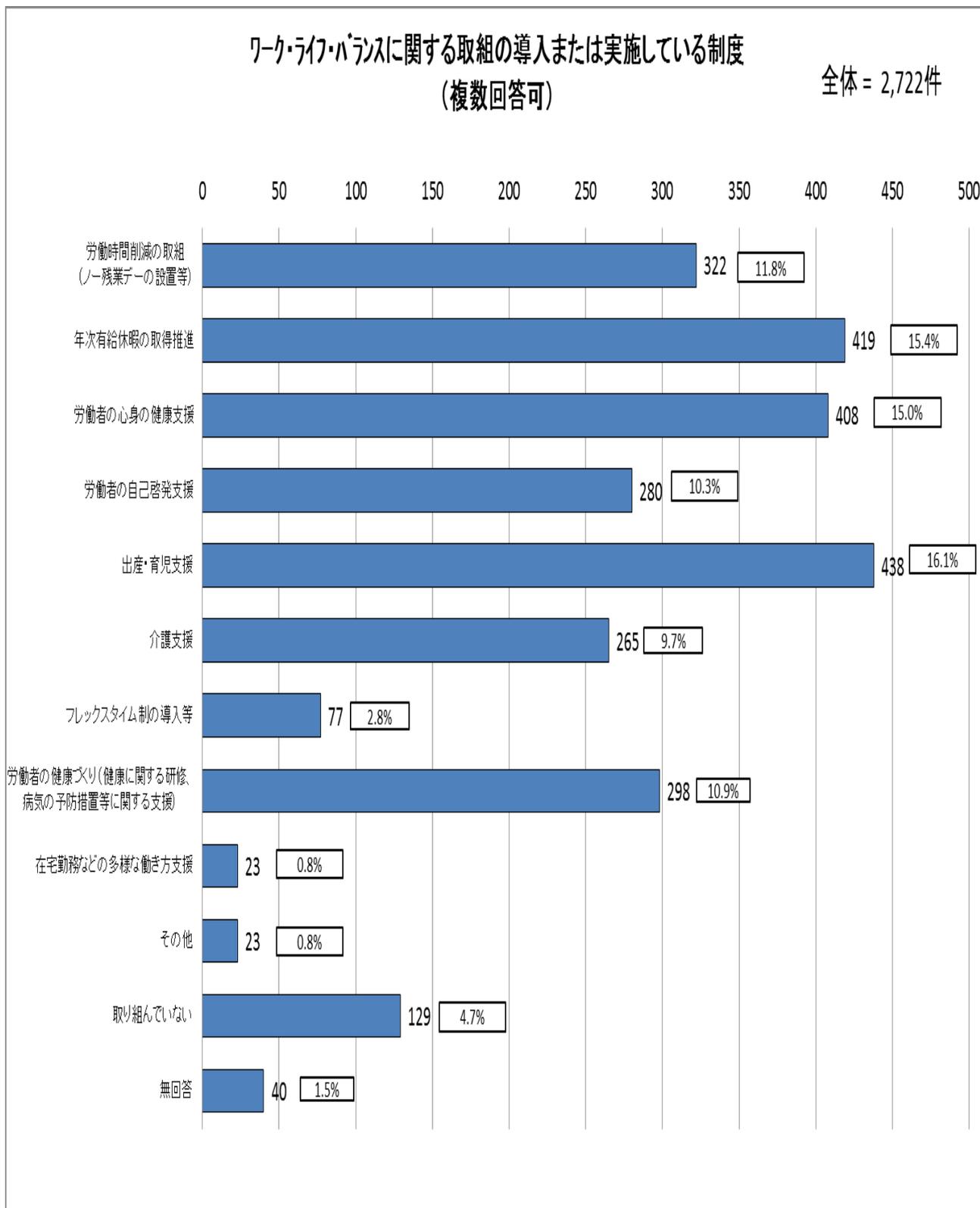


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(9) ワーク・ライフ・バランスに関する取り組み、実施している制度

ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを導入もしくは実施している制度をたずねたところ、「出産・育児支援」が16.1%と最も多く、次いで「年次有給休暇の取得推進」(15.4%)、「労働者の心身の健康支援」(15.0%)などとなっている。

図表15 ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの導入または実施している制度



(注) 集計対象はワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを導入もしくは実施している制度がある事業所。

(10) 育児休業取得者数及び取得率

平成26年8月1日から平成27年7月31日までの間に出産又は配偶者が出産した人数は2,190人、そのうち、育児休業取得者数は1,256人で取得率は全体で57.4%、性別にみると女性が92.5%、男性が4.8%となっている。

業種別にみると、女性は「製造業」を除き、80%以上の取得率となっている。また、男性の育児休業取得者のいる業種は、「建設業」、「製造業」、「運輸・郵便業」、「卸・小売業」、「金融・保険業」、「学術研究等」、「宿泊・飲食」、「医療・福祉」、「複合サービス業」、「サービス業」の10業種となっている。男性で最も取得率が高かったのは「医療・福祉」(8.5%)である。

従業員規模別にみると、女性の取得率では「300人以上」(95.3%)、男性は「300人以上」(8.0%)の規模の事業所割合がもっとも高くなっている。

図表16-1 育児休業取得者数及び取得率(全体)

	平成25年 8月1日か ら平成26 年7月31 日までの 出産者数 (男性の 場合は、 配偶者が 出産した 数)	うち、平成 27年7月 31日まで に育児休 業を開始 した者の 数 (育児休 業開始予 定の申出 をしてい える者を含 む)	取得率	うち、平成 27年7月 31日まで に育児 (1歳未満 の子に限 る)のため 、休業 せずに退 職した者 の数
(単位:人)				
全体	2,190	1,256	57.4%	40
建設業	113	24	21.2%	2
製造業	108	24	22.2%	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0.0%	0
情報通信業	44	14	31.8%	0
運輸業、郵便業	137	62	45.3%	0
卸売業、小売業	290	178	61.4%	10
金融業、保険業	81	60	74.1%	1
不動産業、物品賃貸業	21	3	14.3%	0
学術研究、専門・技術サービス	36	12	33.3%	1
宿泊業、飲食サービス業	94	49	52.1%	4
生活関連サービス業、娯楽業	39	24	61.5%	1
教育、学習支援業	7	2	28.6%	0
医療、福祉	962	646	67.2%	16
複合サービス事業	72	26	36.1%	0
サービス業	186	132	71.0%	5
10人未満	53	23	43.4%	6
10人～29人	168	59	35.1%	8
30人～99人	389	177	45.5%	10
100人～299人	671	350	52.2%	7
300人以上	909	647	71.2%	9

(注) 集計対象は出産者数(又は配偶者が出産した者の数)及び出産後の状況について回答があった事業所。

図表 16-2 育児休業取得者数及び取得率（男女別）

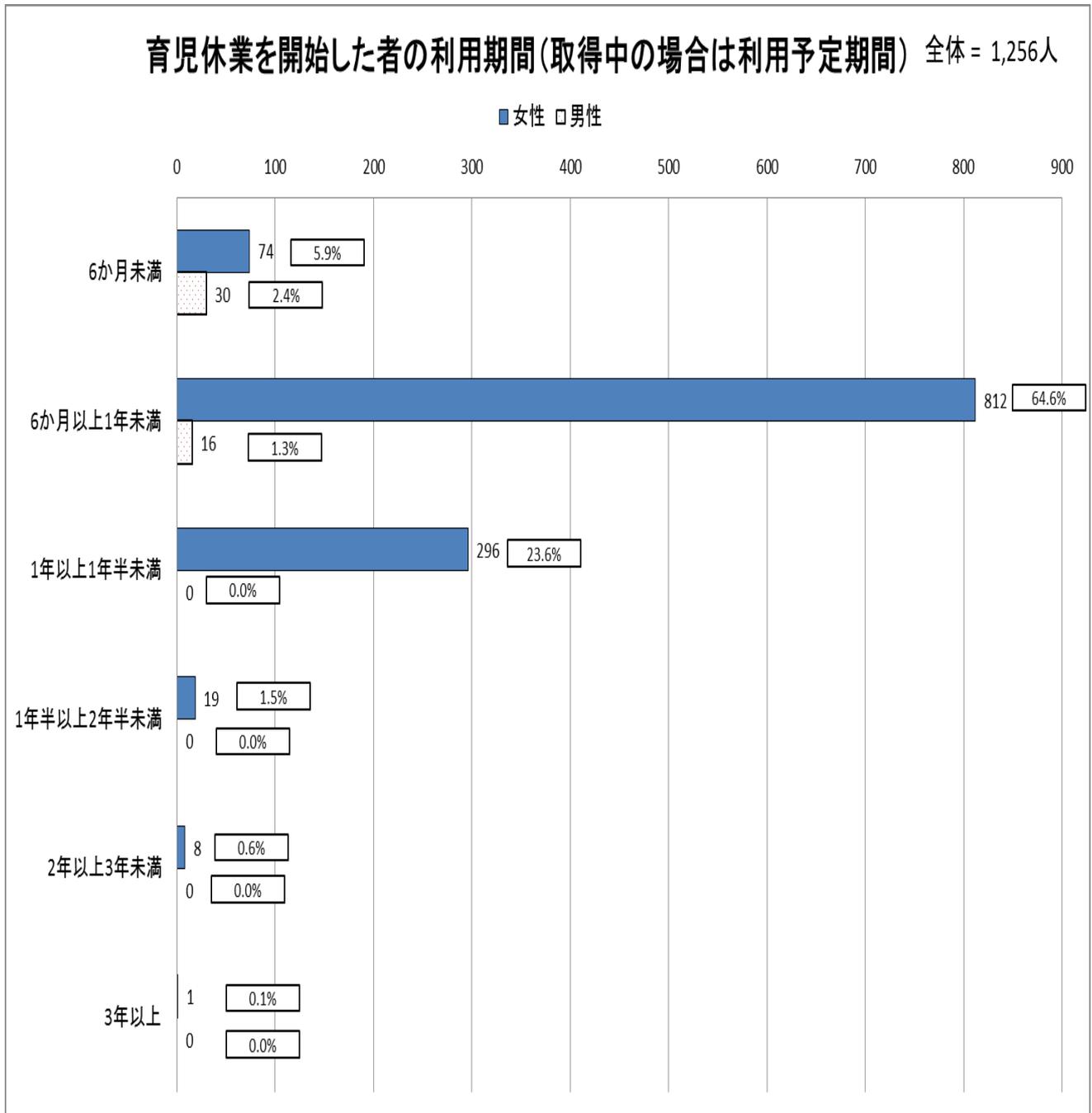
	女性				男性			
	平成26年 8月1日か ら平成27 年7月31 日までの 出産者数 (男性の 場合は、 配偶者が 出産した 数)	うち、平成 28年7月 31日まで に育児休 業を開始 した者の 数 (育児休 業開始予 定の申出 をしてい える者を含 む)	取得率	うち、平成 28年7月 31日まで に育児 (1歳未満 の子に限 る)のため、休業 せずに退 職した者 の数	平成26年 8月1日か ら平成27 年7月31 日までの 出産者数 (男性の 場合は、 配偶者が 出産した 数)	うち、平成 28年7月 31日まで に育児休 業を開始 した者の 数 (育児休 業開始予 定の申出 をしてい える者を含 む)	取得率	うち、平成 28年7月 31日まで に育児 (1歳未満 の子に限 る)のため、休業 せずに退 職した者 の数
全体	1,313	1,214	92.5%	37	877	42	4.8%	3
建設業	26	23	88.5%	1	87	1	1.1%	1
製造業	33	21	63.6%	0	75	3	4.0%	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0
情報通信業	15	14	93.3%	0	29	0	0.0%	0
運輸業、郵便業	62	61	98.4%	0	75	1	1.3%	0
卸売業、小売業	198	177	89.4%	10	92	1	1.1%	0
金融業、保険業	60	59	98.3%	1	21	1	4.8%	0
不動産業、物品賃貸業	3	3	100.0%	0	18	0	0.0%	0
学術研究、専門・技術サービス	13	11	84.6%	0	23	1	4.3%	1
宿泊業、飲食サービス業	49	46	93.9%	4	45	3	6.7%	0
生活関連サービス業、娯楽業	26	24	92.3%	1	13	0	0.0%	0
教育、学習支援業	2	2	100.0%	0	5	0	0.0%	0
医療、福祉	657	620	94.4%	16	305	26	8.5%	0
複合サービス事業	24	23	95.8%	0	48	3	6.3%	0
サービス業	145	130	89.7%	4	41	2	4.9%	1
10人未満	30	23	76.7%	5	23	0	0.0%	1
10人～29人	70	54	77.1%	7	98	5	5.1%	1
30人～99人	199	173	86.9%	9	190	4	2.1%	1
100人～299人	356	337	94.7%	7	315	13	4.1%	0
300人以上	658	627	95.3%	9	251	20	8.0%	0

(注) 集計対象は出産者数（又は配偶者が出産した者の数）及び出産後の状況について回答があった事業所。

(1 1) 育児休業制度の利用人数および期間

育児休業を開始した者の利用期間についてたずねたところ、最も多かった利用期間は男女合わせて「6か月以上1年未満」(65.9% : 828人)であった。次いで「1年以上1年半未満」(23.6% : 296人)、「6か月未満」(8.3% : 104人)などとなっている。

図表 1 7 育児休業制度の利用人数および期間



(注) 集計対象は、「育児休業を開始した者」の利用期間について回答があった事業所の人数。

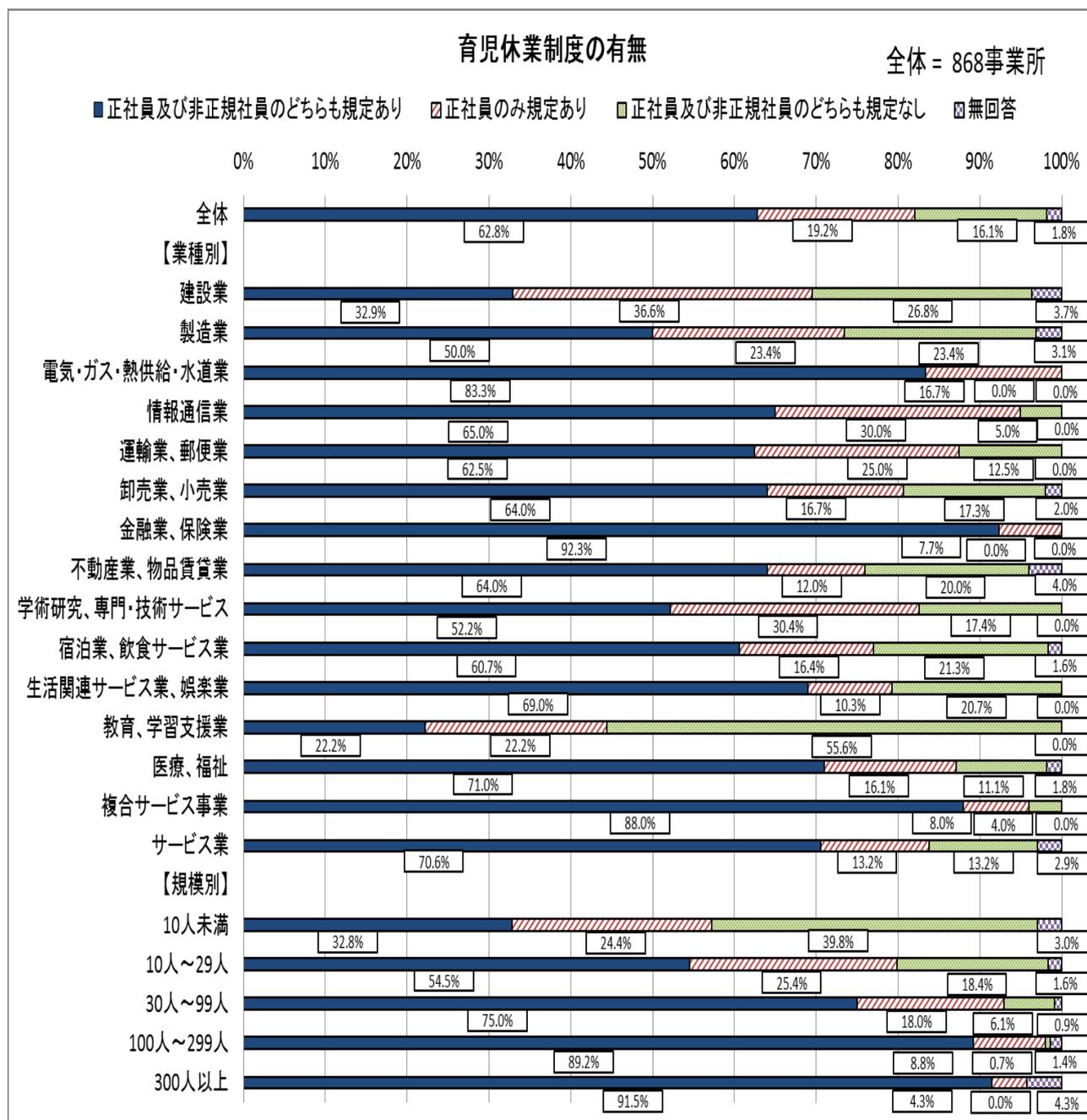
(12) 育児休業制度の有無

育児休業制度を就業規則に規定している事業所は、「正社員及び非正規社員のどちらも規定あり」が62.8%、「正社員のみ規定あり」が19.2%、「正社員及び非正規社員のどちらも規定なし」が16.1%となっている。

業種別にみると、「正社員及び非正規社員のどちらも規定あり」の事業所割合が高い業種(8割以上)は、「金融、保険業」、「複合サービス業」、「電気・ガス等」となっている。また、「正社員のみ規定あり」の割合が高い業種としては、「建設業」(36.6%)、「学術研究等」(30.4%)、「情報通信業」(30.0%)がみられる。

従業員規模別にみると、従業員規模が大きいほど育児休業制度を規定している事業所割合が高く、10人未満の規模では57.2%にとどまっているのに対し、30人以上の規模では90%を超えている。

図表18 育児休業の有無

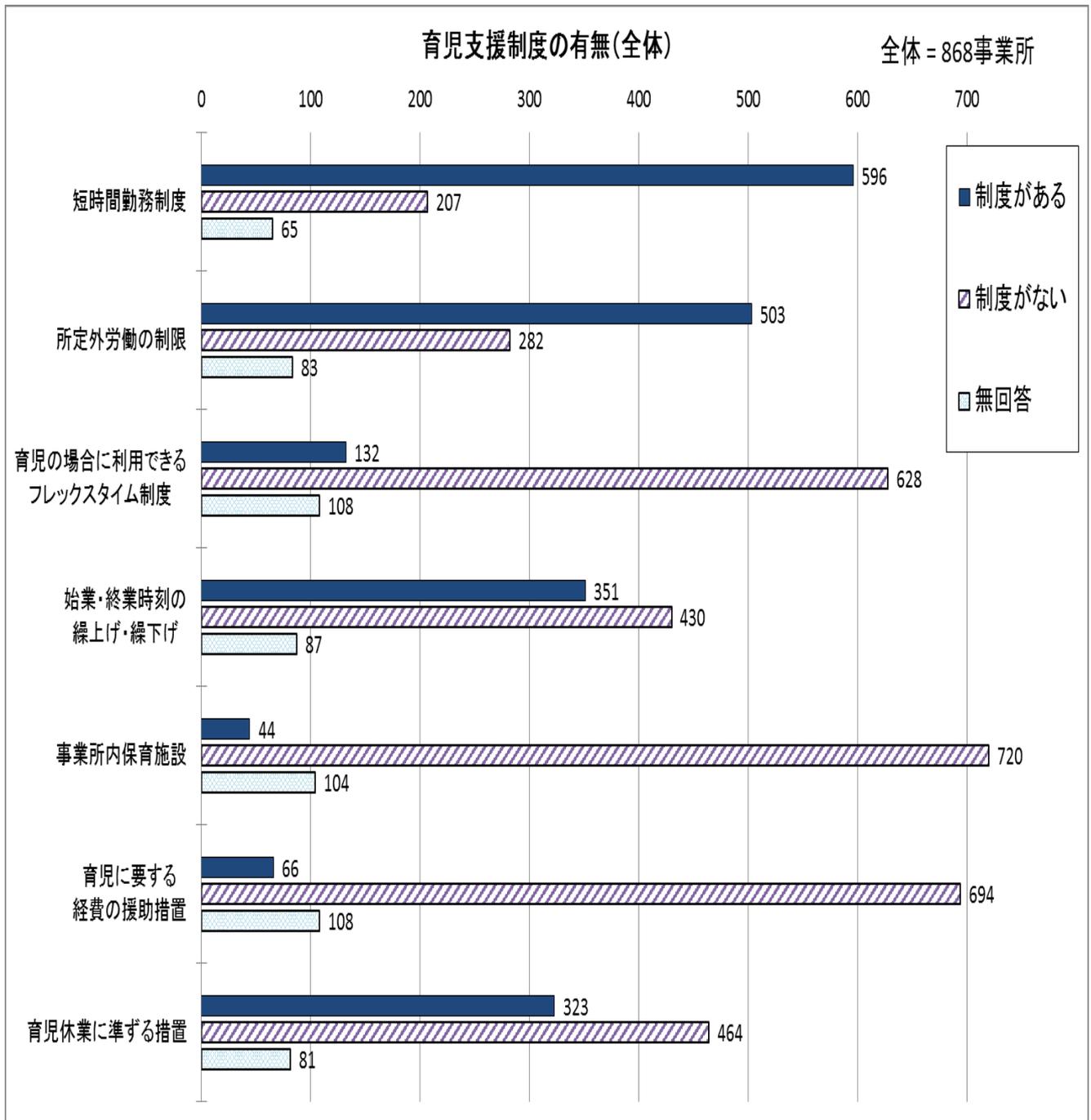


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(13) 育児支援制度等

育児支援制度等の内容についてたずねたところ、「短時間勤務制度」(68.7% : 596件)が最も多く、次いで「所定外労働の制限」(57.9% : 503件)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」(40.4% : 351件)、「育児休業に準ずる措置」(37.2% : 323件)、「育児の場合に利用できるフレックスタイム」(15.2% : 132件)、「育児に要する経費の援助措置」(7.6% : 66件)、「事業所内保育施設」(5.1% : 44件)の順となっている。

図表19 育児支援制度の有無(全体)



※複数回答可

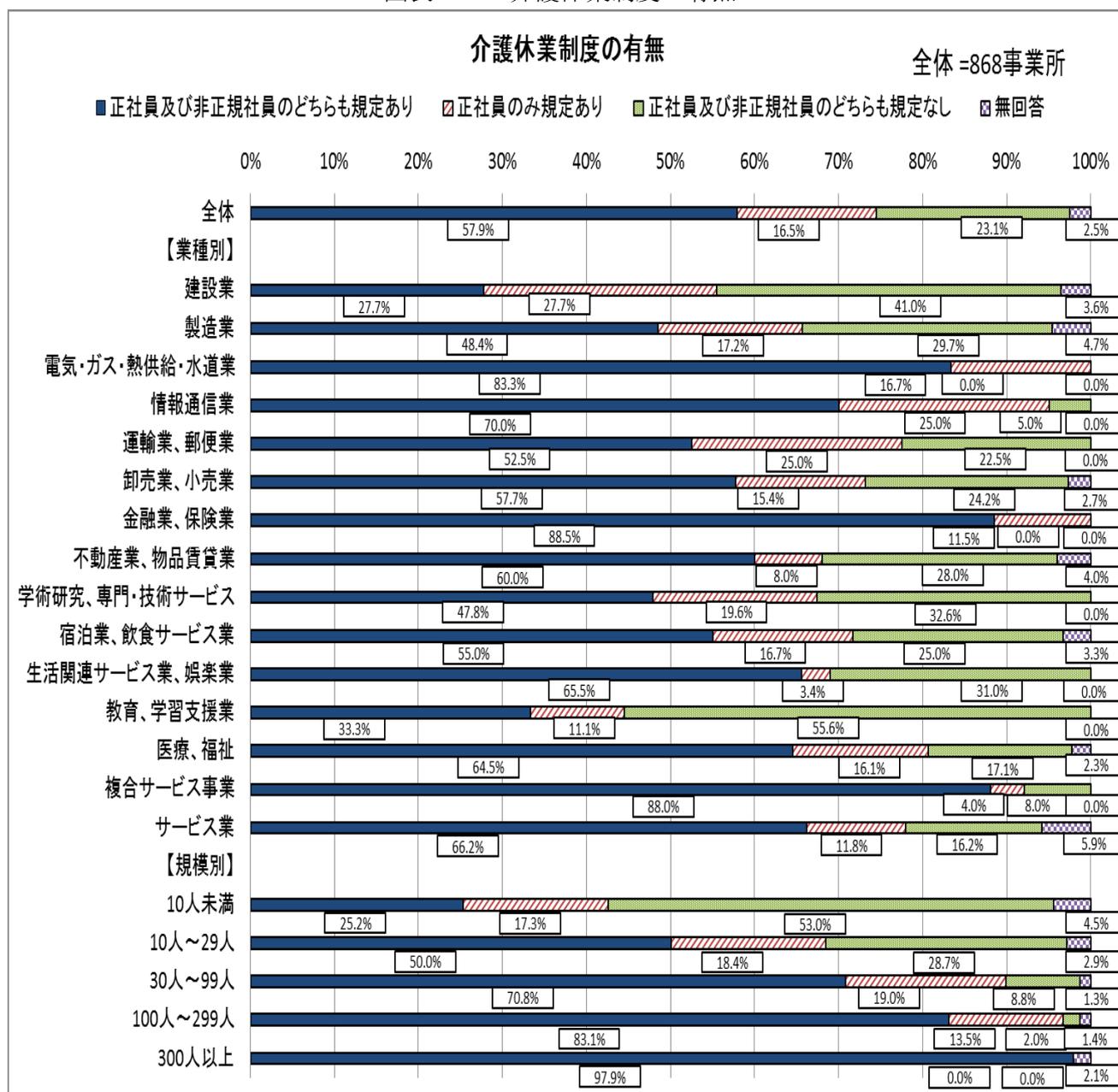
(14) 介護休業制度の有無

介護休業制度を就業規則で規定している事業所は「正社員及び非正規社員のどちらも規定あり」が 57.9%、「正社員のみ規定あり」が 16.5%、介護休業制度を規定していない事業所は 23.1%となっている。

業種別にみると、「正社員及び非正規社員のどちらも規定あり」の事業所割合が高い業種（6割以上）は、「金融・保険業」、「複合サービス業」、「電気・ガス等」、「情報通信業」、「サービス業」、「生活関連等」、「医療、福祉」、「不動産業等」などとなっている。一方、規定している割合が低い業種は「建設業」（27.7%）、「教育・学習支援」（33.3%）などとなっている。

従業員規模別にみると、「規定あり」の事業所割合については従業員規模が大きいほど介護休業制度を採用している割合が高く、10人未満の規模では 42.5%にとどまっているのに対し、30人以上の規模では 89%以上となっている。

図表 20 介護休業制度の有無



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない。

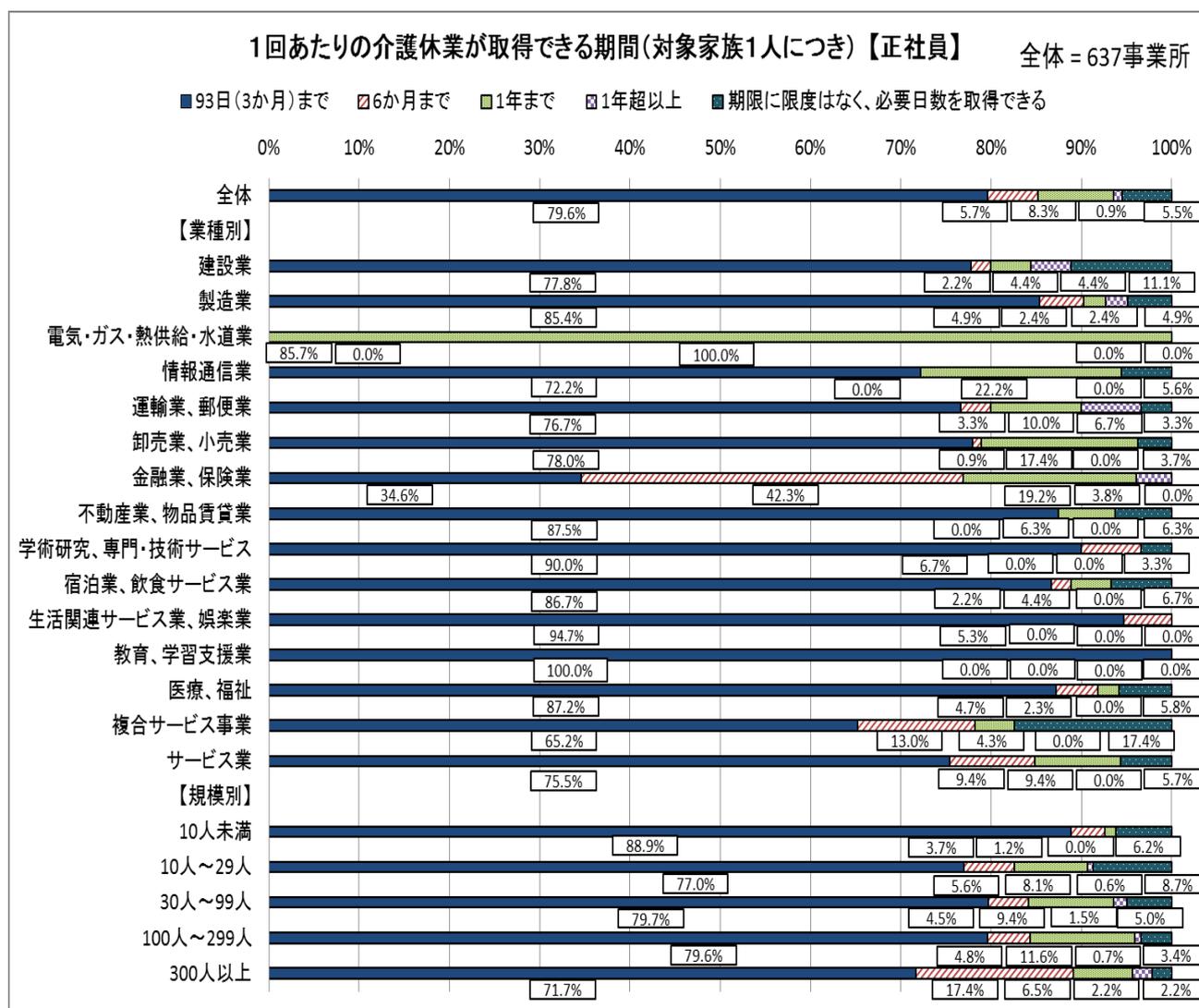
(15) 介護休業制度を取得できる期間

介護休業制度を就業規則に規定している事業所に1回あたりの介護休業取得期間をたずねたところ、正社員の場合、「93日(3ヶ月)まで」が79.6%と最も多く、次いで「1年まで」が8.3%、「6か月まで」が5.7%、「期限に限度はなく、必要日数を取得できる」が5.5%となっている。非正規社員についても同様に「93日(3ヶ月)まで」が84.0%と最も多く、「1年まで」が8.6%、「6か月まで」と「期限に限度はなく、必要日数を取得できる」が3.6%となっている。

業種別にみると、正社員の介護休業が取得できる期間が「93日(3ヶ月)まで」とする割合が高い業種は(9割以上)は、「教育、学習支援」、「生活関連等」、「学術研究等」などとなっている。また、「金融・保険業」では「6ヵ月まで」(42.3%)の割合が高く、「電気・ガス等」では「1年まで」の割合が高かった。非正規社員でも、15業種のうち11業種において介護休業が取得できる期間が「93日(3ヶ月)まで」とする事業所割合が80%以上であった。

また、従業員規模別にみると規模の大小にかかわらず(どの規模の事業所においても)「93日(3ヶ月)まで(法廷どおり)」とする事業所割合は79%以上となっている。

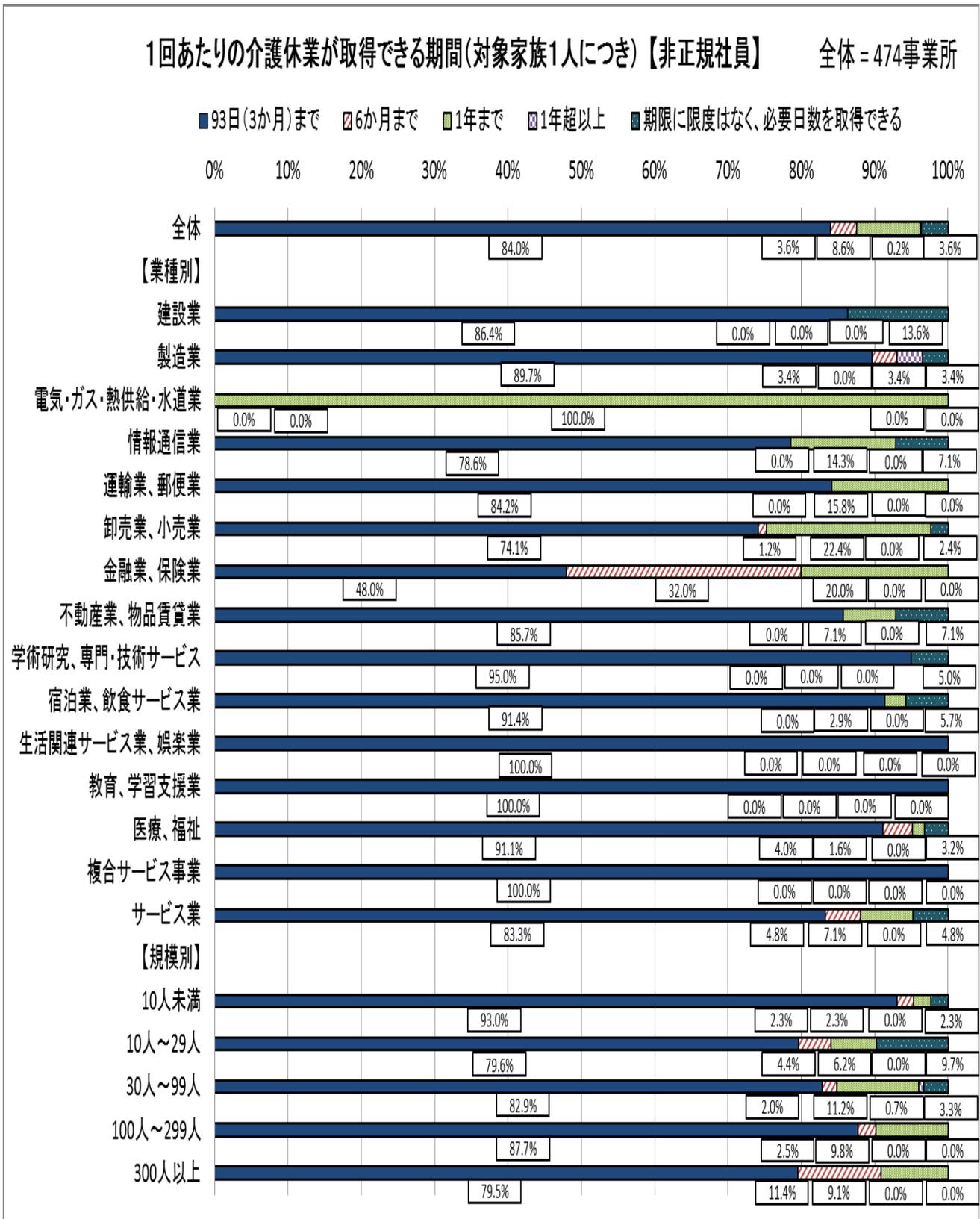
図表21-1 介護休業制度を取得できる期間(正社員)



(注) 集計対象は、介護休業が取得できる期間(正社員)について、回答があった事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

図表 2 1 - 2 介護休業制度を取得できる期間（非正規社員）

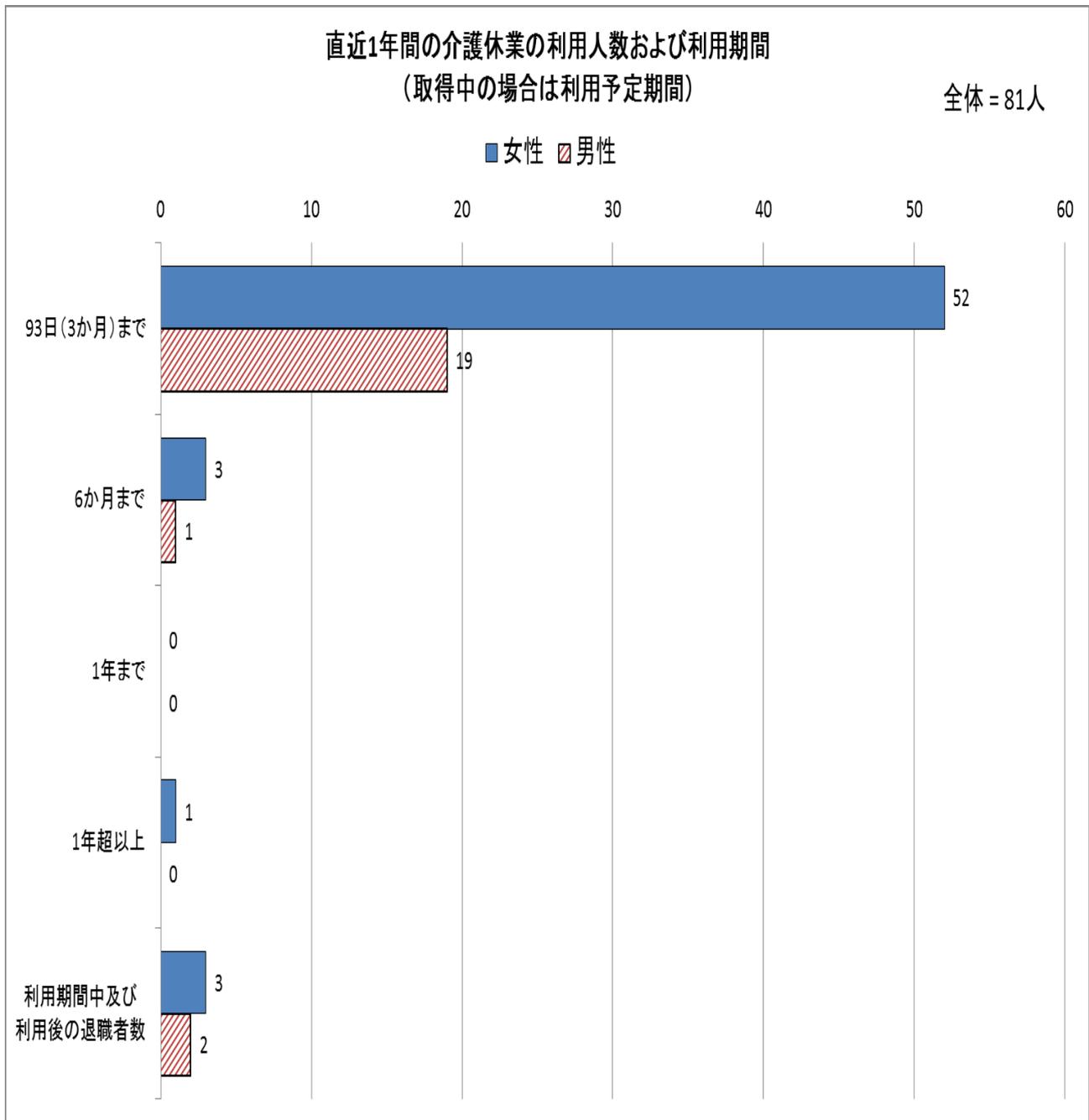


(注) 集計対象は、介護休業が取得できる期間（非正規社員）について、回答があった事業所。
 ※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(16) 介護休業の利用人数および期間

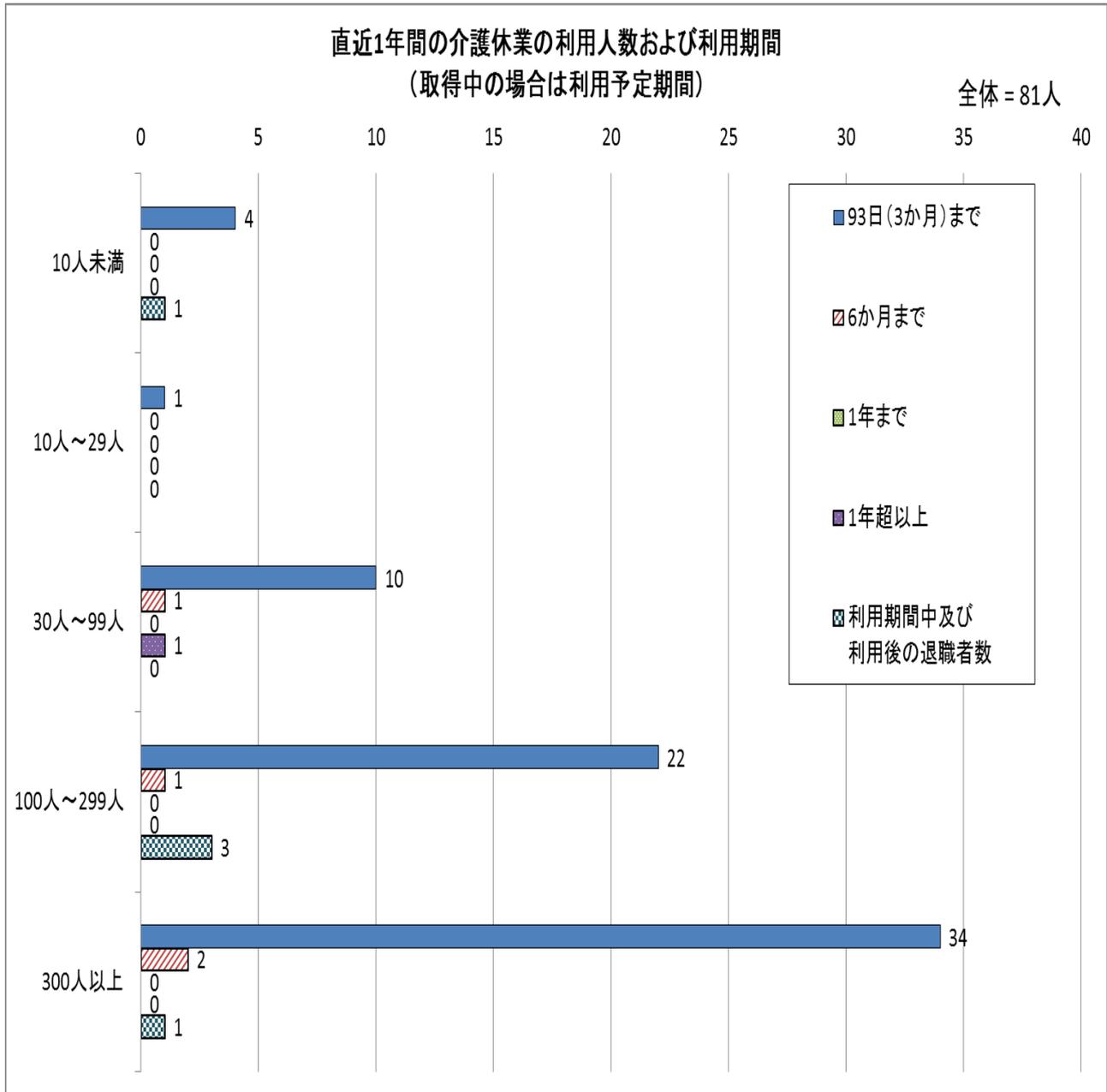
直近1年間（平成26年8月1日～平成27年7月31日）に介護休業を取得した人数は81人で、利用期間については「93日（3ヶ月）まで」が最も利用人数が多く、女性52人、男性19人となっている。

図表22-1 介護休業の利用人数および期間（男女別）



(注) 集計対象は、当該設問に回答があった事業所。

図表 2 2 - 2 介護休業の利用人数および期間（規模別）



(注) 集計対象は、当該設問に回答があった事業所。

(17) 福利厚生制度の有無

福利厚生制度が「ある」と回答した事業所の割合は 85.6%で、「ない」と回答した事業所は 12.5%となっている。

業種別にみると、「教育・学習支援」(66.7%)を除き、どの業種でも70%以上を超えており、高い業種では「電気・ガス等」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「複合サービス」となっており、次いで「運輸、郵便業」、「学術研究等」、「医療・福祉」となっている。

従業員規模別でみると、「10人未満」の規模が72.3%と最も低く、10人以上の規模では「ある」と回答した事業所の割合が80%を超えており、「100人～299人」の規模では97.3%と最も高くなっている。

図表 2 3 福利厚生制度の有無

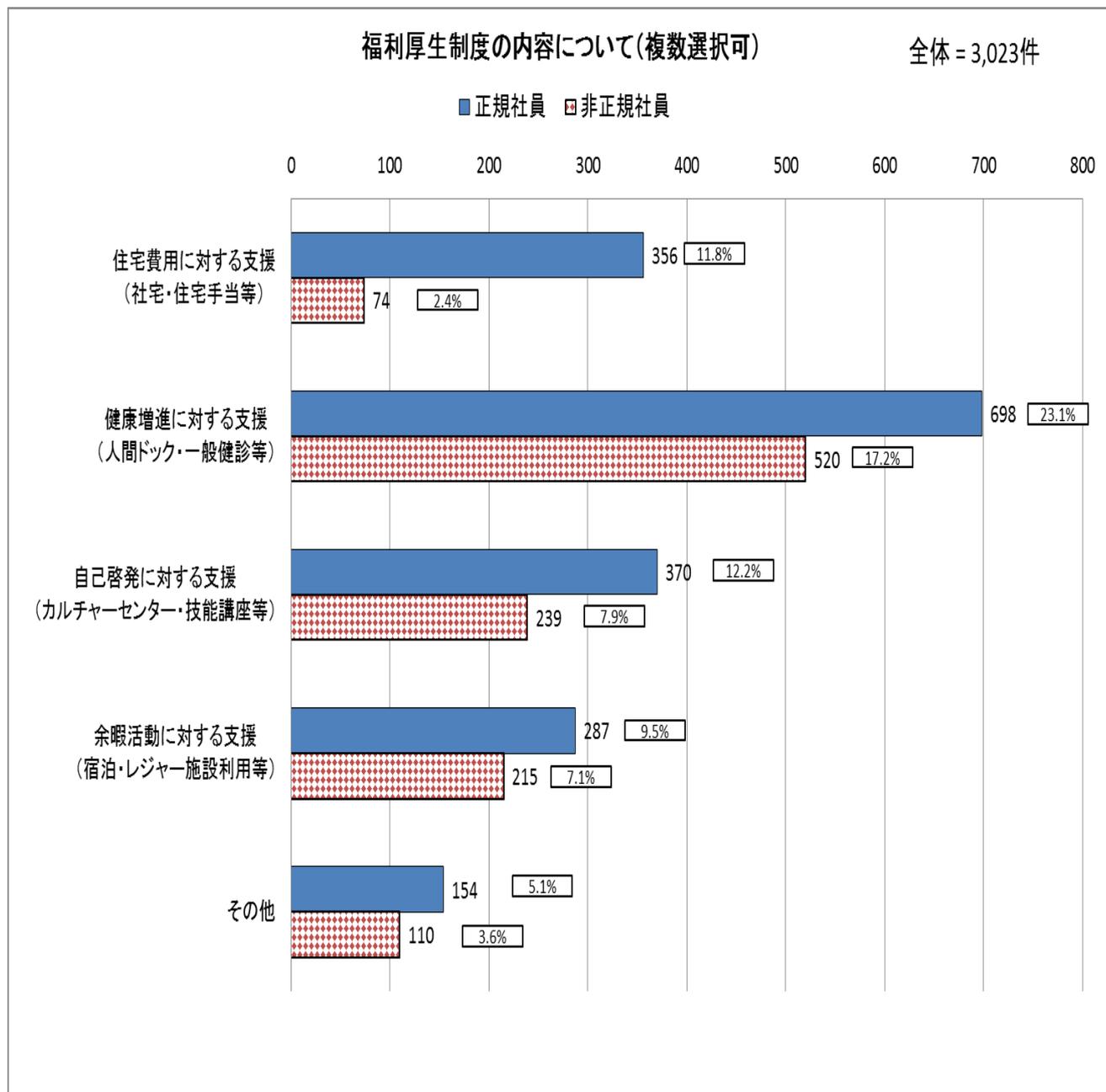


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(18) 福利厚生制度の内容

福利厚生制度の内容については、正規社員・非正規社員ともに「健康増進に対する支援」が最も多く、正社員は 23.1% (698 件)、非正規社員は 17.2% (520 件) となっている。次いで、正社員では「自己啓発に対する支援 (カルチャーセンター・技能講座等)」が 12.2% (370 件)、「住宅費用に対する支援 (社宅・住宅手当等)」が 11.8% (356 件)、「余暇活動に対する支援 (宿泊・レジャー施設利用等)」が 9.5% (287 件) となっている。対して非正規社員では「自己啓発に対する支援 (カルチャーセンター・技能講座等)」(7.9% : 239 件)、「余暇活動に対する支援 (宿泊・レジャー施設利用等)」(7.1% : 215 件)、の順となっている。

図表 2 4 福利厚生制度の内容



(注) 集計対象は福利厚生制度があると回答した事業所。

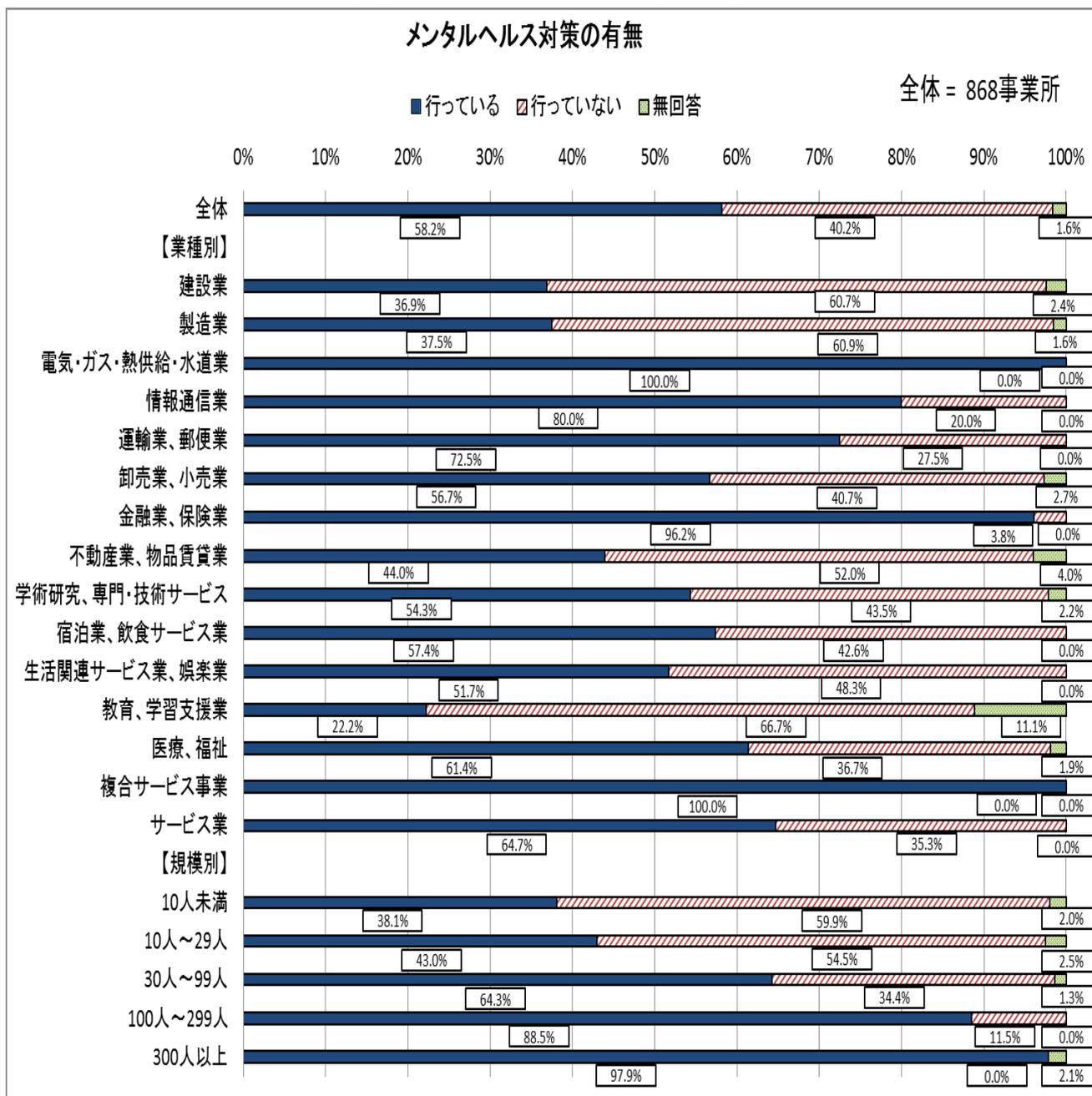
(19) メンタルヘルス対策の有無

メンタルヘルス対策を実施している事業所は 58.2%で、実施していない事業所は 40.2%となっている。

業種別にみると、対策を実施している事業所割合の高い業種（8割以上）は、「電気・ガス等」、「複合サービス業」、「金融・保険業」、「情報通信業」などとなっている。一方、対策を実施している事業所割合の低い業種は、「教育・学習支援」（22.2%）、「建設業」（36.9%）、「製造業」（37.5%）となっている。

従業員規模別にみると、従業員規模が大きいほど実施している事業所割合は高く、10人未満の規模では 38.1%にとどまっているのに対し、100人以上の規模では 80%以上となっている。

図表 25 メンタルヘルス対策の有無

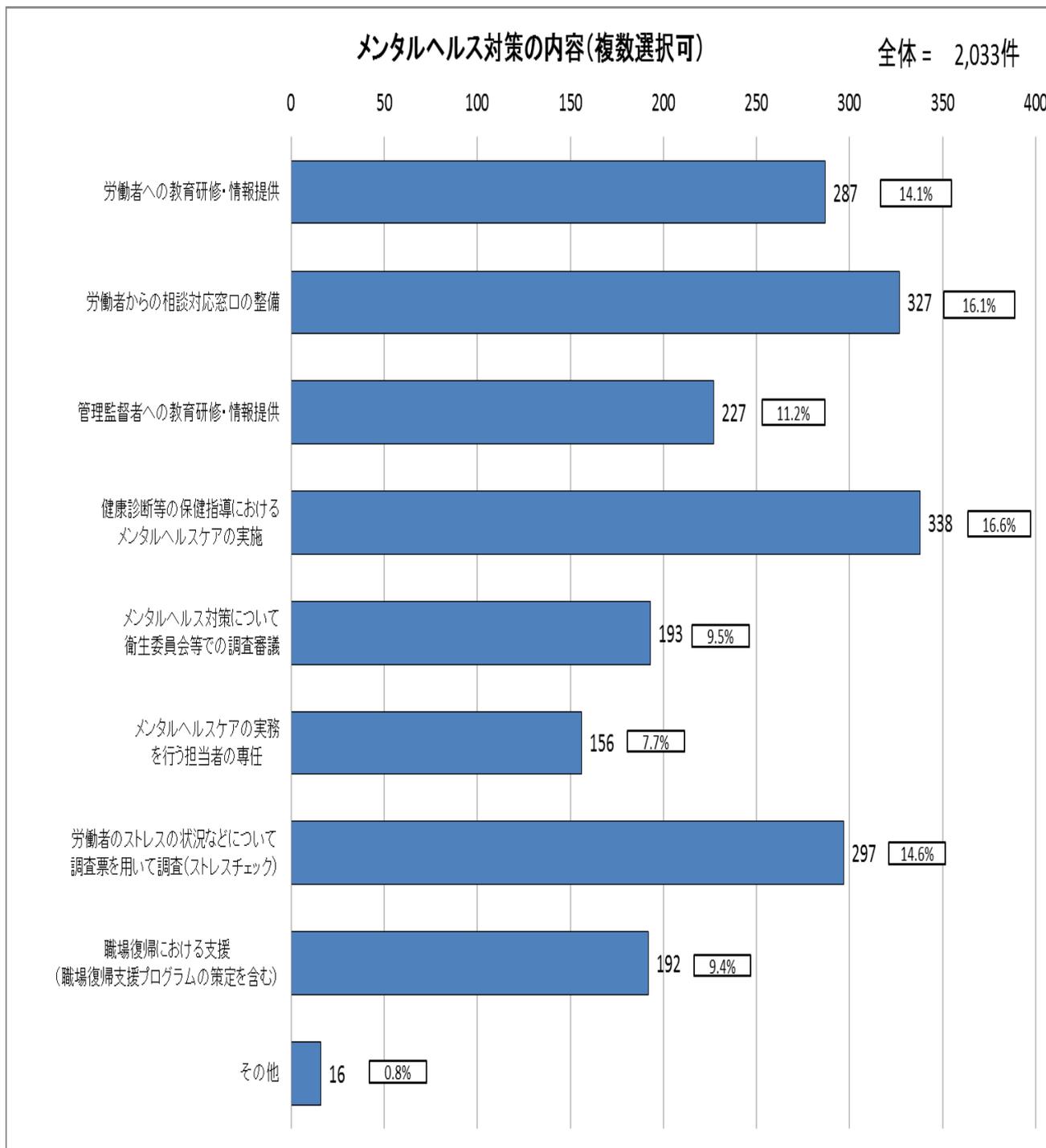


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない。

(20) メンタルヘルス対策の内容

メンタルヘルス対策を実施している事業所に対して、実施した対策をたずねたところ、「健康診断等の保健指導におけるメンタルヘルスケアの実施」が16.6%と最も多く、次いで「労働者からの相談対応窓口の整備」(16.1%)、「労働者のストレス状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」(14.6%)などとなっている。

図表26 メンタルヘルス対策の内容



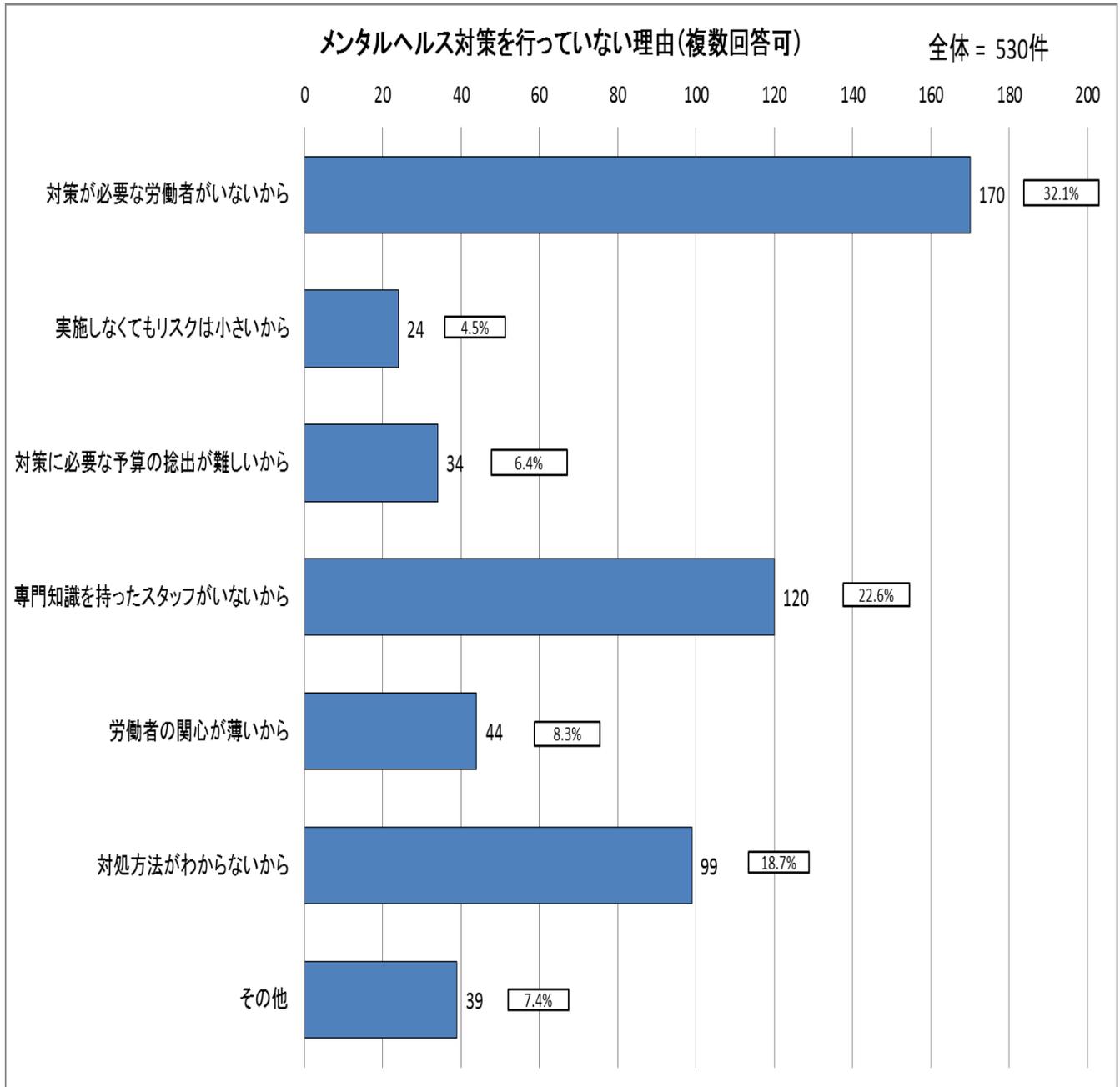
(注) 集計対象はメンタルヘルス対策を行っていると回答した事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(21) メンタルヘルス対策を行っていない理由

メンタルヘルス対策を実施していない事業所に対して、実施していない理由をたずねたところ、「対策が必要な労働者がいないから」(32.1%)が最も多く、次いで「専門知識を持ったスタッフがいないから」(22.6%)、「対処法がわからないから」(18.7%)などとなっている。

図表27 メンタルヘルス対策を行っていない理由



(注) 集計対象はメンタルヘルス対策を行っていないと回答した事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

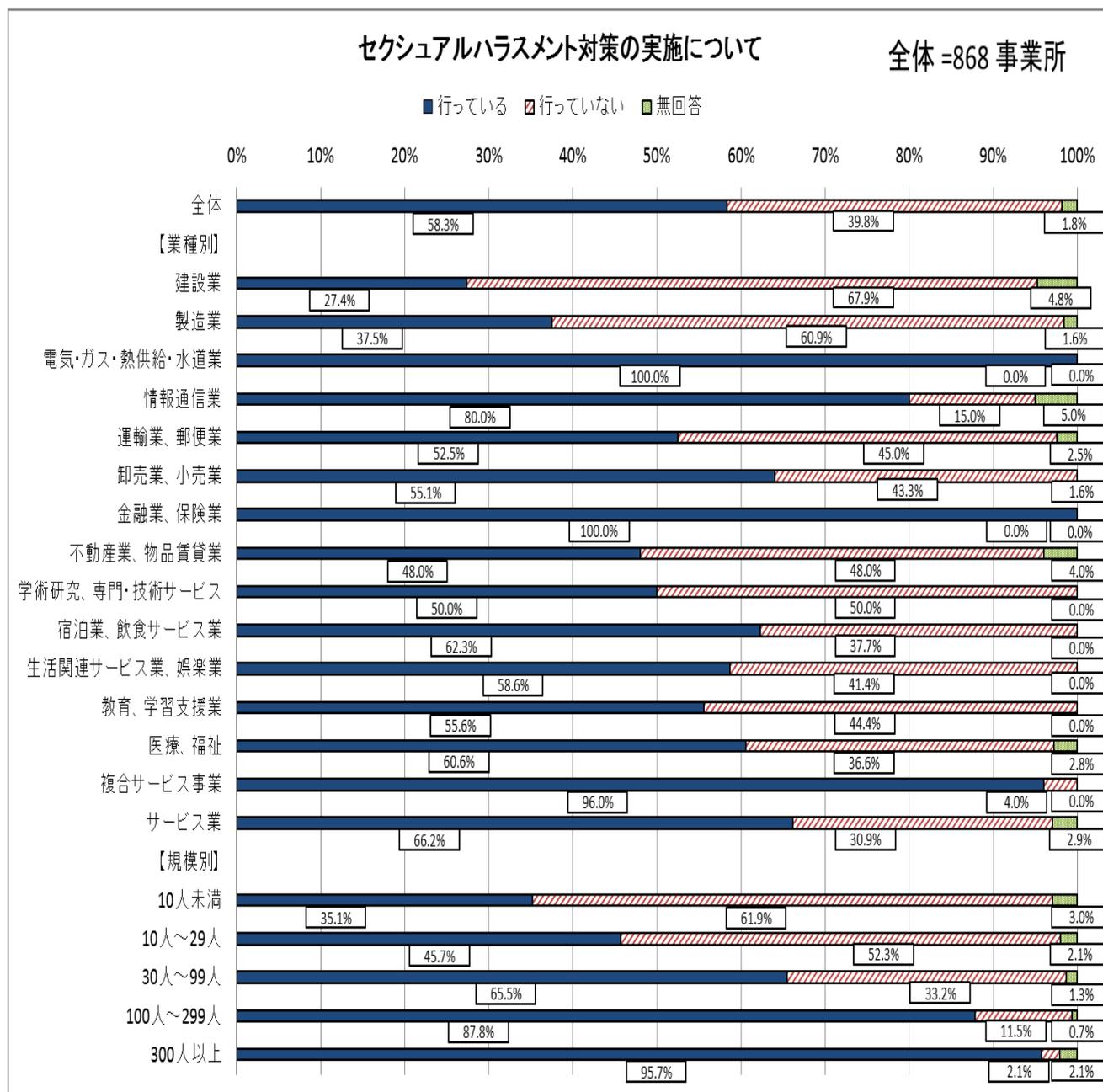
(22) セクシュアルハラスメント対策の有無

セクシュアルハラスメント（以下、セクハラ）対策を実施している事業所は 58.3%で、実施していない事業所は 39.8%となっている。

業種別にみると、セクハラ対策を実施している事業所割合の高い業種は、「電気・ガス等」、「金融・保険業」、「複合サービス業」、「情報通信業」などとなっている。一方、セクハラ対策を実施している事業所割合の低い業種は、「建設業」（27.4%）、「製造業」（37.5%）、「不動産業等」（48.0%）などとなっている。

従業員規模別にみると、従業員規模が大きいほど実施している事業所割合は高く、「10人未満」の規模では 35.1%、100人以上の規模では 80%を超えており、「300人以上」の規模では 95.7%となっている。

図表 28 セクシュアルハラスメント対策の実施

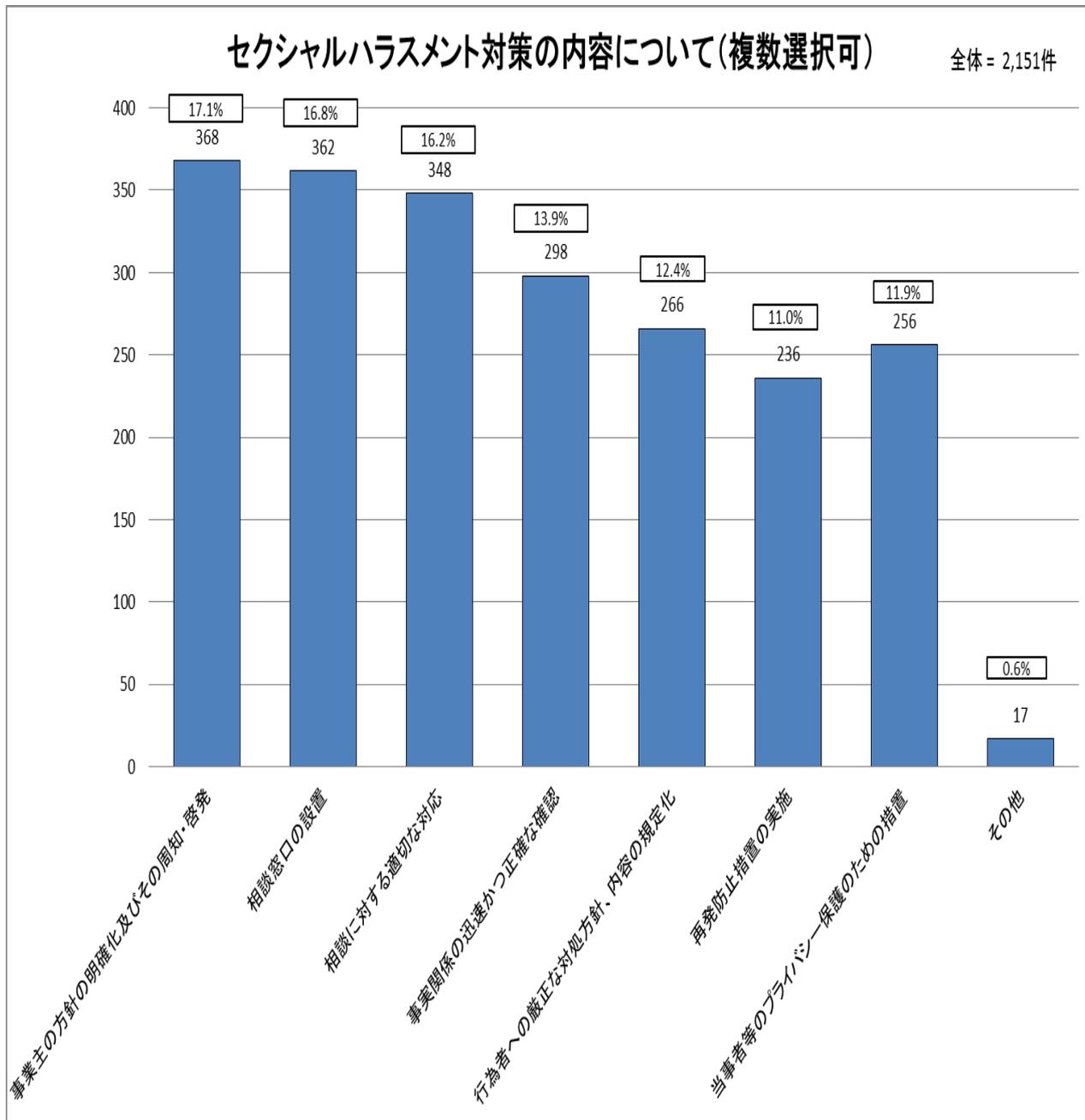


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない。

(23) セクシュアルハラスメント対策の内容

セクハラ対策を実施している事業所に対して、実施したセクハラ対策をたずねたところ、もっとも多かったのは「事業主の方針の明確化及びその周知・啓発」(17.1%)、次いで「相談窓口の設置」(16.8%)、「相談に対する適切な対応」(16.2%)、「事実関係の迅速かつ正確な確認」(13.9%)と続く。

図表 29 セクシュアルハラスメント対策の内容



(注) 集計対象はセクハラ対策を行っていると回答した事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(24) 管理職に占める女性の割合

回答事業所のうち、係長相当職に占める女性の割合（女性管理職割合）は32.0%となっている。課長相当職の女性管理職割合は19.9%、部長相当職の女性管理職割合は13.7%となっている。

業種別にみると、係長相当職以上の女性管理職割合が高い業種は、「医療・福祉」（45.4%）、「生活関連等」（34.2%）、「サービス業」（33.2%）などとなっている。一方、女性管理職割合の低い業種は、「教育・学習支援」（6.3%）、「情報通信業」（6.9%）、「電気・ガス等」（8.7%）となっている。

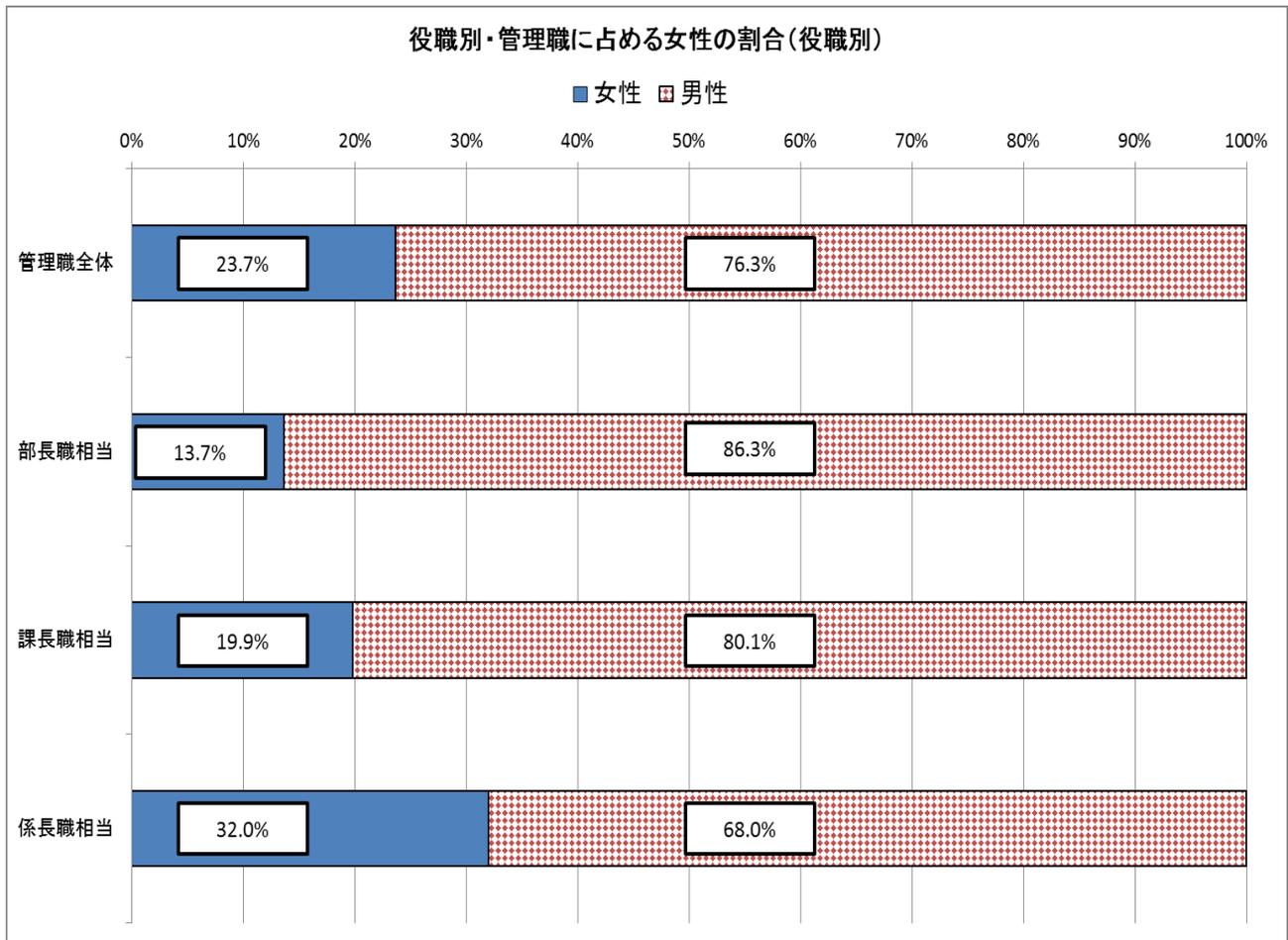
従業員規模別にみると、最も割合が高い規模は「300人以上」（25.5%）、次いで「10人未満」（24.0%）、「10人～29人」（23.5%）と続く。

図表30-1 管理職に占める女性の割合（実数・パーセント）

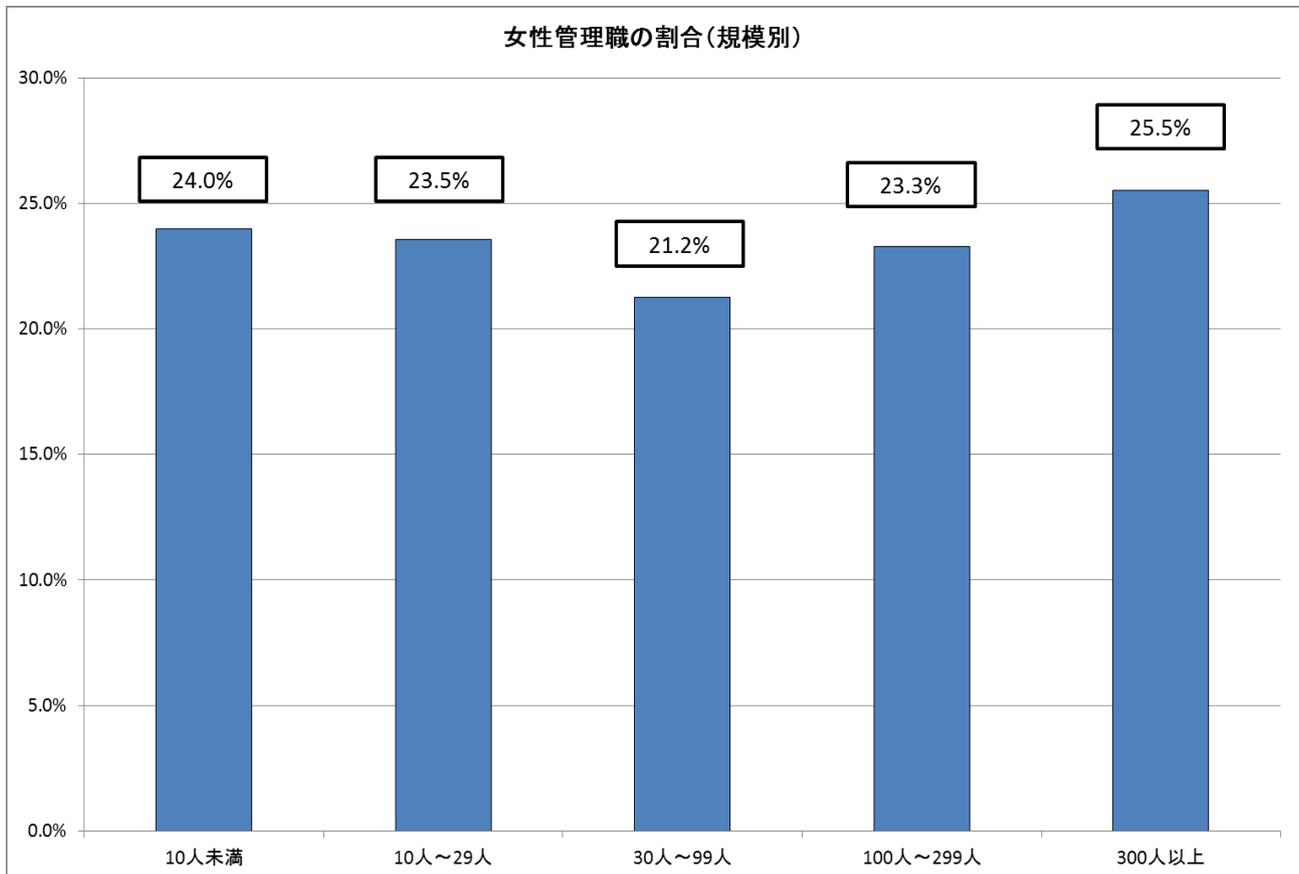
	役職者数合計	女性役職者数計	女性割合	係長相当職の役職者数	係長相当職の女性	係長相当職に占める女性の割合	課長相当職の役職者数	課長相当職の女性	課長相当職に占める女性の割合	部長相当職の役職者数	部長相当職の女性	部長相当職に占める女性の割合
(単位:人)												
全体	8,623	2,042	23.7%	3,530	1,130	32.0%	3,464	689	19.9%	1,629	223	13.7%
建設業	570	58	10.2%	151	19	12.6%	244	28	11.5%	175	11	6.3%
製造業	595	62	10.4%	222	31	14.0%	215	19	8.8%	158	12	7.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	391	34	8.7%	163	22	13.5%	150	12	8.0%	78	0	0.0%
情報通信業	448	31	6.9%	207	17	8.2%	164	10	6.1%	77	4	5.2%
運輸業、郵便業	488	58	11.9%	144	18	12.5%	258	32	12.4%	86	8	9.3%
卸売業、小売業	986	238	24.1%	453	151	33.3%	401	68	17.0%	132	19	14.4%
金融業、保険業	805	181	22.5%	374	123	32.9%	345	52	15.1%	86	6	7.0%
不動産業、物品賃貸業	136	14	10.3%	58	4	6.9%	41	5	12.2%	37	5	13.5%
学術研究、専門・技術サービス	281	32	11.4%	44	4	9.1%	152	19	12.5%	85	9	10.6%
宿泊業、飲食サービス業	517	80	15.5%	198	44	22.2%	235	26	11.1%	84	10	11.9%
生活関連サービス業、娯楽業	149	51	34.2%	66	31	47.0%	58	16	27.6%	25	4	16.0%
教育、学習支援業	16	1	6.3%	4	1	25.0%	8	0	0.0%	4	0	0.0%
医療、福祉	2,085	947	45.4%	983	514	52.3%	718	313	43.6%	384	120	31.3%
複合サービス事業	563	58	10.3%	182	21	11.5%	256	31	12.1%	125	6	4.8%
サービス業	593	197	33.2%	281	130	46.3%	219	58	26.5%	93	9	9.7%
10人未満	271	65	24.0%	67	20	29.9%	96	20	20.8%	108	25	23.1%
10人～29人	705	166	23.5%	227	70	30.8%	250	54	21.6%	228	42	18.4%
30人～99人	1,704	362	21.2%	606	160	26.4%	726	150	20.7%	372	52	14.0%
100人～299人	3,040	708	23.3%	1,350	418	31.0%	1,166	226	19.4%	524	64	12.2%
300人以上	2,903	741	25.5%	1,280	462	36.1%	1,226	239	19.5%	397	40	10.1%

(注) 集計対象は各役職者数を回答した事業所。

図表 30-2 管理職に占める女性の割合（役職別）



図表 30-3 管理職に占める女性の割合（規模別）

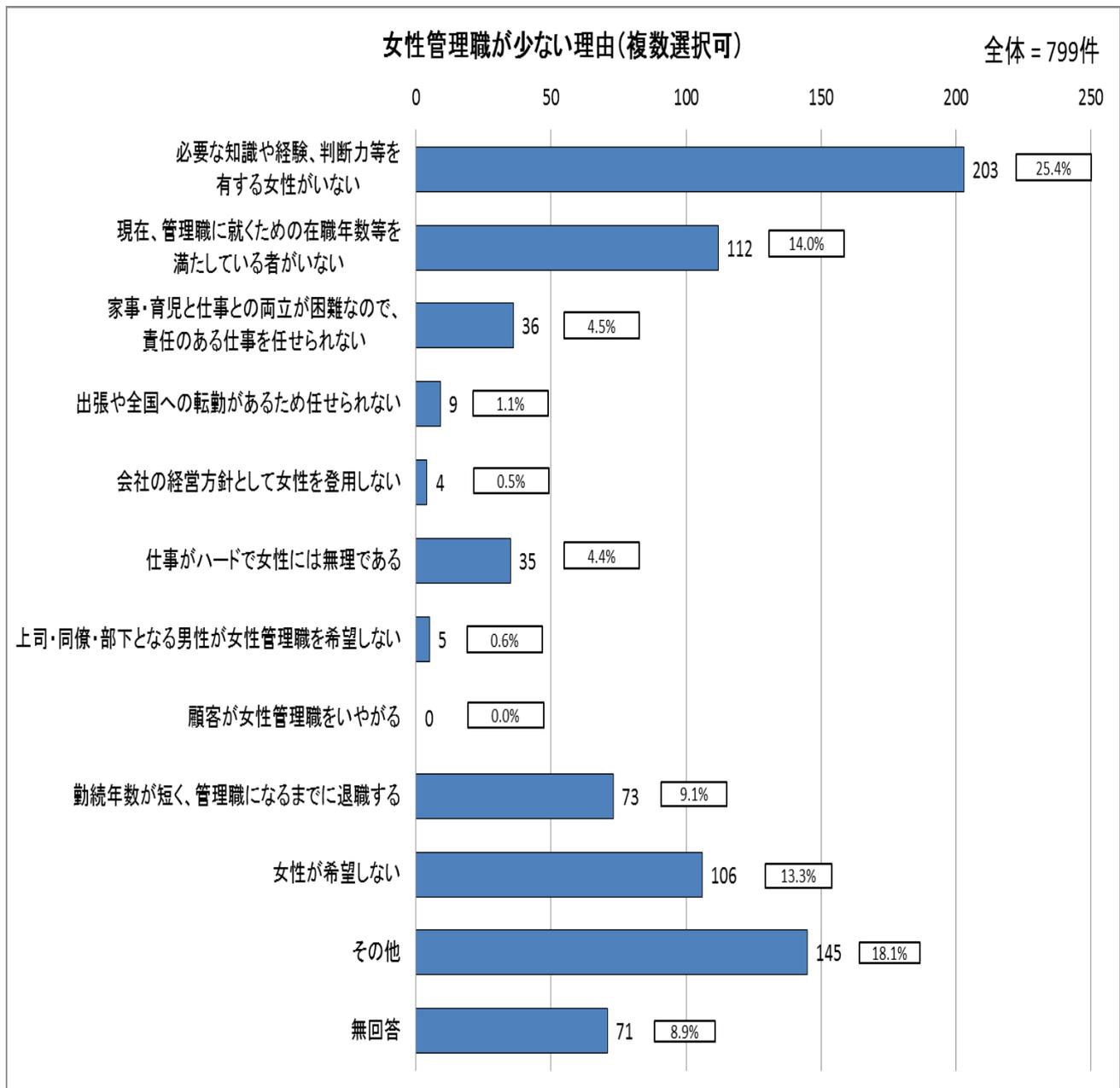


（注）集計対象は各役職者数を回答した事業所。

(25) 女性管理職が少ない理由

女性管理職がない、あるいは少ない事業所（係長相当職以上の女性管理職割合が10%未満）に対してその理由をたずねたところ、「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がない」が最も多く25.4%、「現在、管理職に就くための在職年数等を満たしている者がいない」が14.0%、「女性が希望しない」が13.3%などとなっている。

図表3-1 女性管理職が少ない理由



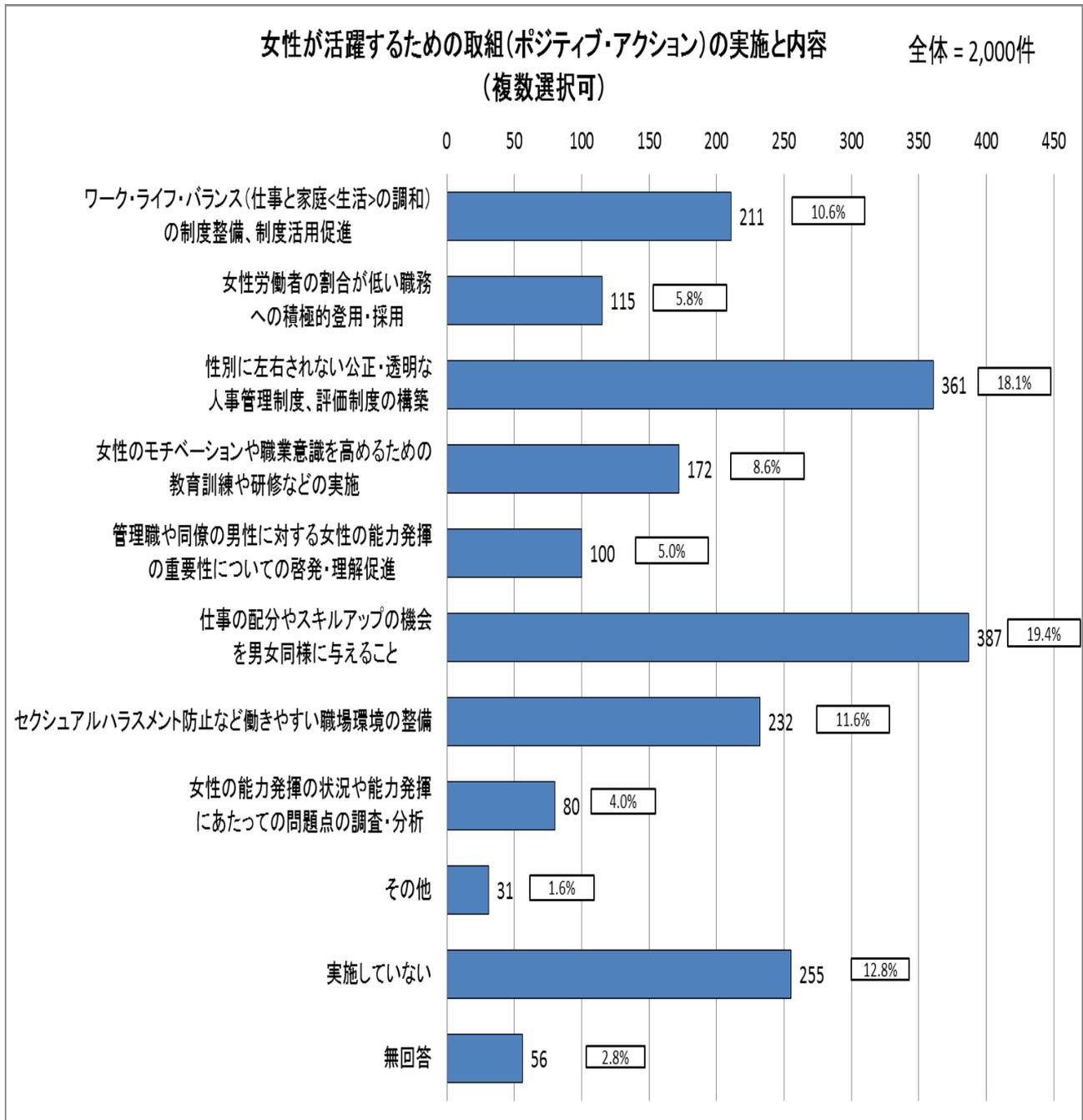
(注) 集計対象は役職者数合計に対して女性管理職数割合が10%未満あるいは全くいない役職区分が1つでもある事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(26) 女性が活躍するための取組（ポジティブ・アクション）の実施と内容

女性が活躍するための取組（ポジティブ・アクション）の実施についてたずねたところ、「仕事の配分やスキルアップの機会を男女同様に与えること」(19.4%:387件)が最も多く、次いで「性別に左右されない公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築」(18.1%:361件)、「実施していない」(12.8%:255件)となっている。

図表32 女性が活躍するための取組（ポジティブ・アクション）の実施と内容

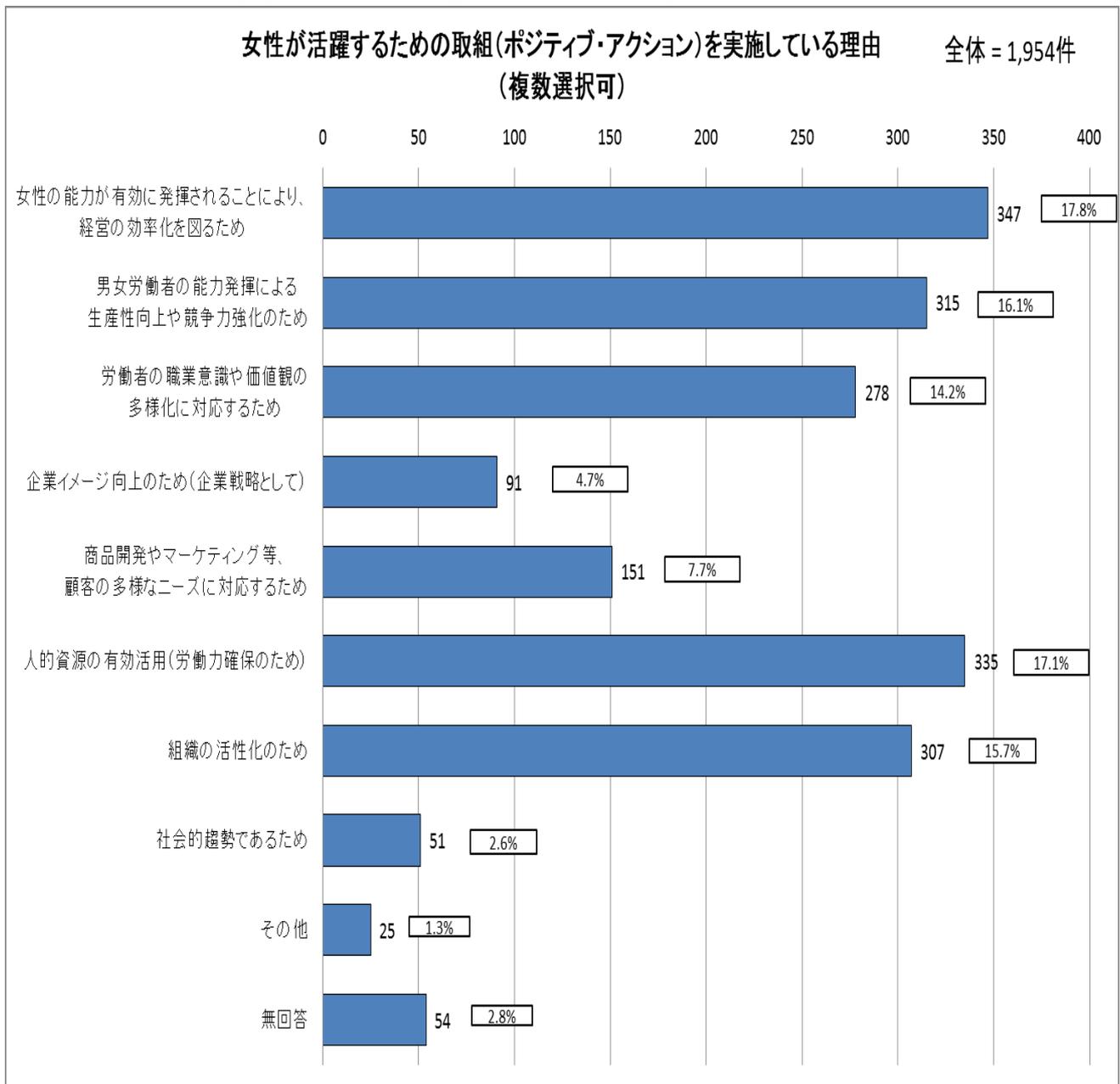


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(27) ポジティブ・アクションを実施している理由

ポジティブ・アクションを実施している事業所に実施している理由をたずねたところ、「女性の能力が有効に発揮されることにより、経営の効率化を図るため」(17.8% : 347 件) が最も多く、次いで「人的資源の有効活用(労働力確保のため)」(17.1% : 335 件)、「男女労働者の能力発揮による生産性向上や競争力強化のため」(16.1% : 315 件)、「組織の活性化のため」(15.7% : 307 件)、と続いている。

図表 3 3 ポジティブ・アクションを実施している理由

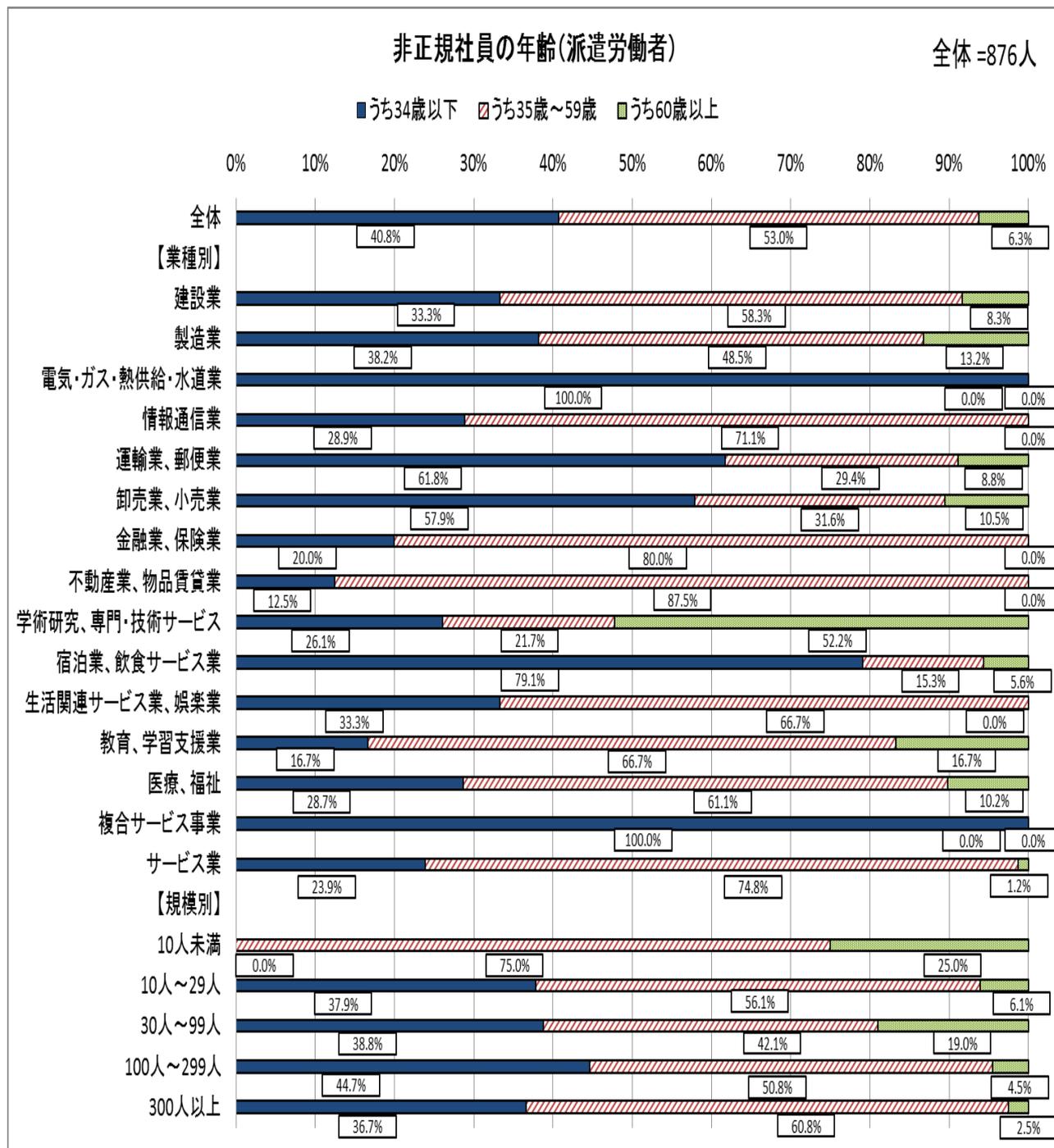


※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない。

(28) 非正規社員の雇用形態別年齢

非正規社員を雇用している事業所の雇用形態（派遣労働者、契約社員、パートタイム労働者、その他）の年齢をみると、「35歳～59歳」が「派遣労働者」（53.0%）、「契約社員」（49.3%）、「パートタイム労働者」（50.8%）、「その他」（45.5%）で最も多くなっている。

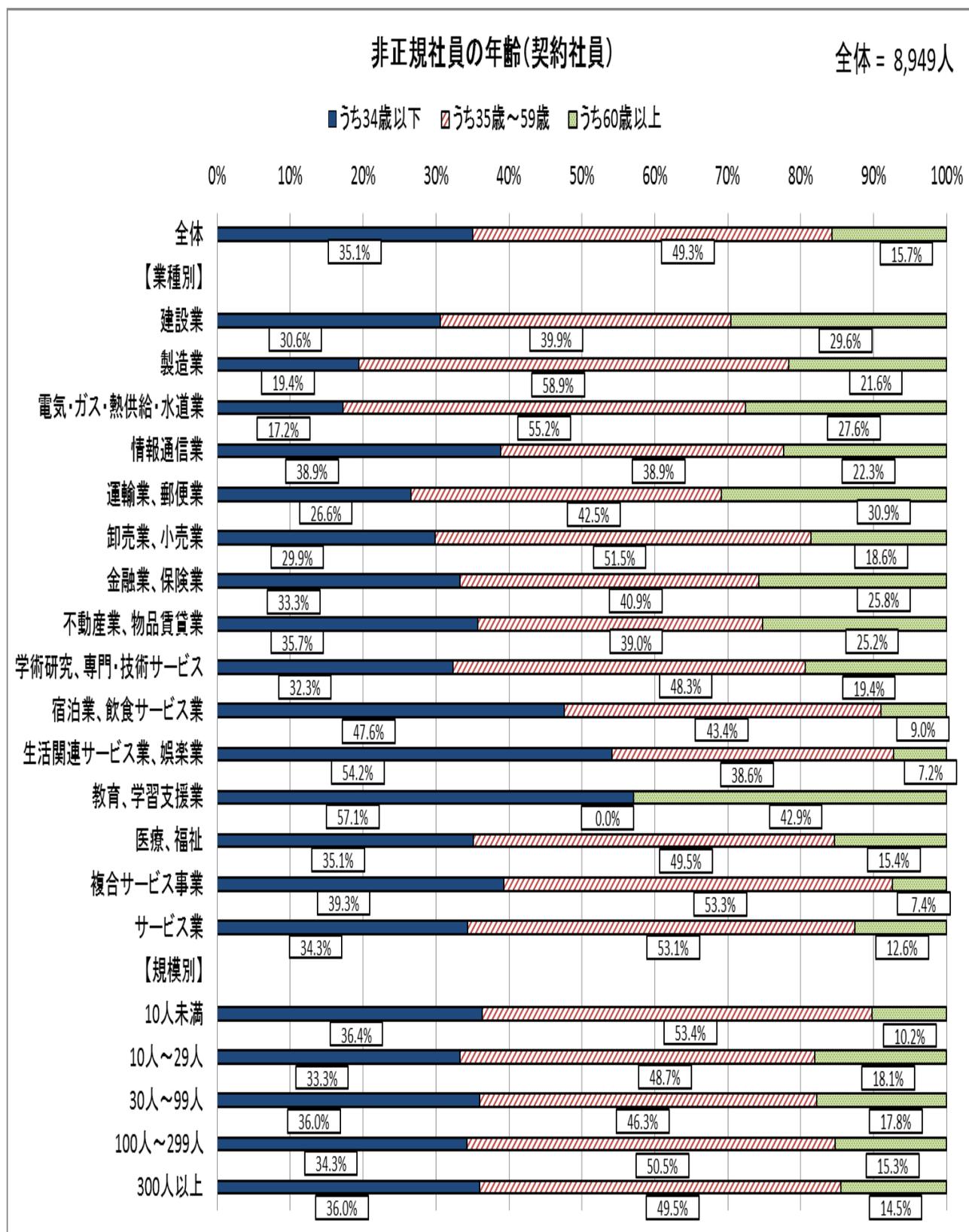
図表34-1 非正規社員の雇用形態別年齢（派遣労働者）



(注) 集計対象は非正規社員を雇用している事業所のうち、当該設問に回答があった事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

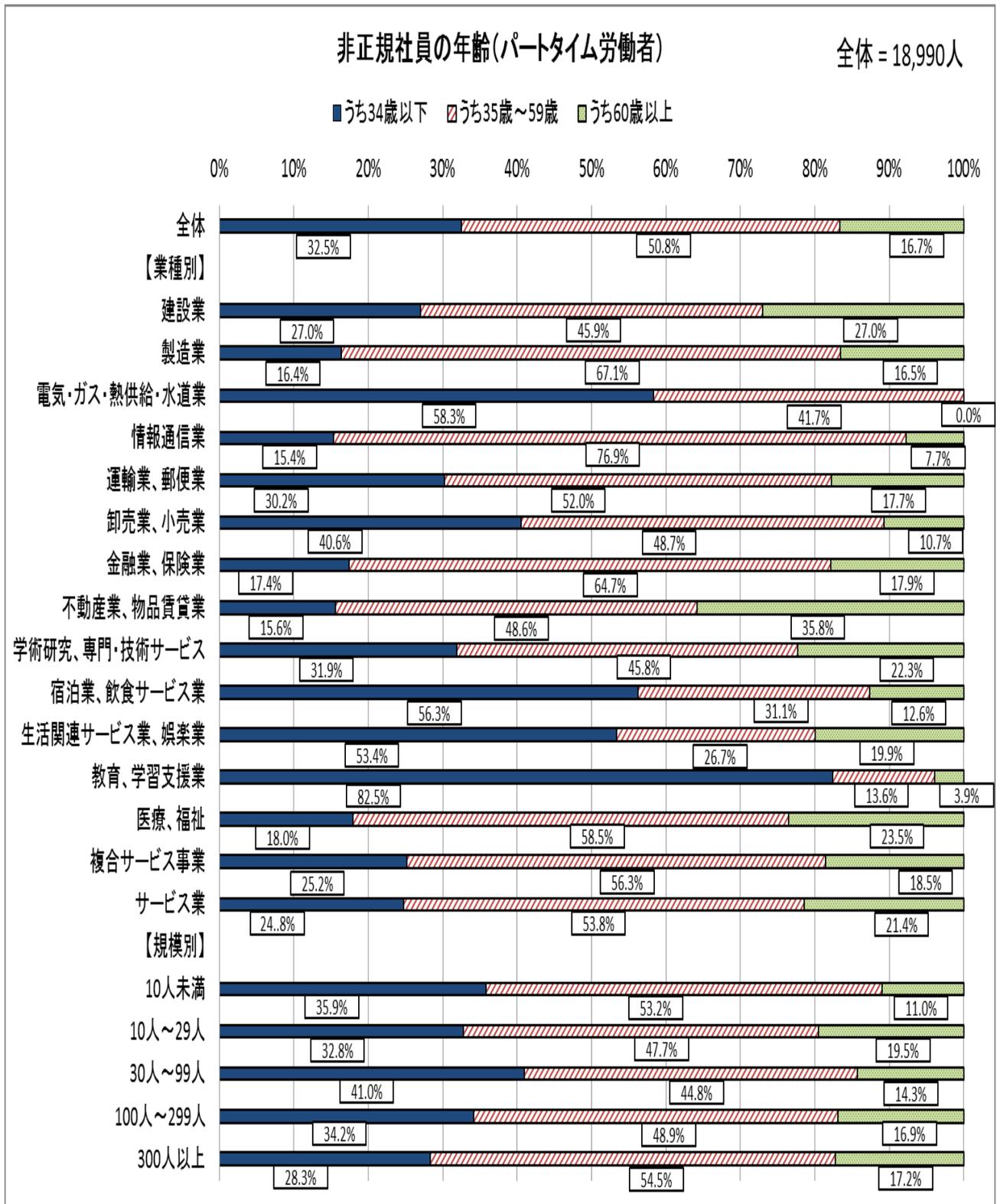
図表 3 4 - 2 非正規社員の雇用形態別年齢（契約社員）



(注) 集計対象は非正規社員を雇用している事業所のうち、当該設問に回答があった事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

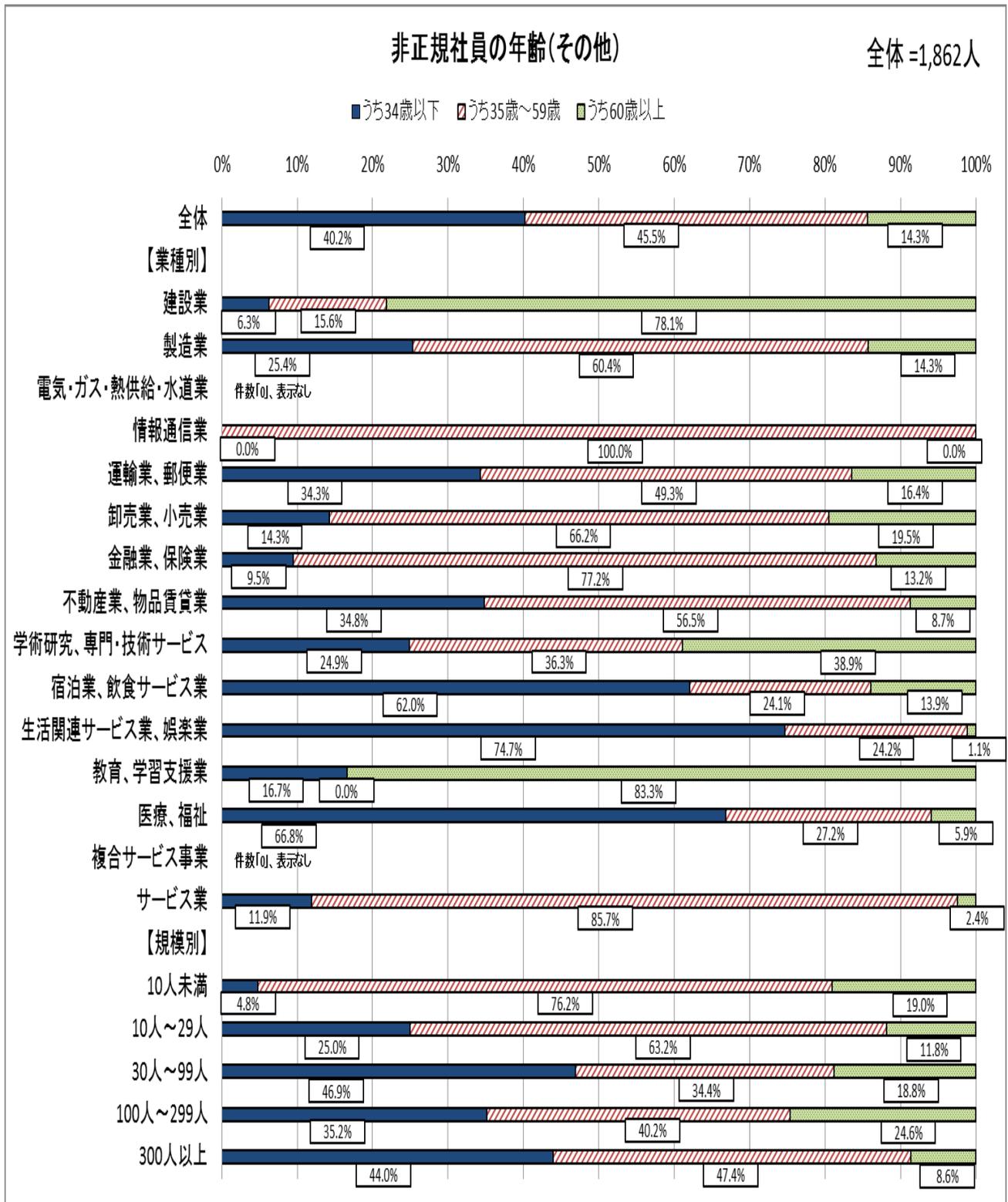
図表 3 4 - 3 非正規社員の雇用形態別年齢（パートタイム労働者）



(注) 集計対象は非正規社員を雇用している事業所のうち、当該設問に回答があった事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

図表 3 4 - 4 非正規社員の雇用形態別年齢（その他）



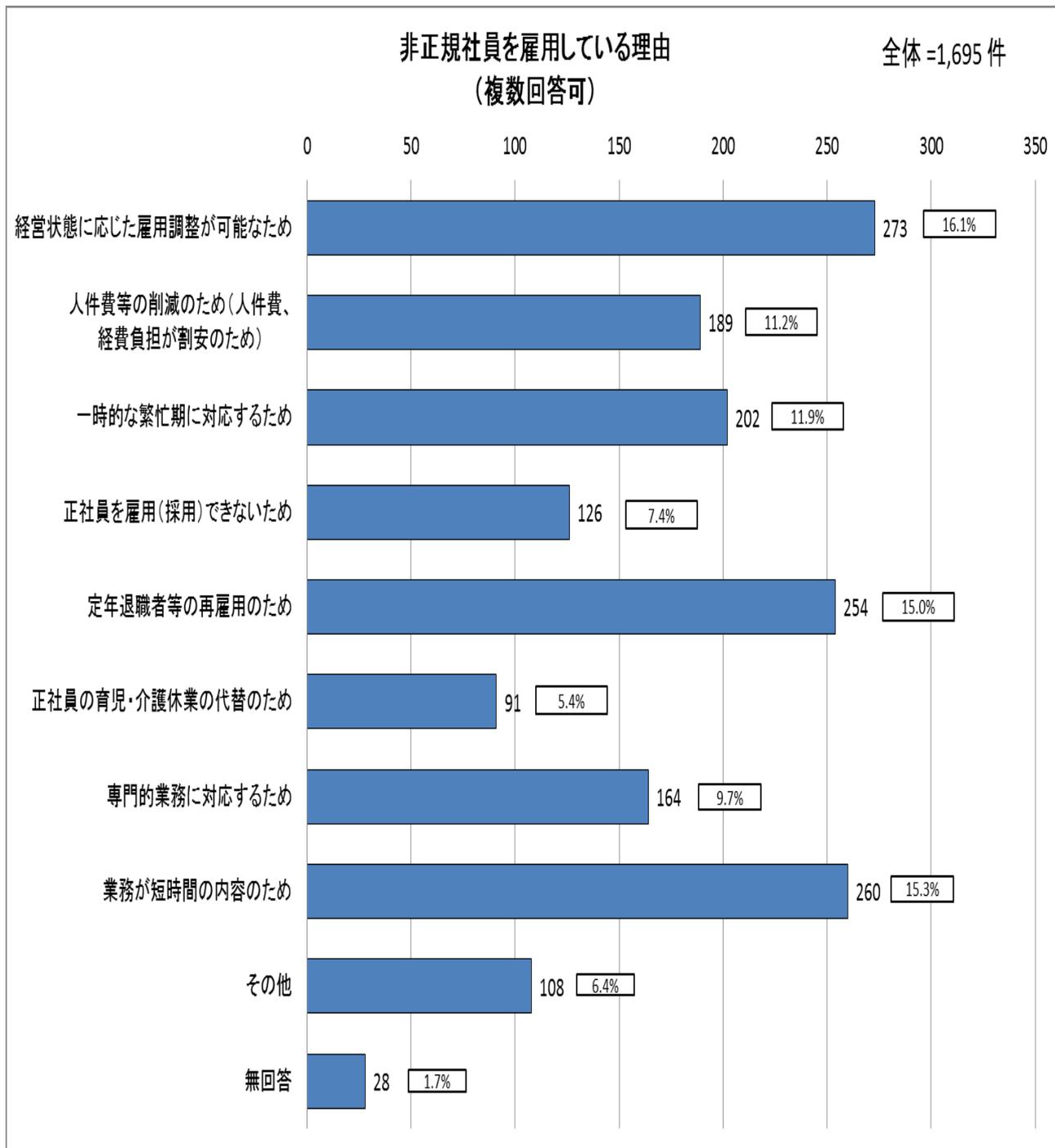
(注) 集計対象は非正規社員を雇用している事業所のうち、当該設問に回答があった事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(29) 非正規社員を雇用している理由

非正規社員を雇用している事業所に対して、その理由をたずねたところ、「経営状態に応じた雇用調整が可能なため」(16.1%：273件)が最も多く、次いで「業務が短時間の内容のため」(15.3%：260件)、「定年退職者等の再雇用のため」(15.0%：254件)、「一時的な繁忙期に対応するため」(11.9%：202件)などとなっている。

図表35 非正規社員を雇用している理由



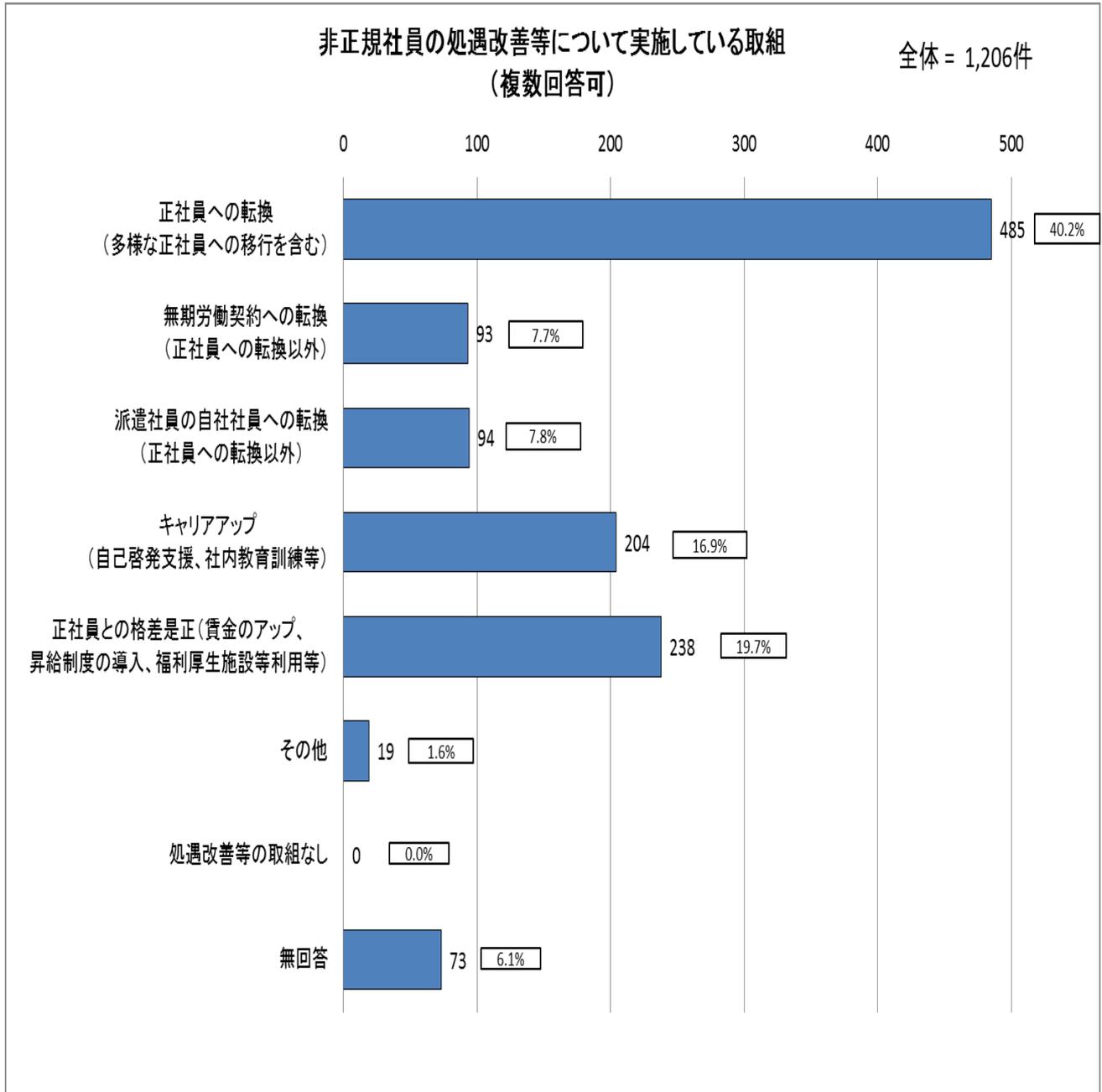
(注) 集計対象は非正規社員を雇用していると回答した事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(30) 非正規社員の処遇改善等について実施している取組内容

非正規社員の処遇改善等について実施している取組内容についてたずねたところ、「正社員への転換（多様な正社員への移行を含む）」（40.2%：485件）が最も多く、次いで「正社員との格差是正（賃金アップ、昇給制度の導入、福利厚生施設等利用等）」（19.7%：238件）、「キャリアアップ（自己啓発支援、社内教育訓練等）」（16.9%：204件）となっている。

図表36 非正規社員の処遇改善等について実施している取組内容



(注) 集計対象は非正規社員を雇用していると回答した事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

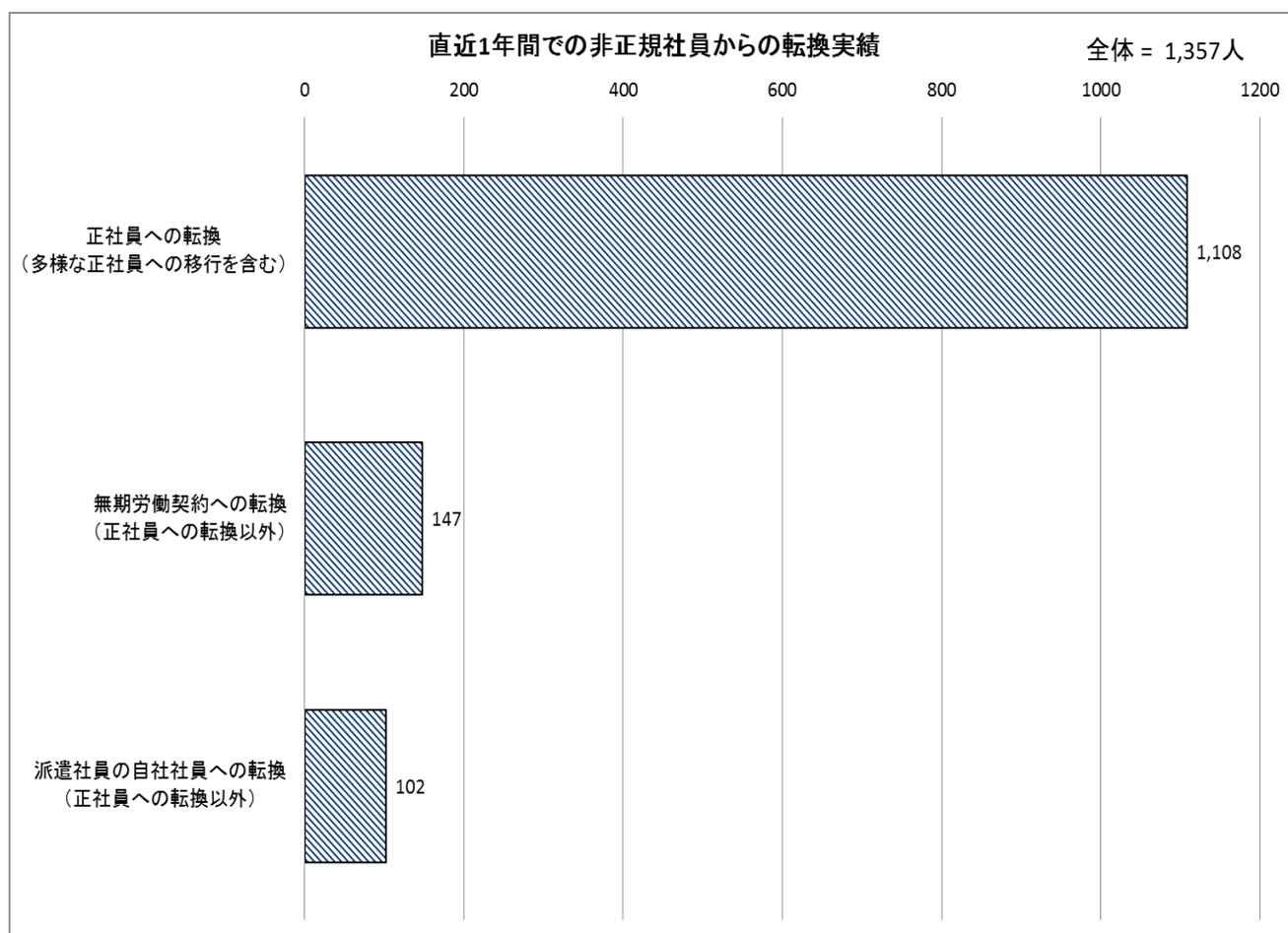
(3 1) 非正規社員からの転換実績

平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までの直近 1 年間で「正社員への転換」を実施した人数は全体で 1,108 人となっており、「無期労働契約への転換」は 147 人、「派遣社員の自社社員への転換」が 102 人となっている。

業種別にみると、「正社員への転換」で最も多かったのは「医療・福祉」(495 人)、次いで「宿泊・飲食」(143 人)、「サービス業」(102 人)となっている。「無期労働契約への転換」でも「医療・福祉」(54 人)が最も多く、次いで「金融・保険業」(36 人)となっている。「派遣社員の自社社員への転換」では、最も多かったのは「製造業」(36 人)となっている。

従業員規模別にみると、「100 人～299 人」(392 人)が最も多く、次いで「300 人以上」(310 人)、「30 人～99 人」(298 人)、「10 人～29 人」(92 人)、「10 人未満」(16 人)となっている。

図表 3 7 非正規社員からの転換実績



(注) 集計対象は非正規社員を雇用していると回答した事業所のうち、正社員への転換、無期労働契約への転換、派遣社員の自社社員への転換を行っている事業所。

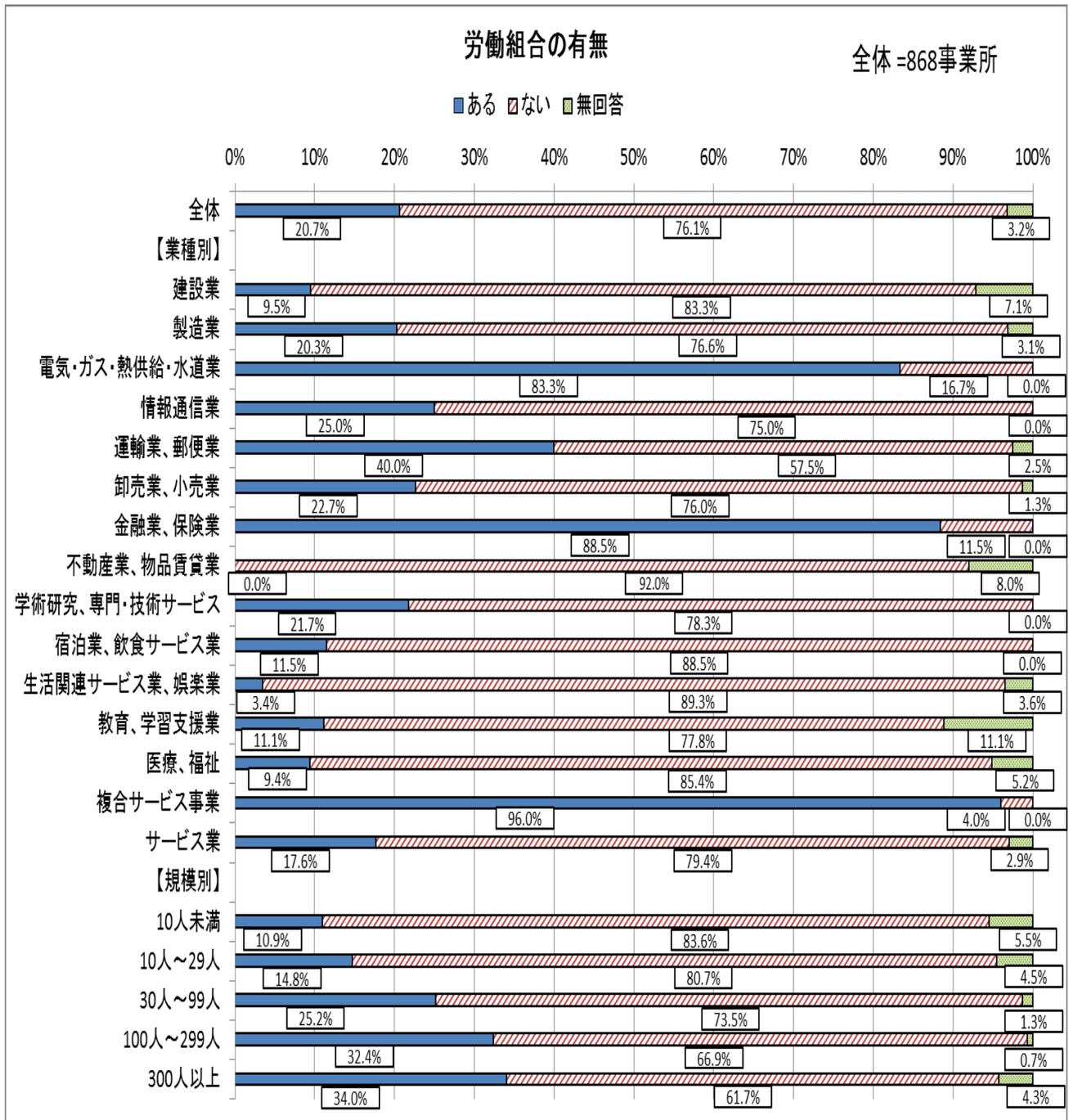
(32) 労働組合の有無

労働組合が「ある」と回答した事業所は 20.7%、「ない」と回答した事業所は 76.1%となった。

業種別にみても、「ある」と回答した事業所割合が最も高かったのは「複合サービス業」(96.0%)、次いで「金融・保険業」(88.5%)、「電気・ガス等」(83.3%)となっており、「運輸・郵便業」(40.0%)以下の11業種については25%を下回っている。

従業員規模別にみると、最も割合が低いのは「10人未満」で10.9%、最も割合が高いのは「300人以上」(34.0%)となっている。

図表38 労働組合の有無

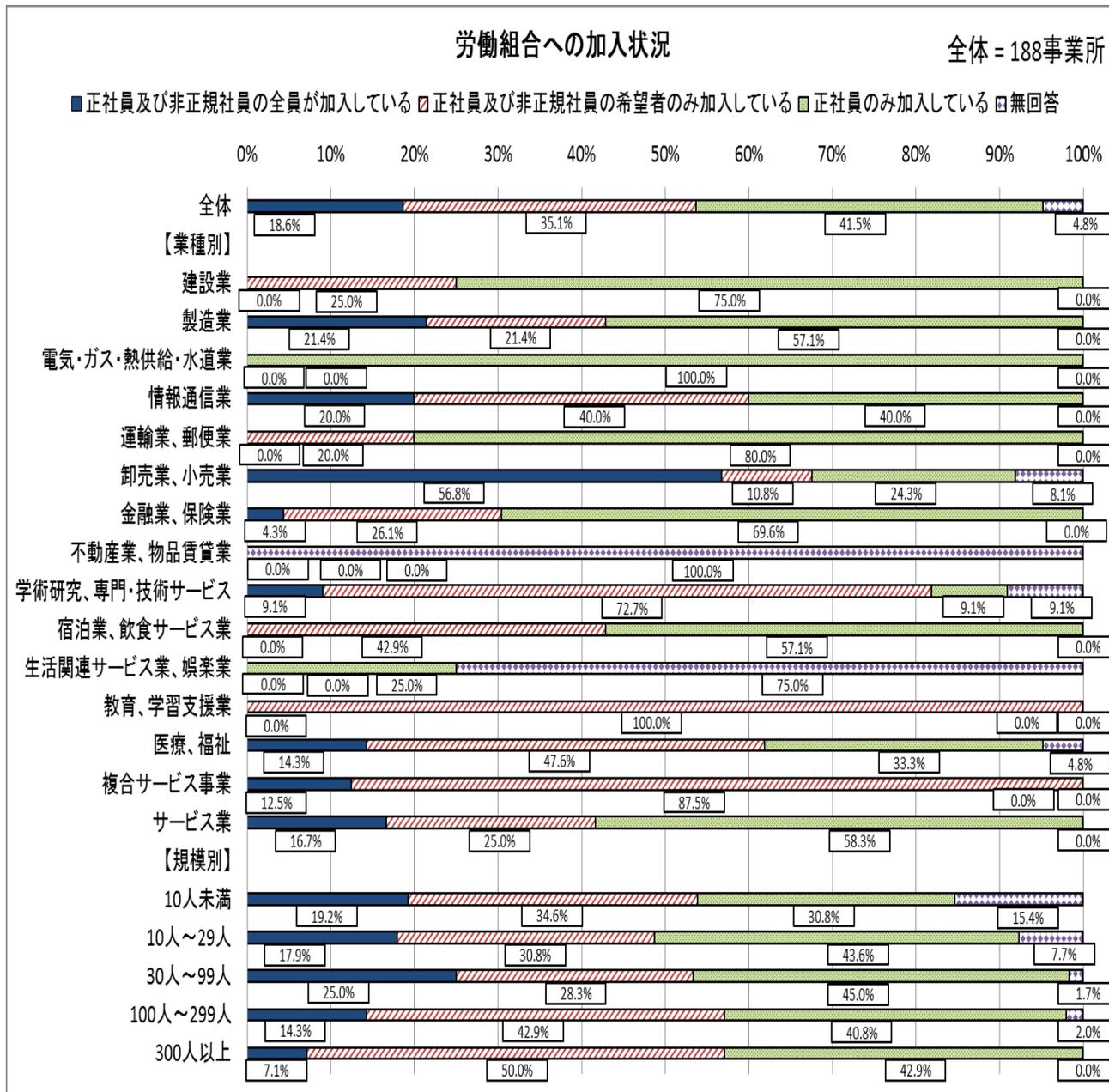


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(33) 労働組合への加入状況

労働組合があると回答した事業所に対して、加入状況についてたずねたところ、「正社員のみ加入」が最も多く41.5%となっている。次いで「正社員及び非正規社員の希望者のみ加入している」(35.1%)、「正社員及び非正規社員の全員が加入している」(18.6%)の順となっている。

図表39 労働組合への加入状況



(注) 集計対象は労働組合があると回答した事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

(34) 深夜勤務従事者の割合

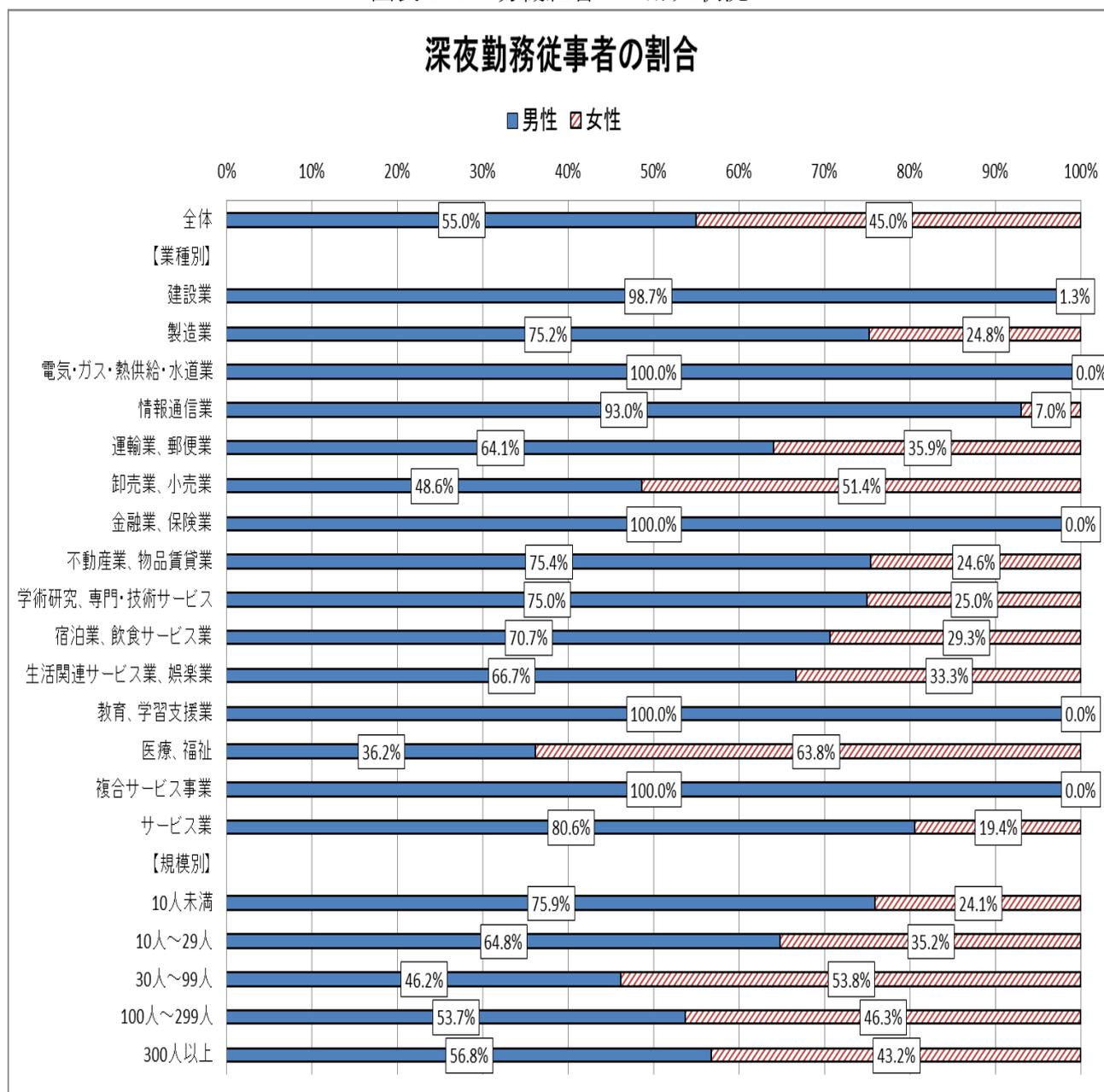
深夜勤務従事者については、全体として男性 55.0%、女性 45.0%となっている。

男性の深夜勤務従事者の割合が多い業種は、「電気・ガス等」、「金融・保険業」、「教育、学習支援」、「複合サービス業」、「建設業」、「情報通信業」となっている。

女性の深夜勤務従事者の割合が多い業種は、「医療・福祉」、「卸・小売業」、「運輸・郵便業」となっている。

従業員規模別にみても、「30人～99人」が女性の深夜勤務従事者の割合が多く、それ以外の規模については男性の深夜勤務従事者の割合が多くなっている。

図表 39 労働組合への加入状況



(注) 集計対象は深夜勤務に従事する者について回答があった事業所。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

Ⅲ 調査票



この調査票は、統計以外の目的に使用しませんので、ありのままを記入してください。

【記入にあたってのお願い】

- ※ この調査は、従業員 5 人以上の事業所から無作為に抽出した 2,000 事業所に送付しています。
- 1 記入に当たっては、給与、会計、人事等についてよく把握されている方が記入してください。
 - 2 この調査は、事業所を単位として行います。回答にあたっては、会社全体ではなく、原則として事業所のみの状況について記入してください。
 なお、事業所のみで判断できない、又は把握できない設問については、お手数ですが本店等にご確認のうえ回答してください。
 - 3 特にことわりがない限り、平成 28 年 7 月 31 日現在の状況を記入してください。
 - 4 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、平成 28 年 9 月 16 日(金)までに 返送してください。
 - 5 この調査についてのご質問等は、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2
 沖縄県商工労働部労働政策課 堀切
 TEL (098) 866-2366 FAX (098)866-2355

貴事業所の主な業種（数業種にわたっている場合は、主要な業種）はどれに該当しますか。
次頁の業種コード一覧の中から該当するものを1つだけ選んで、その番号を下欄に記入してください。
 (01 ~ 19)

業種コード	
-------	--

貴事業所名、所在地、電話番号、記入者の氏名を記入してください。

事業所名		記入者所属	
所在地		記入者氏名	
電話番号		報告書送付希望	有り ・ 無し

<業種コード一覧>

※前頁の貴事業所の主な業種（**数業種にわたっている場合は、主要な業種**）について、下表から選んで、その番号を記入してください。

大分類	中分類	大分類	中分類
01 農業， 林業		09 卸売業， 小売業	
	農業		各種商品卸売業
	林業		繊維・衣服等卸売業
02 漁業			飲食料品卸売業
	漁業（水産養殖業を除く）		建築材料， 鉱物・金属材料等卸売業
	水産養殖業		機械器具卸売業
03 鉱業， 採石業， 砂利採取業			その他の卸売業
04 建設業			各種商品小売業
	総合工事業		織物・衣服・身の回り品小売業
	職別工事業（設備工事業を除く）		飲食料品小売業
	設備工事業		機械器具小売業
05 製造業			その他の小売業
	食料品製造業		無店舗小売業
	飲料・たばこ・飼料製造業	10 金融業， 保険業	
	繊維工業		銀行業
	木材・木製品製造業（家具を除く）		協同組織金融業
	家具・装備品製造業		貸金業， クレジットカード業等非預金信用機関
	パルプ・紙・紙加工品製造業		金融商品取引業， 商品先物取引業
	印刷・同関連業		補助的金融業等
	化学工業		保険業（保険媒介代理業， 保険サービス業を含む）
	石油製品・石炭製品製造業	11 不動産業， 物品賃貸業	
	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		不動産取引業
	ゴム製品製造業		不動産賃貸業・管理業
	なめし革・同製品・毛皮製造業		物品賃貸業
	窯業・土石製品製造業	12 学術研究， 専門・技術サービス業	
	鉄鋼業		学術・開発研究機関
	非鉄金属製造業		専門サービス業（他に分類されないもの）
	金属製品製造業		広告業
	はん用機械器具製造業		技術サービス業（他に分類されないもの）
	生産用機械器具製造業	13 宿泊業， 飲食サービス業	
	業務用機械器具製造業		宿泊業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業		飲食店
	電気機械器具製造業		持ち帰り・配達飲食サービス業
	情報通信機械器具製造業	14 生活関連サービス業， 娯楽業	
	輸送用機械器具製造業		洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の製造業		その他の生活関連サービス業
06 電気・ガス・熱供給・水道業			娯楽業
	電気業	15 教育， 学習支援業	
	ガス業		学校教育
	熱供給業		その他の教育， 学習支援業
	水道業	16 医療， 福祉	
07 情報通信業			医療業
	通信業		保健衛生
	放送業		社会保険・社会福祉・介護事業
	情報サービス業	17 複合サービス事業	
	インターネット附随サービス業		郵便局
	映像・音声・文字情報制作業		協同組合（他に分類されないもの）
08 運輸業， 郵便業		18 サービス業	
	鉄道業		廃棄物処理業
	道路旅客運送業		自動車整備業
	道路貨物運送業		機械等修理業（別掲を除く）
	水運業		職業紹介・労働者派遣業
	航空運輸業		その他の事業サービス業
	倉庫業		政治・経済・文化団体
	運輸に附帯するサービス業		宗教
	郵便業（信書便事業を含む）		その他のサービス業
		19 上記以外	

【貴事業所についておたずねします】

貴事業所の状況

問 1. 貴事業所の雇用形態別の労働者数を男女別に記入してください。(平成 28 年 7 月 31 日現在)
 (該当する雇用形態がない場合は「-」、該当する雇用形態があっても該当者がいない場合は空欄のままにせず「0」を記入してください)

雇 用 形 態		男 性	女 性
正規雇用労働者（正社員）		人	人
	うち「多様な正社員」	うち 人	うち 人
非 正 規 雇 用 労 働 者 (非 正 規 社 員)	派 遣 労 働 者	人	人
	契 約 社 員	人	人
	パ ー ト タ イ ム 労 働 者	人	人
	そ の 他	人	人

- 「正社員」とは、①から③のすべてに該当するか又は④に該当する労働者です。（「多様な正社員」を含みます。）
 ①期間の定めのない労働契約を締結している者
 ②所定労働時間がフルタイムである者
 ③直接雇用である者
 ④事業主の家族のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- 「多様な正社員」とは、(1) 勤務地限定正社員、(2) 職務限定正社員 または (3) 短時間正社員をいいます。
 (1) 勤務地限定正社員とは、勤務するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ない正社員
 (2) 職務限定正社員とは、担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されている正社員
 (3) 短時間正社員とは、所定労働時間がフルタイムでない、あるいは残業が免除されている正社員
- 「派遣労働者」とは、労働者派遣法に基づく派遣元事業所から派遣されている（派遣元が給与を支給している）者
- 「契約社員」とは、1ヵ月を超える期間の定めのある労働契約を締結している労働者で、パートタイム労働者でない者
- 「パートタイム労働者」とは、パートタイマー、アルバイトなどの名称にかかわらず、1日の所定労働時間が貴事業所の正社員より短い者、または、1日の所定労働時間は同じでも1週間の所定労働日数が少ない者で、「短時間正社員」でない者
- 「その他」とは、上記以外の者
- 経営者（役員含む）は労働者に含めません。

問 2. 貴事業所では、平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日までの 1 年間に労働者を採用しましたか。
 該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1 採用した →問 2 - 1 へ	2 採用しなかった →問 3 へ
-------------------	------------------

問2-1. 問2で「1. 採用した」と回答した事業所に伺います。その採用実績について、雇用形態別、男女別に記入してください。また、そのうち新規学卒者（平成28年3月卒業）の採用実績について、同様に記入してください。【数値を記入】
 （該当する雇用形態がない場合は「-」、該当する雇用形態があっても該当者がいない場合は空欄のままにせず「0」を記入してください）

雇用形態		男性		女性	
			うち 新規学卒者		うち 新規学卒者
正規雇用労働者（正社員）		人	人	人	人
非正規雇用労働者 （非正規社員）	派遣労働者	人	人	人	人
	契約社員	人	人	人	人
	パートタイム労働者	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人

就業規則等

問3. 貴事業所では、就業規則を作成していますか。該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1 作成している →問4へ	2 作成していない →問3-1へ
----------------------	-------------------------

※ 「就業規則」とは、使用者が事業所における労働条件や勤務規律等を定めるものです。（労働基準法第89条）
 常時10人以上の労働者（パート・アルバイト含む）を使用する事業所は必ず就業規則を作成し、労働基準監督署に届出をする義務があります。

問3-1. 問3で「2.作成していない」と回答した事業所に伺います。就業規則を作成していない理由は何ですか。該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1 法律上、作成の義務がないから	2 従業員に有利な規則は作りたくないから
3 作成しなくても労使関係に問題はないから	4 作成するのが面倒だから
5 どのように作成したらよいか分からないから	6 その他（ ）

問4. 貴事業所では、労働者を雇い入れる際に、労働条件を明示した「労働条件通知書」を労働者に交付していますか。該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1 正社員及び非正規社員のどちらにも交付している	2 正社員のみ交付している
3 正社員及び非正規社員のどちらにも交付していない	4 非正規社員のみ交付している

休日・休暇制度

問5. 貴事業所における**正社員**の週休制は、どのような形態ですか。
該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	週休1日制
2	週休1日半制
3	完全週休2日制
4	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない（月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等）
5	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い（月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等）

1. 部門、職種等で週休制が異なる場合は、適用労働者数の最も多い形態に○をつけてください。
2. 2つ以上を併用している場合は、実績として多い方に○をつけてください。

問6. 貴事業所では、年次有給休暇の制度がありますか。
該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	ある →問7へ	2	ない →問8へ
---	---------	---	---------

問7. 貴事業所の**直近1年間**の年次有給休暇の付与および取得状況について、労働者1人当たりの平均日数を記入してください。【数値を記入】

（該当のない項目については、空欄のままにせず「0」を記入してください）

なお、日数が記入できない場合、その理由を該当する項目から選んでください。

〈1年間の年次有給休暇〉

雇用形態	一人当たりの平均付与日数 〈繰越分を除く〉	一人当たりの平均取得日数
正規雇用労働者（正社員）	日	日
非正規雇用労働者（非正規社員）	日	日
うち パートタイム労働者	日	日

1. 「年次有給休暇」（以下「年休」）とは、労働者が所定の休日以外に賃金をもらいながら希望する日に休みをとることができる制度（労働基準法第39条）
2. 「直近1年間」とは、貴事業所で休暇を付与する上で区切りとしている直近の期間で、暦年や会計年度単位でお考えください。例えば、決算期を3月31日とする場合、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間について回答してください。
3. 「平均付与日数」とは、労働者が当該休暇年度に新たに利用できる年休の平均日数（全労働者の年間延べ付与日数を労働者数で除した日数）です。（前年度からの繰越分は含みません。）
4. 「平均取得日数」とは、労働者が当該休暇年度内に実際に利用（取得）した平均日数（全労働者の年間延べ取得日数を労働者数で除した日数）です。
5. 時間単位で取得した分は合計して日数に換算し、端数が生じた場合は、小数点以下第2位以下を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。

【日数が記入できない理由】

- 1 日数制限を定めていない
- 2 休暇管理簿を備えていないため、計上できない
- 3 その他（)

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

※ワーク・ライフ・バランスについては、**正社員**と**非正規社員**を含めた労働者を対象とします。

問 8. 貴事業所では、ワーク・ライフ・バランスについてどの程度知っていますか。（記入者にて回答していただいてもかまいません。）該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	言葉も内容もきちんと理解している	2	だいたい理解している
3	内容はよくわからないが、聞いたことがある	4	聞いたことはない（知らない）

※「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」という意味で、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

問 9. 貴事業所において、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を導入もしくは実施している制度があれば、該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1	労働時間削減の取組（ノー残業デーの設置等）
2	年次有給休暇の取得推進
3	労働者の心身の健康支援
4	労働者の自己啓発支援
5	出産・育児支援
6	介護支援
7	フレックスタイム制の導入等
8	労働者の健康づくり（健康に関する研修、病気の予防措置等に関する支援）
9	在宅勤務などの多様な働き方支援
10	その他（ ）
11	取り組んでいない

育児・介護休業制度

※育児・介護休業制度については、**正社員**と**非正規社員**を含めた労働者を対象とします。

問 10. 貴事業所が把握している出産者（又は配偶者が出産した者の数）及び出産後の状況について、その人数を男女別に 記入してください。【数値を記入】

（該当する労働者がいない場合は、空欄のままにせず「0」を記入してください）

平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの出産者数 男性の場合は、配偶者が出産した数	女性	男性
	人	人
うち、平成 28 年 7 月 31 日までに育児休業を開始した者の数 （育児休業開始予定の申出をしている者を含む）	うち 人	うち 人
うち、平成 28 年 7 月 31 日までに育児（1 歳未満の子に限る）のため、休業せずに退職した者の数	うち 人	うち 人

問 10-1. 問 10 で「育児休業を開始した者」の利用期間（取得中の場合は利用予定期間）について、男女別に記入してください。【数値を記入】

（該当のない項目については、空欄のままにせず「0」を記入してください）

性別	期間					
	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年半未満	2年以上 3年未満	3年以上
女性	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人

1. 同一の子について、同じ労働者が2回以上または延長して取得している場合は、「1人」で合計の期間としてください。
2. 育児休業の「利用期間」とは、子の月齢ではなく実際に育児休業を利用した期間をいい、労働基準法に規定する産前産後休業期間は含みません。

問1.1. 貴事業所では、育児休業制度を就業規則に規定していますか。

該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	正社員及び非正規社員のどちらも規定あり	2	正社員のみ規定あり
3	正社員及び非正規社員のどちらも規定なし		

※ 「**育児休業制度**」：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）に規定する子を養育するために休業できる制度で、1歳未満の子を養育する男女労働者が対象であり、申し出があれば、事業主は、育児休業を与えなければなりません。

問1.2. 貴事業所では、育児の支援制度等としてどのようなものがありますか。該当する番号を全て○で囲んでください。そのうち、平成27年8月1日～平成28年7月31日までの1年間の利用者の有無について、該当する項目を○で囲んでください。【複数選択可】

	制度がある		制度がない
	うち利用者いる	うち利用者いない	
短時間勤務制度(注1)	1	a b	2
所定外労働の制限(注2)	1	a b	2
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度(注3)	1	a b	2
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(注4)	1	a b	2
事業所内保育施設	1	a b	2
育児に要する経費の援助措置(注5)	1	a b	2
育児休業に準ずる措置(注6)	1	a b	2

1. 「**短時間勤務制度**」とは、通常の所定労働時間（終業規則等において労働者が労働契約上労働すべきとされた時間）より短い所定労働時間を設定することをいいます。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む制度を設けることを事業主に義務付けています。週単位や月単位のみ短時間勤務制度はあるが、日単位の短時間勤務制度がない場合は「2」を○で囲んでください。
2. 「**所定外労働の制限**」とは、所定労働時間を超えて労働しないことを希望する労働者について所定労働時間を超えて労働させない制度をいいます。
3. 「**フレックスタイム制度**」とは、1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつでも出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）に分け、始業及び就業の時刻をその労働者の決定にゆだねる制度をいいます。
4. 「**始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ**」とは、1日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度のことです。
5. 「**育児に要する経費の援助措置**」とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。
6. 「**育児休業に準ずる措置**」とは、法律に定められた育児休業制度より長期間休暇を取得できる制度をいいます。

問13. 貴事業所では、介護休業制度を就業規則に規定していますか。

該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	正社員及び非正規社員のどちらも規定あり	2	正社員のみ規定あり
3	正社員及び非正規社員のどちらも規定なし		

※ 「介護休業制度」: 「育児・介護休業法」に規定する要介護状態にある対象家族を介護するために休業できる制度で、要介護状態にある家族1人につき、常時介護を要する状態ごとに1回、通算して93日まで介護休業ができることになっています。

問13-1. 問13で1又は2の「規定あり」と回答した事業所に伺います。

貴事業所では、対象家族1人につき、1回あたりどのくらいの介護休業を取得することができますか。該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

	法定期間	法定を超える期間			期間に限度はなく、必要日数を取得でできる
	93日(3ヵ月)まで	6ヵ月まで	1年まで	1年超以上	
正社員	1	2	3	4	5
非正規社員	1	2	3	4	5

問14. 問13の「規定あり」「規定なし」の回答にかかわらず、貴事業所における平成27年8月1日～平成28年7月31日までの1年間の介護休業の利用期間(取得中の場合は利用予定期間)について、男女別に記入してください。【数値を記入】

(該当する労働者がいない場合は、空欄のままにせず「0」を記入してください)

期間 性別	93日まで	6ヵ月まで	1年まで	1年超以上	利用期間中及び利用後の退職者数
女性	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人

※ 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は、「1人」として計上してください。

福利厚生制度

※福利厚生制度については、正社員と非正規社員を含めた労働者を対象とします。

問15. 貴事業所では、福利厚生制度がありますか。該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	ある →問15-1へ	2	ない →問16へ
---	------------	---	----------

問15-1. 問15で「1.ある」と回答した事業所に伺います。貴事業所の福利厚生制度の内容について、該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

	正社員	非正規社員
住宅費用に対する支援(社宅・住宅手当等)	1	1
健康増進に対する支援(人間ドック・一般検診等)	2	2
自己啓発に対する支援(カルチャーセンター・技能講座等)	3	3
余暇活動に対する支援(宿泊・レジャー施設利用等)	4	4
その他の福利厚生制度()	5	5

メンタルヘルスケア（心の健康対策）

※メンタルヘルスケアについては、正社員と非正規社員を含めた労働者を対象とします。

問16. 貴事業所では、労働者に対するメンタルヘルス対策を行っていますか。

該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	行っている →問16-1へ	2	行っていない →問16-2へ
---	---------------	---	----------------

問16-1. 問16で「1. 行っている」と回答した事業所に伺います。貴事業所では、どのようなメンタルヘルス対策を行っていますか。該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1	労働者への教育研修・情報提供
2	労働者からの相談対応窓口の整備
3	管理監督者への教育研修・情報提供
4	健康診断等の保健指導におけるメンタルヘルスケアの実施
5	メンタルヘルス対策について衛生委員会等での調査審議
6	メンタルヘルスケアの実務を行う担当者の専任
7	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）
8	職場復帰における支援（職場復帰支援プログラムの策定を含む）
9	その他（ ）

問16-2. 問16で「2. 行っていない」と回答した事業所に伺います。現在、メンタルヘルス対策を行っていない理由は何ですか。該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1	対策が必要な労働者がいないから	2	実施しなくてもリスクは小さいから
3	対策に必要な予算の捻出が難しいから	4	専門知識を持ったスタッフがいないから
5	労働者の関心が薄いから	6	対処方法がわからないから
7	その他（ ）		

セクシュアルハラスメント

※セクシュアルハラスメントについては、正社員と非正規社員を含めた労働者を対象とします。

問17. 貴事業所では労働者に対するセクシュアルハラスメント対策を行っていますか。

該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	行っている →問17-1へ	2	行っていない →問18へ
---	---------------	---	--------------

問17-1. 問17で「1. 行っている」と回答した事業所に伺います。貴事業所ではどのようなセクシュアルハラスメント対策を行っていますか。

該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1	事業主の方針の明確化及びその周知・啓発	2	相談窓口の設置
3	相談に対する適切な対応	4	事実関係の迅速かつ正確な確認
5	行為者への厳正な対処方針、内容の規定化	6	再発防止措置の実施
7	当事者等のプライバシー保護のための措置	8	その他（ ）

男女均等待遇

※男女均等待遇については、**正社員**のみを対象とします。

問18. 貴事業所における管理職等について、男女別の各役職者数は何人いますか。【数値を記入】
 (該当する役職がない場合は「-」、該当する役職があっても該当者がいない場合は空欄のままにせず「0」を記入してください)

		役職名 (相当職を含む)			
		合計	部長相当職	課長相当職	係長相当職
役職に就いている人数	男性	人	人	人	人
	女性 (a)	人	人	人	人
	合計 (b)	人	人	人	人

- この調査でいう「管理職等」とは、管理・事務・技術・生産部門等企業の組織系列の各部署において、配下の係員を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- 部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか呼称にとらわれず、適宜判断してください。

問19. 問18で「女性管理職が少ない(a/b=0.1未満)あるいは全くいない役職区分が1つでもある」事業所のみ伺います。女性の管理職が少ない、或いは全くいない役職がある理由は何ですか。該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1	必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない
2	現在、管理職に就くための在職年数等を満たしている者がいない
3	家事・育児と仕事との両立が困難なので、責任のある仕事を任せられない
4	出張や全国への転勤があるため任せられない
5	会社の経営方針として女性を登用しない
6	仕事がハードで女性には無理である
7	上司・同僚・部下となる男性が女性管理職を希望しない
8	顧客が女性管理職をいやがる
9	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職する
10	女性が希望しない
11	その他 ()

問20. 貴事業所では、女性が活躍するための取組(ポジティブ・アクション)を実施していますか。該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1	ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭(生活)の調和)の制度整備、制度活用促進
2	女性労働者の割合が低い職務への積極的登用・採用
3	性別に左右されない公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築
4	女性のモチベーションや職業意識を高めるための教育訓練や研修などの実施
5	管理職や同僚の男性に対する女性の能力発揮の重要性についての啓発・理解促進
6	仕事の配分やスキルアップの機会を男女同様に与えること
7	セクシュアルハラスメント防止など働きやすい職場環境の整備
8	女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査・分析
9	その他 ()
10	実施していない

※「ポジティブ・アクション」とは、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に生じている差を解消し、女性労働者の能力発揮を促進するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

問 2 1. 貴事業所において、女性が活躍するための取組（ポジティブ・アクション）を実施している理由は何ですか。該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1	女性の能力が有効に発揮されることにより、経営の効率化を図るため
2	男女労働者の能力発揮による生産性向上や競争力強化のため
3	労働者の職業意識や価値観の多様化に対応するため
4	企業イメージ向上のため（企業戦略として）
5	商品開発やマーケティング等、顧客の多様なニーズに対応するため
6	人的資源の有効活用（労働力確保のため）
7	組織の活性化のため
8	社会的趨勢であるため
9	その他（ ）

正社員以外の労働者（非正規雇用労働者）

※以下については、1頁の「**貴事業所の状況**」で「**非正規社員**」を雇用しているとした事業所のみ回答してください。

問 2 2. 非正規社員の年齢について、以下の雇用形態別に記入ください。【数値を記入】
 （該当する雇用形態がない場合は「-」、該当する雇用形態があっても該当者がいない場合は空欄のままにせず「0」を記入してください）

	合計人数	うち 34歳以下	うち 35歳～59歳	うち 60歳以上
派遣労働者	人	人	人	人
契約社員	人	人	人	人
パートタイム労働者	人	人	人	人
その他	人	人	人	人

※ 合計人数欄は、1頁の「**貴事業所の状況**」の「非正規社員」の男女別の合計人数と一致します。

問 2 3. 非正規社員を雇用している理由について、該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1	経営状態に応じた雇用調整が可能のため
2	人件費等の削減のため（人件費、経費負担が割安のため）
3	一時的な繁忙期に対応するため
4	正社員を雇用（採用）できないため
5	定年退職者等の再雇用のため
6	正社員の育児・介護休業の代替のため
7	専門的業務に対応するため
8	業務が短時間の内容のため
9	その他（ ）

問24. 非正規社員の処遇改善等について、貴事業所で実施している取組があれば、該当する番号を全て○で囲んでください。【複数選択可】

1	正社員への転換（多様な正社員への移行を含む） → 問25へ
2	無期労働契約への転換（1以外） → 問25へ
3	派遣社員の自社社員への転換（1以外） → 問25へ
4	キャリアアップ（自己啓発支援、社内教育訓練 等）
5	正社員との格差是正（賃金のアップ、昇給制度の導入、福利厚生施設等利用 等）
6	その他（ ）
7	処遇改善等の取組なし

問25. 問24で「1」「2」「3」のいずれかに回答した事業所に伺います。平成27年8月1日～平成28年7月31日までの1年間の転換実績を記入してください。【数値を記入】
（実績がない場合は、空欄のままにせず「0」を記入してください）

1	正社員への転換（多様な正社員への移行を含む）	人
2	無期労働契約への転換（1以外）	人
3	派遣社員の自社社員への転換（1以外）	人

※ 上記の「2 有期労働契約から無期労働契約への転換」及び「3 派遣社員の自社社員への転換」のうち、実態として、正社員への転換であるとみられる場合は、上段「1 正社員への転換」欄の番号のみ選んでください。
「正社員」の定義については、1頁の「貴事業所の状況」問1の注釈1を参照ください。

労働組合

※労働組合については、「正社員」と「非正規社員」を含めた労働者を対象とします。

問26. 貴事業所では、労働組合がありますか。該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	ある →問27へ	2	ない
---	----------	---	----

問27. 問26で「1.ある」と回答した事業所に伺います。

労働組合への加入状況について、該当する番号を○で囲んでください。【○印は一つ】

1	正社員及び非正規社員の全員が加入している
2	正社員及び非正規社員の希望者のみ加入している
3	正社員のみ加入している

深夜勤務について

問28. 貴事業所では、深夜勤務に従事する者は何人ですか。該当がない場合は0と記入して下さい。
（平成27年8月1日～平成28年7月31日までの実績を記入して下さい）

男性	人
女性	人

※深夜勤務とは、午後10時から午前5時までの勤務を対象とします。

～お忙しいところ、御協力ありがとうございました。～

記入内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）にて、9月16日（金）までに、返信していただきますようお願い申し上げます。

平成28年度 沖縄県労働条件等実態調査報告書
平成29年3月

発行 沖縄県商工労働部労働政策課
〒902-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL. 098-866-2366
FAX. 098-866-2355
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/>